

504
121

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始



304-121

清水龍山師序

日蓮宗大學教授 北尾日大著

新撰 立正安國論講義

新光社出版

大正 11. 11. 27 内交

序

立正安國論は吾祖立教の第一義にして開宗の第一筆なり、自ら讃して曰、

去ぬる文永五年後の正月十八日、西戎大蒙古國より日本國を襲ふべき由牒狀をわたす、日蓮が去ぬる文應元年庚申太歲に勘えたりし立正安國論にすこしもたがはず符合しぬ、此書は白樂天の樂府にも超え佛の未來記にも劣らず、末代の不思議何事かこれに過ぎむ
(種種御振舞鈔)。

と、自ら讃するは自ら傲るに非ずして、自ら佛識の符合に驚き他の謗者を警めむが爲めなり、設ひ自ら讃し自ら傲るとするも、其自ら讃し自ら傲らざるを得ざるの實ありて存するなり、借問す、佛滅後二千二百二十餘年之間一閻浮提之内有らゆる論師人師の中に、果して之に比ぶべき不思議の書を述作したる者ありや、實に三世了達の佛陀の未來記にも劣らざる神符天識は、吾聖日蓮の立正安國論を除きて、復他に之に匹儔

するに足るべきもの無き也。

立正安國論は何故に斯くも不思議の書なるや、單に未來の或る事實を豫言して、其れが眼前に實現したるが故にと謂ふか、只是れ當時に在りて不思議の書たるのみ、未だ以て佛陀の未來記にも劣らざる千古の不思議の書と謂ふべからざるなり、然るに此書は洵に天地の機微を聞き、國家の安危を示し、其機微の由りて動く所以の理、安危の繋りて起る所以の機を明にし、更に其理其機が現前の事實に徴證符合したるの不思議なるに在り、而して其理其機は、之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らざるなり、果して然らば、其事亦止た當時過去に於ける偶然の一現象として輕々に看過すべきに非ず、現在未來の我日本乃至漢土月氏一閻浮提に必ず起るべき事實なり、隨て立正安國論は、實に千萬古全世界の一大不思議の經典たるなり、此不思議の經典、偶々吾聖日蓮當時の日本國の自然界の天變地妖、人事界の自叛他遁の不祥事が緣由となりて、神人聖日蓮の靈筆に依りて此不思議の大文字となりて吾日本國に現れた

るなり、嗚呼眞に是れ天空の神言が人間の鼓膜に響き、雲表の金色が人間の視線を射りたるものに非ずして何ぞや。

本論所詮の國家の安危と教法の邪正との關係を他書に徴せば、

正法失せはてぬ、天照太神正八幡山王等諸の守護の諸天善神も、法味をなめざるか、國中を去り給ふかの故に、惡鬼便を得て國既に破れなんとす (開抄。)

佛法やふやく顛倒しければ世間又濁亂せり、佛法は體の如く世間は影の如し、體曲れば影斜なり (諸經與法華經難易事)。

我面を見ることは明鏡によるべし、國土の盛衰を計ることは佛鏡には過ぐべからず、仁王經・金光明經・最勝王經・守護經・涅槃經・法華經等の諸大乘經を開き見奉候に、佛法に付きて國も盛へ人の壽も長く (正法流布) 又佛法に付て國も亡び人の壽も短かるべし (邪法興略) と見へて候、乃至、小波小風は大船を損ずること難し、大波大風には小船を破れ易し、王法の曲は小波小風の如し、大國と大人をば失ひ難し、佛法の失あ

るは大風大波の小舟を破るが如し、國の破ること疑なし

(神國王書)。

四

法王(正法) (法華) すでに國に失せぬ、人王(家國) あに安穩ならんや

(報恩鈔)。

普賢經云、正法治國不邪枉人民等云云

(災難退治鈔)。

一切の大事の中に國の亡ぶるが第一の大事にて候、乃至、夫れ大事の法門と申は別に候はず、時に當て爲我爲國大事なる事を少も勘へたがへざるが智者にて候也

(蒙古使御書)。

と、開去れば明來り、明去れば闇來る、明闇一時なり難し、正法興隆すれば善神力を得て民心正しく國乃ち安く、邪法繁盛すれば惡鬼便を得て民心邪國乃ち危し、自然人事俱に教法に相須つことは是の如し、而して聖日蓮の時に當りて、日本一國上下擧つて法華の正法を誘りて念禪の邪法を信ず、天地天孽自叛他逼國將に危からんとす、是れ良に理機の當然なるに由る、決して偶然に非ざる也、

世の科學者流、或は此論を見て嘲笑の言を發す、然れども是等未だ天地の神祕を察す

ること能はずして、唯僅に蠢爾たる人間の腦府を恃みて以て判斷の本位と爲し、自ら耳を掩ふて天空の妙音を聽くことを願はず、嗚呼實に憫笑に堪ゆべけんや。

方今惡思潮滔々乎として人心を漂蕩し國將に危からんとす、嗚呼是れ良に聖日蓮の立正安國論に倭むるを識らざるに坐す、今にして尙ほ聖の言に聽かずんば、即ち將に自界叛逆他國侵逼の二難來らんこと亦斷じて知るべきのみ、蓋し已に徵あり、夫れ機微内に藏して而して事物外に形はれ、氣先づ動いて而して勢後に激す、今や人情菲薄德操荒頽、是れ自界叛逆の機即ち已に熟するなり、我を忌みて而して彼に向ひ、己を卑ふして而して人を怖れ、利只之趨り國を賣りて而して愁づること無し、是れ他國侵逼の氣即ち己に動くなり、詎に懼れ且つ戒めざるべけんや、言ふ所の「他方賊來而侵逼其國、自界叛逆而掠領其地、實不驚哉、豈不騷哉」「汝早改信仰之寸心速歸實乘一善、然則三界皆佛國也佛國其衰哉、十方悉寶土也寶土何壞哉、國無衰微土無破壞、身是安全心是禪定、此詞此言可信可崇矣」の勸誡、今正に大に絶叫せざるべからざる

五

也。

吾日大北尾啓玉君、深く茲に鑑みる所ありて、頃日其多年教壇に講述したる成案を公刊し、内は以て學子の鑽仰に便し、外は以て天下の警覺に資せんとし、來りて序を囑せらる、乃ち一言蛇足を添ふる事爾り。

大正十一年六月

古愚道人 龍山 日淵

例言

- 一 本書は、日蓮宗學に於ける中學上級又は大學豫科程度の教科書參考書たるべき目的を以て編著せり。然れども一般日蓮聖人遺文讚仰者研究者に對しても亦好伴侶たらむことを期せり。
- 二 本文は、大體所謂『御正本』と稱する正中山法華經寺所藏の御眞筆に據れり。御眞筆は勿論白文無點なれども、讀誦研究の便を計りて、句讀調點假名等を附し、且つ講義の都合上、一連の御文章を百十數節に分割したり。
- 三 本講義は、大體著者の組織宗學の見地より、古今内外諸師の疏釋を參照し、殊に了義遠師の『講義』英園英師の『新註』谷海淑師の『和註』等の説を採萃し襲用せる所多しと雖も、著者自身の現代的な新解釋を施せる所も亦尠からず、且つ特に『立正安國論廣本』との對照を爲したるが如きは、全く著者の獨創に出で、此書の特徴とする所也。
- 四 本書四號活字は概ね本文なり。本文の前にある六號活字は「科文」なり。講義を分つて凡そ「廣本」「文釋」「通解」の三とし、また「餘義」「細科」を加へ、且つ十大段の終りには特に「大意」を附せり。「科文」は、御文

章の文段を標示したるもの、「細科」は、其細分なり。「廣本」は、本書と廣本との對照なり。「文釋」は、本文の難解の文句に對する解釋なり。「通解」は、其分段せる御文に對する通じての解釋にして亦自ら其大意を含めり。「餘義」とは、文釋・通解等に漏れたる餘談なり。「大意」とは、十大段各段毎の大意なり。又講義中に圓圈點を附する文字は、將に解釋せむとする本文なり。又「科文」の下(…頁來)とあるは、此の科文は何頁より來るの意にして、其の前後の連絡を知らしむる也。

五 本書中、吾祖、聖人、大士等といふは、竝に我が日蓮大聖人を指す也。

六 本書の講義中、往々前後照合せず、左右相背く等の所無きに非ず、そは多分は聖語多含の故に異說異義を示すのみ。又前後重複せる所は、概ね廣說略說重說して、懇勸に信解せしめんが爲也。

七 全體の科文は、正式の講義としては、本文前の序說に示すべきものなれども、本書にありては、本書の頁數を附する都合上餘儀なく之れを卷頭に掲げたり。

八 本講義中引用の『御書』頁數は『日宗社』發行の『日蓮聖人御遺文』に據れり

九 本書の腹案は、著者が數年來日蓮宗大學に於ける教授上の經驗に基くもの多しと雖も、其執筆は、公私多忙中一氣呵成したるものなれば、定めて上は聖意に協はず、下け讀者に満足を與ふること能はざるべし。伏

して大方の是正を乞ひ、且の他日の再治を期す。

十 本書發行に際し、特に序文を賜りたる日蓮宗大學天台宗大學日本大學講師清水龍山上人の恩惠に對して、滿腔の謝意を表す。又予が若干の著述事業に關して、恒に多大の同情又は援助を與へらるる、道友淺井要麟氏、加藤文雄氏、島田勝存氏、岡教彦氏、山上智海氏、豊田劍陵氏等の厚誼を謝す。又大正三年以來著者の幾多の出版事業に對し、不斷の外護を寄せらるる、株式會社共立商工銀行浦富支店長加納三郎氏が、此書に對しても、亦多大の援助を附與せられたる、熱烈の信念と大なる道義心を多謝す。又此書の出版普及を擔任せられたる新光社主人の努力を讚美せずんばあらず。

日蓮聖人本門本尊佐渡始顯第六百五十年の紀念日、大正十一年七月八日

東都城南日蓮宗大學西側の幽居に於て

蓮華道人識す

新撰 立正安國論講義目次

緒言.....一

第一章 序說.....一

第一 略說.....一

第二 廣說.....二

一 著者.....二

二 年代.....二

三 處所.....三

四 賜所.....三

五 山嶽.....三

六 大綱.....四

七 地位.....五

八 種類.....六

目次

九	意趣	六
一〇	種類	六
一一	眞偽	六
一二	眞蹟	六
一三	版本	八
一四	異本	八
一五	末書	八

第二章 題 釋……………八

第三章 本文解釋……………一四

第一段 災難の由來を明す……………一四

客 問……………一四

主 答……………三〇

第二段 災山の證を引く……………三三

客 問……………三三
主 答……………三四
第三段 内衆の破法を擧げて以て亡國を證す……………六六
客 問……………六六
主 答……………七一
第四段 破法の人を明す……………八四
客 問……………八四
主 答……………八七
第五段 選擇の謗法を訣斷して災難法然に由ることを明す……………一二九
客 問……………一二九
主 答……………一三六
第六段 古今の上奏を明す……………一五一
客 問……………一五一
主 答……………一五三

第七段 攘災の方術を明す……………一六〇

客 問……………一六〇
主 答……………一六三

第八段 禁斷謗法の術を明す……………一九七

客 問……………一九七
主 答……………二〇三

第九段 急て對話を催促し正しく立正安國を論ず……………二〇九

客 問……………二〇九
主 答……………二一三

第十段 旅客謗法退治を領するを明す……………二三五

第四章 安國論御勘由來……………二三九

第五章 安國論奥書及び送狀……………二四五

第六章 結 論……………二四七

第七章 餘 論……………二五七

第一 念佛無間亡國論の概要……………二五八

第二 安國論は吾祖の本懐を顯すや否や……………二六三

第三 立正と安國との關係……………二六八

第四 本論は現世主義か未來主義か……………二七一

第五 不受不施主義と安國論……………二七四

第六 廣略二本の對照……………二七五

第七 立正安國念佛無間亡國に關する聖教……………二七七

第八章 立正安國論の原理應用……………二八六

附 錄 參 考 書 類……………卷 尾

編外目次

三序文	……………	同三
四例言	……………	同四
五目次	……………	同五
六科文	……………	同五
七本文等	……………	自三〇一頁
八奥附及廣告	……………	卷尾

新立正安國論講義目次終

立正安國論科文

日蓮遺文中此書の科文の如く諸師の試料多きは無し。則ち日修の御書科文、承慧日修の御書註、日講の啓蒙、日英の新註、日需の文段、日辰の修訂科文、梁山の講義科文、日生の講義科文、哲學辭書中の正治の科文、智大の新釋、善知の日蓮聖人の國家觀中の科文等廣略約十餘種あり。今は且く吾師日辰が新註の科文を修訂せるものを、更に予の修補せる科文に依れり。然るに科文は不文講義中に、一々に分出揭示するも、更に本書全體の大系組織を概観すべき要ありて、煩重を厭はず、次に其全體を掲ぐるごととせり。

此書大分爲二〇一、題號(九頁)〇二、入文(自一四頁至三三九頁)、又大分爲十段、

第一段、明災難由來、又二

初、客問、又四

- 一、舉災難之相……………(旅客の下)……………一五
- 二、列治術、凡五雙……………
- 一、東西兩佛對……………(然問の下)……………一七
- 二、息災經力對……………(或仰の下)……………一九
- 三、教觀二行對……………(有因の下)……………二二
- 四、勢力名形對……………(若書の下)……………二三
- 五、神人祭德對……………(若拜の下)……………二四
- 三、明惘所無、應災難增劇……………(雖然唯の下)……………二七
- 四、決疑、又二……………

后、主答、又三

- 初、結悲歎……………(觀夫の下)……………二八
- 后、語決災由……………(是依の下)……………二九
- 初、同愁共客欲談治法……………(主人曰獨の下)……………三〇
- 次、陳見災懷疑……………(夫出家の下)……………三一
- 後、正答災由……………(備傾の下)……………三二

第二段、引災由之證、又二

初、客問、又二

- 初、述悲歎……………(客曰天下の下)……………三三
- 后、牒前答微證……………(今入の下)……………三四
- 后、主答、又三……………

初、總標……………(主人曰其文の下)……………三四

次、引證、又二

初、引ニ四教之文、又四

一、金光明經、又三

初、國王不信……………(金光明經の下)……………三五

次、明ニ善神上天……………(世尊我等の下)……………三七

後、正明ニ災難……………(既捨離已の下)……………三九

二、大集經、又四

一、驟ニ舉佛法隱沒相……………(大集經云佛法の下)……………四一

二、明ニ災沒相……………(當時虚空の下)……………四二

三、明ニ増ニ惡業ニ感ニ惡業上……………(十不善の下)……………四五

四、明ニ由ニ法滅ニ善神捨レ國上……………(如是不善の下)……………四七

三、七王經、又二

初、護國品……………(仁王經云国土の下)……………四八

后、受持品……………(又云我の下)……………四九

四、引ニ藥師經……………(藥師經の下)……………五一

后、重引ニ二經之文ニ示ニ三災七難、又二

初、引ニ仁王經ニ示ニ七難……………(仁王經云大王の下)……………五二

后、重引ニ大集經ニ示ニ三災……………(大集經云若の下)……………五九

後、結答……………(夫四經の下)……………六一

第三段、舉ニ内衆破法以證亡國、又二

初、客問、又二

初、述ニ大法紹隆、又二

初、叙ニ其東漸……………(客作色の下)……………六六

后、陳ニ紹隆之相……………(爾來の下)……………六七

后、詰問……………(誰謂の下)……………七一

后、主答、又三

初、擧^グ破法相^ヲ、又二……………(主人喻曰の下)……………七一

初、擧^ス紹隆……………(主人喻曰の下)……………七一

后、明^ス邪師邪徒……………(但法師の下)……………七一

次、引證、又二

初、引^キ仁王涅槃^ヲ、明^ス破佛破國^ノ因緣^ヲ、名^ヲ、又二……………(仁王經云論の下)……………七三

初、引^キ仁王^ヲ、明^ス謗法惡業^ノ即破國^ノ因緣……………(涅槃經云菩薩の下)……………七五

后、引^キ涅槃^ヲ、更明^ス破法重罪^ノ即墮獄^ノ正因……………(涅槃經云菩薩の下)……………七五

后、引^キ法華涅槃^ヲ、正示^ス實體^ヲ、又二……………(法華經云惡世の下)……………七七

初、引^キ法華^ヲ、明^ス惡比丘^ノ體用……………(法華經云惡世の下)……………七七

后、引^キ涅槃^ヲ、更明^ス惡比丘^ノ行狀……………涅槃經云我の下)……………八一

后、結答……………八四

第四段、明^ス破法人^ヲ、又二

初、客問、又二

初、陳^フ世尊^ノ尊貴……………(客猶憤の下)……………八四

后、詰難……………(何吐妄言の下)……………八六

后、主答、又三

初、標^ス出^ス謗^ハ及謗書……………(主人曰後鳥羽院の下)……………八七

次、引^キ選擇集^ヲ、釋^ス謗法相貌……………又二

初、引^テ文牒^ス與捨^ヲ、開拋^ヲ四字……………又五

一、第一段聖淨二門章^拾……………(其選擇云の下)……………八八

二、第二段正雜二行章^拾……………(又云善導和尙の下)……………一〇一

三、第十二段付囑阿難章閉……………(又云貞元入藏錄の下)……………一〇七

四、第八段具足三心章……………(又云念佛行者の下)……………一一二

五、第十六段付囑身子子章(闕、抛)……………(又最後結句文の下)……………一一七

后、評破、又二

初、正評破、又二

初、總彈……………(就之見之の下)……………一一八

后、敷セム法然謗罪……………(近背の下)……………一一九

后、明ス損善、又二

初、述ブ生ル邪信……………(於是代の下)……………一二二

后、將ス明ハント衰微、又二

初、述ブ昔日興盛……………(仍傳教の下)……………一二三

后、正明ク今日衰微、又五

一、叙ス選擇失……………(而依法然の下)……………一二六

二、述ブ徒弟授受……………(是以の下)……………一二六

三、伽藍荒廢……………(故佛堂の下)……………一二六

四、述ブ悲歎意……………(雖然各の下)……………一二六

五、重陳ネテ神聖隱匿ラテ以訣ス選擇之禍……………(是以住持の下)……………一二六

後、結破……………(悲哉の下)……………一二八

第五段、訣ク斷選擇謗法、明ス災難由ル法然ニ 又二

初、客問、又三

初、總述ブ古昔彌陀崇敬、又二

初、佛說祖承……………(我本師の下)……………一二九

后、稱名利益……………(又往生の下)……………一三〇

次、別歎ス法然、又三

初、歎ス智解……………(就中法然の下)……………一三二

次、稱名開業……………(雖然猶の下)……………一三三

後、衆人仰信……………(故或號の下)……………一三四

後、詰難前答……………(而忝の下)……………一三五

后、主答、又三

初、論客迷……………(主人咲の下)……………一三六

次、正訣謗法相、又五

一、徵起……………(汝聞の下)……………一三七

二、示權實之正軌……………(釋尊說法の下)……………一三八

三、提舉四師謬釋略破之……………(而曇鸞の下)……………一三八

四、徒衆謬受……………(人皆信の下)……………一四二

五、結斥……………(誠是の下)……………一四二

後、正述災難由選擇、又四

一、叙邪義廣宣……………(此邪教の下)……………一四三

二、牒客疑……………(抑以の下)……………一四三

三、引例、又二

初、引天台釋明徵顯災後致以證近年災難遠由中法然謗法……………(聊引の下)……………一四三

后、引慈覺証以備念佛亡國之證……………(又案の下)……………一四七

四、結答……………(以此惟の下)……………一四九

第六段、明古今上奏、又二

初、客問、又二

初、領主教……………(客聊和曰の下)……………一五一

后、難今上書……………(但白華洛の下)……………一五一

后、主答、又二

初、叙今上書意、又三

初、人賤法貴……………(主人曰予の下)……………一五三

次、護法微衷……………(弟子生の下)……………一五四

後、出佛誠……………(其涅槃經の下)……………一五五

后、舉昔日嚴譴……………(其上下的下)……………一五七

第七段、明禳災方術、又二

初、客問、又二

初、難今書……………(客則和曰の下)……………一六〇

后、請求禳災之法……………(但災難の下)……………一六一

后、主答、又二

初、謙讓對客疑……………(主人曰余の下)……………一六三

后、示禳災術、又五

一、示要術……………(抑治術の下)……………一六四

二、引證、又二

初、禁斷謗人、又四

一、禁施謗人……………(即涅槃經の下)……………一六五

二、明謗人斷命、又二

初、正明……………(又云我の下)……………一六八

后、釋伏疑……………(華男子以是因縁の下)……………一六八

三、明以下正法付囉國王令上苦治謗法者……………(仁王經の下)……………一七四

四、明下執持刀杖降伏謗法者……………(又云佛の下)……………一七六

后、明謗罪深重……………(法華經の下)……………一七八

三、釋禁斷謗法嚴重經意……………(夫經文の下)……………一八九

四、信順佛禁顯今謗法、又三

初、叙^ス歸^ル誡^ム諸^ノ金^言……………(法華涅槃の下)……………一九二

次、明^ス重^キ禁^ム違^フ犯^ス相^ノ……………又四

一、標^ス其^ノ相^ノ……………(而謗法の下)……………一九三

二、陳^ス歸^ル邪^ノ師^ニ……………(是以或の下)……………一九三

三、明^ス破^ル三^ノ寶^ノ相^ノ……………(然間或の下)……………一九三

四、結^ス示^ス……………(此邪義の下)……………一九四

後、悲^ム歎^ム……………(嗟呼の下)……………一九七

五、勸^ム覺^ス急^ニ禁^ム謗^ル法^者……………(早思の下)……………一九七

第八段、明^ス禁^ム斷^ル謗^ル法^之術^ヲ 又二

初、客^ノ問^ハ、又四

一、述^フ殺^ス害^ノ之^ノ非^ヲ……………(客曰若の下)……………一九八

二、引^ク經^ノ文^ヲ證^ス……………(則大集經の下)……………一九八

三、現^シ證^ス……………(彼竹杖の下)……………二〇〇

后、主^ノ答^ハ、又三

初、論^ス客^ノ未^キ解^ヲ……………(主人曰客の下)……………二〇三

次、會^ス通^ス大^ノ集^ノ經^ヲ……………(全非禁の下)……………二〇四

後、正^シ示^ス禁^ム斷^ル方^ノ術^ヲ……………又二

初、禁^ム過^ル供^ス施^ヲ以^テ換^フ斷^ル命^ノ聖^ノ制^ニ……………(夫釋迦の下)……………二〇五

后、結^ス示^ス……………(然則四海の下)……………二〇六

第九段、急^ニ催^シ促^シ對^シ治^ヲ正^ク論^ズ立^テ正^ノ安^ノ國^ヲ 又二

初、旅^ノ賓^ノ領^ヲ解^ス、又二

初、領^ス主^ノ人^ノ之^ノ教^ヲ……………(客則避席の下)……………二〇九

后、隨_ス順_ニ其_ノ教_ニ……………(所詮國土の下)……………二一〇

后、主人催_ス促_ス對_シ治_ヲ、又二

初、歎_ス歸_ル伏_ヲ……………(主人悦曰の下)……………二一三

后、正_ク催_ス促_ス、又三

初、標_ス二世除禍_ヲ……………(但人心の下)……………二一四

次、釋、又二

初、現世……………(所以者何の下)……………二一五

后、釋_ス當_レ來_ヲ、又三

初、正釋……………(就中人の下)……………二一九

次、引_テ四經文_ヲ證_レ之……………(所以者何の下)……………二二一

後、教誡……………(廣披の下)……………二二八

後、結_シ催_レ促_ニ正論_ヲ立_テ正安國_ヲ……………(汝早の下)……………二二九

第十段、明_ス旅客領_ス謗_ヲ法退_レ治_ヲ、又三

初、領解……………(客曰の下)……………二三五

次、改悔……………(我信の下)……………二三六

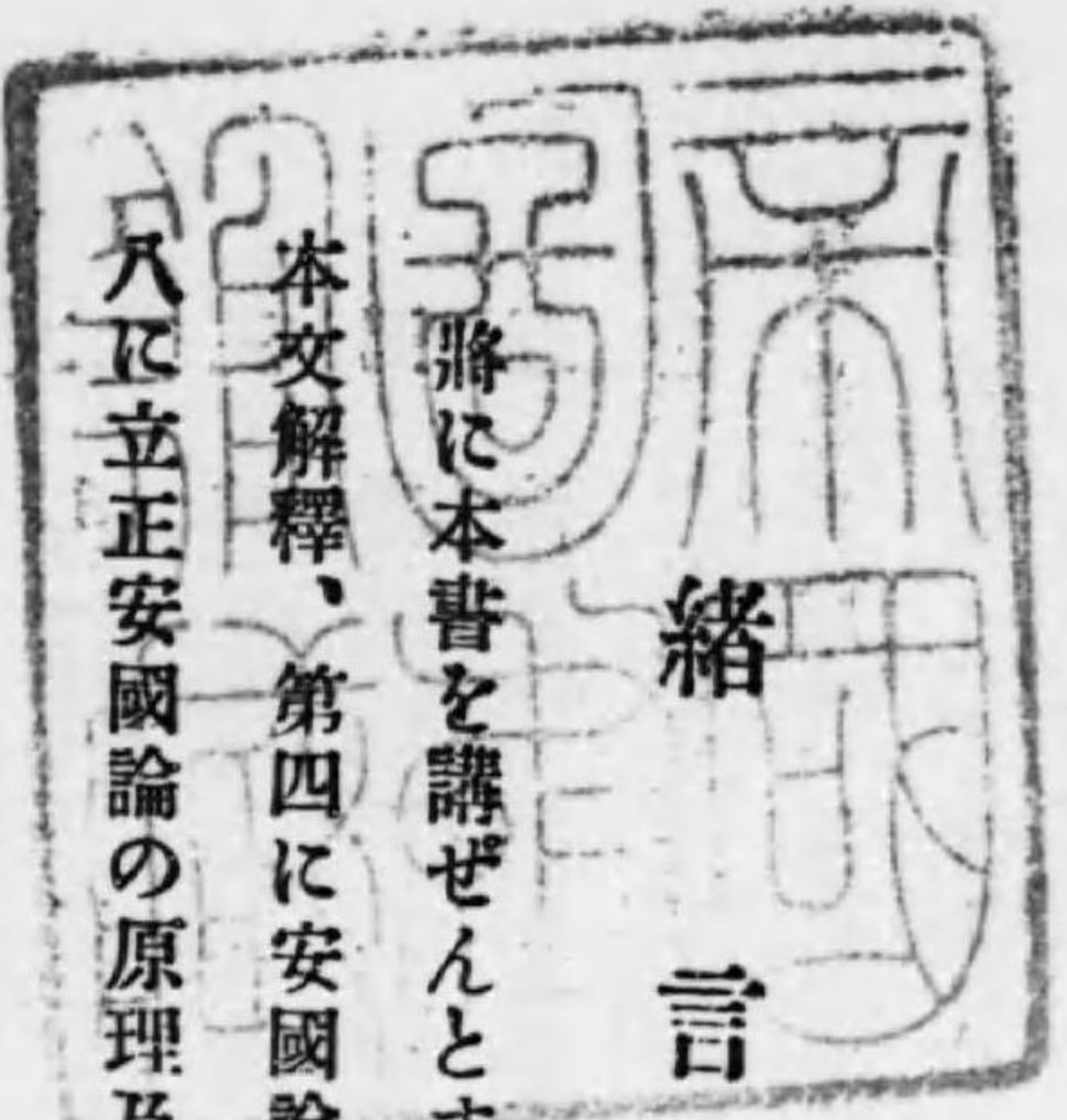
後、誓_ス約_ス他日聽_レ法_ヲ……………(彌仰の下)……………三三七

(終)



新撰 立正安國論講義

北尾日大編著



將に本書を講ぜんとするに大に分つて十章とす。第一に序説、第二に題釋、第三に本文解釋、第四に安國論御勘由來、第五に安國論奥書、第六に結論、第七に餘論、第八に立正安國論の原理及應用、第九に末書、第十に日蓮教義大意也。

第一章 序 説

序説を又分つて二と爲す、一に略説、二に廣説なり。第一に略説又分て五と爲す。

謂く法、人、時、處、伴是也。

一 法(所説の法)。一國舉つて邪に歸し、國將に亡びなんとす。故に正法を建立して、國家を安泰にするの要術を述べたまふ。

二 人(能説の人)。一往は天台沙門日蓮、再往は末法の大導師本化上行の再誕日蓮大菩薩也。

三 時(撰述の時節)。文應元年庚申七月十六日、聖壽三十九歳。

四 處(撰述の場所)。相州鎌倉、松葉ヶ谷の庵室。

五 伴(授與の眷屬)。前執權最明寺入道北條時頼。

第二に廣説を又分て十五と爲す、著者、年代、場處、所賜、緣由、大綱、地位、種屬、意趣、種類、眞偽、版本、異本、末書是也。

一 著者 即ち能説の人師は略説の如し。

二 年代 神武紀元千九百二十年、人皇第九十代龜山天皇、將軍第六代宗尊親王、執權第六代武藏守北條長時、西曆千二百六十年、法然寂後四十九年、親鸞入寂の三年前、大正十一年を距る六百六十四年、餘は略説の如し。

三 場所 御脱稿の場處は、略説の如く相摸鎌倉なるも、御草案の所は駿河岩本實相寺の經藏なるが如し。

四 所賜 即ち所授の眷屬は、別しては寺社職宿谷入道光則を介して、當時天下の主權者前執權最明寺入道時頼に呈せられたるものなるも、通じては當代乃至末法萬年に於ける日本乃至世界の國王國臣國民に賜はれるもの也。

五 緣由 本論述作の緣起由來は、聖人自ら御勘由來並に奥書に記したまへる如く、正嘉正元の天變地妖は我國前代に絶えて無き所、飢饉數年に亘り、疫癘人畜を仆し、叫喚相續で天に響き、死屍累々として地に横はる。此に於てか僧徒は祈禱を凝らし、神社は祭祀を營み、幕府は徳政を行ひ、以て攘災を祈る、然れども一點の驗もなく災厄頻に臻る、聖人謂らく、是れ何の徴ぞ、佛法の本旨は先づ生前を安じて更に歿後を扶くるに在り、佛子の本分は法を知り國を思ふを以て第一義とす、教法當面の目的は國家を治め人類を安んぜんが爲ならずや。今の國狀を觀るに、營に人民の疾苦に沈むのみならず、國將に危からんとす、凡そ一切の大事の中に國の亡ぶるは第一の大事にあらずや、いでや日蓮佛眼を借りて國家の前途を照さんと。聖人嚮に藏經を清澄に奈良に土橋

に鶴岡に閑して周覽遺すなし、然るに今復衣を振て駿州岩本に往き實相寺の經藏に入つて、徐ろに大藏を繙く。今や三世了達の法鏡を採つて我國相を照さんとす、正嘉元年より文應元年に至る四個年の間精研を積み審思を重ね、考證方に成つて護法憂國の志愈強し。聖人言ふ、世皆正に背き人悉く惡に歸す、故に神明國を棄て聖賢還らず、幾多の災天已に至るも尙是れ先序のみ、自界叛逆他國侵逼の二難將に起つて國危かるべし、誰か驚かさらん誰か悲まさらん、と乃ち錫を鎌倉に還し松葉谷の草堂に入り、滿腔の赤誠を瀝いて此論策を著す。此書の豫言終に謬らず、後年一日自他の國難競ひ起つて兼知未萌の奇蹟を含む。聖人自ら言ふ「去ぬる文永五年後の正月十八日西戎大蒙古國より日本國を襲ふべきの由牒狀をわたす、日蓮が去ぬる文應元年太歲庚申に勘へたりし立正安國論にすこしもたがはず符合しぬ、此書は白樂天の樂府にも起え、佛の未來記にも劣らず、末代の不思議何事か之に過ぎん」と、是れ後年の回顧にして又この著作の抱負なりき。

六 大綱 一論の主旨は、國家の安危は偏に教法の邪正に在り、故に危國の現狀を救いて安國の彼岸に導かんとならば、須く邪法を破壊して正法を建立すべしといふにあり。尙委くは後の結論等の如し。

七 地位

此書は御書中頗る重要な地位を占む。本書は未だ宗義の精要を述ぶるに至らざるも、教法と國家との關係を示すこと極めて峻嚴にして、日蓮主義の法國相關の原理を窺ふ有力の書也。而して附文の上には未盡さざる所あるも、元意綱格としては、聖人畢生の主張に屬し、王法佛法の冥合、本門戒壇の建立は本書に準據すべく、將來國教定立の機運は本書の指南に基くべし。又聖人自ら本書を重んぜられしことは、天下諫言の大論策として特に此書を執筆せられたる事。又立正安國論御勘由來、立正安國論奥書の文言に徴し。又宿屋入道許御書(六〇七)、一昨日御書(六八八)、開目鈔(八一六)、顯立正意鈔(一〇七三)、撰時鈔(一二四一)、觀心本尊得意鈔(一三三二)、種種御振舞御書(一四〇三)、本尊問答鈔(一八〇三)、等に此書を引用したまふに依るも。又蒙古の來襲に當つて十一通御書(與北條時宗書六〇八……與長樂寺書六一七)を作れるに亦特に本書を引用したまふに見るも。又池上に於ける最後の説法に本書を講じたまひしに徴するも。又後年自ら數本を寫傳したまひしに見るも、又御直弟の寫本四種現存するに見るも、又六哲が御書を編輯して五大要書を選択し、其冒頭に此書を置きたるに徴するも明也。但し佐前佐後にては佐前、序正流通にては序分なれば、他の四大部等に比較せば稍輕し。一説に本論と開日本尊の二鈔とを合

して皮肉骨に配す、又案するに根花實に譬ふべきか。

安國論——皮——根

開目鈔——肉——華

本尊鈔——骨——實

八 種屬 法門の種屬は、教觀にては教相正意、五綱にては教綱と國綱正意、五對にては權實相對、教宗にては約宗、在滅にては滅後、攝折にては折伏、折伏にては念佛亡國無間論。念佛亡國無間論にては法然淨土宗亡國無間論也。

九 意趣 一論の意趣即ち四悉檀(四種の感化)中には、元意(根本)は無論第一義悉檀(人間をして絶感化法)なるも、附文(一往文)は世界(國家社會に歡喜、爲人(調人に善心を生)對治(衆生の罪惡を破)なり、就中對治悉檀多量を占む。

一〇 種類 御書の種類(御著述類、御消息類、御筆記類、御註)は、御書述類にして題目は御自題なること言を俟たす。

一一 眞偽 眞偽を評量せば、御眞撰なること勿論也。

一二 眞蹟 政府献上の正本は傳はらざるも、御寫本御補本(一説に)の御眞蹟四本、外に御直弟

寫本四種あり。

- 一、中山本(現存す。古來「御正本」と稱するも、之は文永六年十二月八日矢木胤家に授與せられたる寫本なり。)
- 二、身延本(明治八年焼失す。緣起不明なるも中山本の類には非ざるか。古來「略本」と稱せり)
- 三、本圀寺本(現存す。古來「廣本」と名く弘安年間身延山にての増補本なり。但し一説には御草稿本なりといふ。)
- 四、眞間本(古來「切損本」と云ふ、明治以前に散失して今は無し。)

御眞蹟四本

- 一、興師本(伊豆玉澤、妙法華寺)(題號の下に「天台沙門日蓮期之」の御署名あるは此本なり)
- 二、高師本(下總中山、法華經寺)
- 三、進師本(相模鎌倉、妙本寺)
- 四、法師本(駿河岡宮、光長寺)

右の内、古來版本に載せらるる所謂「正本」(廣本に)は、即ち中山本にして、御眞蹟は、全三十六紙(但し第三四紙紛失す、正中川十三世功德院日通身延本に依て拜寫補充す)行數五百六十四行、縦七寸六分、横寸七分五厘なり。

一三 版本 慶長年間(徳川秀忠)重乾遠三師に依りて、始めて五大部が上梓されしより現代に至るまで、御書の出版鮮からず、今其主なるものを挙げ、而して本書の巻数を示さん。

1 祖書録内

- イ 百部撰本
- ロ 本圓寺本(四十卷)、卷一
- ハ 平樂寺本(四十卷)、卷一
- 2 高祖遺文録(三十卷)、卷七、一一一八
- 3 日蓮聖人御遺文(縮刷)、(卷一)、三七三―三九二
- 4 日蓮聖人全集(三卷)、卷一、一一二五
- 5 類纂高祖遺文録(一卷)、主要編一―二二
- 6 日蓮聖人御遺蹟(二十輯)、第一第二
- 7 原文對照 日蓮聖人全集(七卷)、卷一
口語譯
- 一四 異本 版本既に數多なれば異本亦尠からず。
- 一五 末書 編述の都合上巻尾に附すべし。

第二章 題 釋

立正安國論

これは本書の題號なり。凡そ御書の立題には二種七類あり。



二種は大別、七類は細別なり。御自題とは、吾祖親しく命ずる題目にして、御著述類御論文類は大體これに屬す。例せば『開目鈔』『觀心本尊鈔』『立正安國論』等の如し。後人置題とは、吾祖は無題なるも後世の編輯者等が題目を附せしもの、多くの御消息類はこれに屬す。これに更に六類あり。一に法門題とは、御書の内容の主なる法門に就ての立題なり、例せば『四信五品鈔』『十

八圓滿鈔』等の如し。二に義立題とは、御書に述べたまふ主なる義理に依ての立題なり、例せば『成佛用心鈔』『己心佛界鈔』等の如し。三に因人題とは、御授與の人に因んでの立題なり、例せば『寂日房御書』『富木殿御返事』『四條金吾女房御書』等の如し、但し「御返事」となく「御書」とあるは御往信なるが如し。四に接語題とは、御書の冒頭の文字を摘採して立題せるもの、例せば『一昨日御書』『大豆御書』等の如し。五に縁所題とは、御執筆の場處又は受信者の住所に因みて立題せるもの、例せば『寺泊御書』『下山御書』『三澤鈔』等の如し。六に事稱題とは、御書中に記されたる世間の事相事儀等の稱呼を以て命名するもの、例せば『月水鈔』『問註所御書』『種種御振舞書』等の如し。今立正安國論は則ち御自題御親題なること既述の如し。又若し通別題にては、立正安國の四字は、此書に限りたる名稱なれば別題にして、論の一字は一般の論書に通ずれば通題なり。又若し六合釋によれば一往依主釋なり、立正安國の論なるが故なり、六合釋のことは稍難解なれば今且く之を措く。

立とは建立の義にて、破廢に對するの語なり。正とは正法正義にて、邪法邪義に對する言なり。安とは安穩安寧の義にして危殆に對する言なり。國とは即ち法の化境、人の依地にして、通じて

は一國一地方の小より、國家乃至世界の大を呼ぶの語なれども、今は別して我日本の國家を指すなり。論とは梵語に優婆提舍といひ、問答して義を明にするをいふ。爾れば正法を建立して國家を安穩にする論、具には邪法を破廢して正法を建立し而して危國の現状を救ひて國家人類を安泰にせんことを論明する書といふ意味にて「立正安國論」と題したまふなり。蓋し國家の治亂興廢は専ら國王國臣國民の精神如何に存し、國王國臣國民の精神は教法の善惡邪正に基くが故なり。然るに邪正善惡に重々の義あり、一に概して外道の邪惡に對して佛法を正善とす、是は内外相對の義なり、二に概して小乗の邪惡に對して大乘を正善とす、是は大小相對の義なり、三に概して權大乘の邪惡に對して實大乘を正善とす、是は權實相對の義なり。實大乘とは即ち我が『法華經』是なり、今は大體權實相對の義なりと識るべし。但し法華實大乘の正法にも、彼の天台迹門の法華と我が日蓮本門の法華との相異あり、然れども今且く之を措く。然るに立正と安國との關係を一言せば、徹底的には立正即安國にして法國一體・主佛冥合なりと雖も、今姑らく因果・能所・主客等を論ぜば立正は原因にして安國は結果なり。又若し能所に配せば、正法は能化にして國家は所化なり、又若し主客に配せば、正法は主位にして國家は客位なり、法國王佛の輕重勝劣自ら知

るべし。誤つて此論を正法主義とせずして國家主義とすること勿れ。委細は後章に辨づべし。既に序説緣由の下に述べたるが如く。當時我國は上下を擧げて邪教惡法に迷惑して世道人心の頹廢其極に達するが故に、天變地妖饑饉疫癘等競起りて横死飢死病死するもの其數を知らず、國家將に亡びんとす。茲に於てか吾祖日蓮大士、護法憂國の赤誠禁する能はず、仍ち一身を犠牲として當時天下の主權者北條時頼に對して國家諫曉の大事を斷行し、嚴に邪惡の人法を破壊して、大に正善の人法を建立し、將に亡國に頹せんとする我國を救濟し、以て泰山の安きに置かんとす。これ此論の撰述ある所以也。

天台沙門日蓮勸之。

これ撰者の名を出す、之は玉澤所藏興師の寫本に據る。中山本等には撰者の名無し、これ蓋し後年の寫本にして天台を名乗るは祖師の素懷に非ざるが故なるべし。但し本圓寺の廣本には「沙門日蓮勸」とあり。版本に大概撰者の號無きは中山本に據るが故なるべし。吾祖は本化上行の再誕本化別頭の高祖にして、迹化天台の門人天台宗の僧侶に非ず、何故に天台沙門と名乗りたまひしと云ふに、當家の法脈に内相承と外相承とあり、御人格に本地と垂迹とあり、

り、御化導に佐前と佐後とあり、佐前は時機未熟の故に一往垂迹に約し外相承に依りて天台傳教を師とし天台法華を宗旨とす、佐後は之に反す、今は佐前の御書なるが故に姑らく天台沙門と署名し給ふ、例せば文永三年の「法華題目鈔」に根本大師(傳教)門人日蓮とあるが如し。又此書に特に宗名を冠むらせたまふは、天下諫言の公文書として、撰者の上に宗門の攝屬を明記すべき要あるが爲なるべし。日蓮。幼名は善日磨、登山して藥王磨、得度して是生房蓮長と名く、今日蓮の御名は蓋し建長五年四月一宗建立の時自ら改名し給ふなるべし。日蓮の御名に就ては多義あらんも、宗祖自ら「寂日房御書」に「一切の物にわたりて名の大切なる也、さてこそ天台大師五重玄義の初に名玄義と釋し給へり、日蓮とななる事自解佛乘とも云つべし、……經に云く如日月光明能除諸幽冥斯人行世間能滅衆生闇と、……斯人行世間の五の文字は上行菩薩末法の始の五百年に出現して、南無妙法蓮華經の五字の光明をさしだして無明煩惱の闇をてらすべしと云事也」(一八七三)と云ひ、「四條金吾女房御書」に「闇なれども燈入りぬれば明かなり、濁水にも月入ぬればすめり、明かなる事日月にすぎんや、淨き事蓮華にまさるべきや、法華經は日月と蓮華となり、故に妙法蓮華經と名く、日蓮又日月と蓮華との如くなり、信心の水すまば利生の月必ず

應を垂れ守護し給ふべし」(六七一)と云へる如く、世界の闇を照破し國家の罪惡を淨化すべき法華經の體現者たる本化上行を自任して日蓮と名乗り給ふなるべし。而して本經の典據は、則ち神力品に本化の徳を説きて如日月光明能除諸幽冥と言へるの日の字と、涌出品に本化の徳を稱して不染世間法如蓮華在水と言へる蓮の字とを合稱し給ふなるべし。想ふに吾祖大士末法有緣の大導師として特に日を理想とせる我日本國、日の神即ち天照太神を國神とする我神國に降誕し、末代謗法罪惡の人衆の中に處して染められざること恰も蓮華の泥中に在て清淨無染なるが如く、而して南無妙法蓮華經なる光明の宗教に依りて國家人類の闇黒を破らんとして日蓮と名乗り給ふか、實に幽玄高遠の大理想と謂ふべき也。

勘之。之れとは即ち本書なり、勘は勘文勘考勘定等と熟字す、茲にては篤と背正亡國竝に立正安國の大事をカンガへ、シラベ、キハメ、サダメて奏聞する文なりとの意味なるべし。

第三章 本文解釋

〔科文〕 本文大分爲二十段一明災難由來、又二。初、客問(後、主人曰獨の下は主答)又四。一、舉災難之相

旅客來嘆曰。自近年至近日、天變地天飢饉疫癘、遍滿天下、廣逆地上。牛馬斃巷骸骨充路。招死之輩既超大半。不悲之族敢無一人。

〔文釋〕 本書は要するに背正亡國の因果を論じ立正安國の大義を明すにあり。本書は無點の漢文にして主客を假設して問答體に論述し給ふ。既に示すが如く本書は十大段より成る。旅客來嘆曰より不可不恐までは、第一段災難の由來を明すなり、之に又二章あり、初に客問、後に主答なり、初の客問に又四節あり、本文は第一災難の相を擧ぐるなり。旅客とは問者にして、旅人の遊行して外に迷へるものなり、以て權宗の徒の其心實理の外に遊んで立正安國の大義を知らざるに譬へ、主人は止住して内に安んずるものなり、以て實乘法華の徒の其心眞理の内に住して立正安國の妙術に徹底せるに喩へたり、對告家たる最明寺入道時頼乃至權門謗法等の徒は自ら旅客に當り、此書の論主たる吾祖大士は自ら主人に當るなり。來嘆曰とは旅客が相州鎌倉松葉谷の庵室を叩きて主人なる吾祖大士に面會を求め示教を請ひ嘆息して曰ふなり。自近年至近日とは、

正嘉元年より文應元年に至る迄の四箇年間を指すなり、正嘉元年に大地震あり、翌年大風吹き、三年目に天下大飢饉なり、よつて改元して正元元年となる、天下大に疫癘流行翌年まで止まず、之に依つて又改元して文應元年となる、委くは吾妻鏡當時の記録にあるが如く、實に我國未曾有の一大凶年なりしなり、天變地天飢饉疫癘とは、左傳に、「天變時爲災地變物爲天」とあり、寒暑時節を違へ、或は日月蝕し、或は兩日並び出で、或は彗星現じ、又は大風吹き大雷鳴る等は皆是天變なり。又穀物登らず、草木凋み、大地震動し、山岳崩壊し、大水湧出する等は皆是地天なり、又穀物(米、麥、小麥、大豆、胡麻等)の熟せざるを飢と云ひ、蔬菜(大根、牛蒡、人參等)の生ぜざるを饑といふ。疫癘とは今日の赤痢虎利刺等の如き猛烈に人を殺す流行病の事なり。○遍滿天下廣進地上とは、如此災難が一地方に限らず、鎌倉を中心として普く全國に遍滿するを云ふ。遍滿天下の言は上の天變の字に應し、廣進地上の語は上の地天の文に對す○牛馬斃巷骸骨充路とは、數年に亘る大災難の爲め牛馬等の動物はドシ／＼巷なぞに斃死し、しかも其始末を爲す者もなければ、其骸骨は路に充ちてゐるとなり、巷とは別して曲る道をいひ、路とば通じて一般の道路をいふ。此文は動物全滅の慘狀を示せるなり○招死之聲既超大半とは、これ人間多死の悲慘を記されたるも

の、大半とは數の三分の二として過半数以上をいふ、以て前代未聞の慘狀を察すべし○不悲之族敢無一人とは、凡そ生を欣ひ死を厭ふは畜生までも同事なれば、如此前代未聞の大慘狀を目撃しては、誰人も悲み嘆かざる者は無しと也。

〔通解〕 經世の大道に迷へる一人の客、主人の庵に來り嘆息して曰く。如何なる所以か、近き正嘉正元の頃より文應の今年に至る四箇年間、天變地天饑疫遍く天下に涉り廣く地上に迸り、之が爲め牛馬は巷に斃れ、骸骨は路傍に充ち、人間の死を招くの輩は既に全國の三分の二以上に超ゆ。如此は實に我國開闢以來未曾有の大事件なり、此悲慘を極めたる現狀に對して、苟も日本人たる以上は、悲痛の涙を流さざるものは、敢て一人も無からんと也。

〔科文〕 二列(治術一四頁來)凡五雙。一、東西兩佛討

然間、或專利劍即是之文、唱西土教主之名、或恃衆病悉除之願、誦東方如來之經、

〔文釋〕 以下行國主國宰之德政までは災難を除かんが爲に行はれたる公私の祈禱等を擧ぐる中

此文は其第一雙なり。○然間とは前文を受くる語にして即ち我國の人々は未曾有の災害の爲に生きながら三惡道の苦みを受けてゐる間との意味なり ○或專利劍即是之文唱西土教主之名の句は淨土宗の祈禱を擧ぐるなり。利劍即是とは、善導の般舟讚（三頁）の「門々不同八萬四爲滅無明果業因利劍即是彌陀號一聲稱念罪皆除」との文に據る、門々不同とは、煩惱に八萬四千の塵勞あるが故に、對治する法門も亦不同にして八萬四千の法門あり、然れども無明業苦の絆を截るには、即是れ南無阿彌陀佛の六字の名號の利劍に如くものなしと也。されば專利劍即是之文と彌陀利劍の功德を説ける淨土三部の經文を專讀しての意味なり ○唱西土教主之名とは、西方十萬億土同居の淨土安養極樂世界の教主阿彌陀の名號を唱ふとなり。仍て此句は淨土經に依て念佛を唱へて災難を退治せんとするものもありとなり。

○或持衆病悉除之願等の句は、藥師崇拜の祈禱を擧ぐるなり。衆病悉除とは、藥師瑠璃光如來本願功德經に藥師の十二大願を説ける第七願に、「願我來世得菩提時、若衆生衆病逼切無救無歸無醫無藥無親無家貧窮多苦、我之名號一經其耳衆病悉除身心安樂」とあるに據る。此經に三譯あり、隋の達摩笈多の譯、唐の玄奘の譯義淨の譯是なり、今は玄奘の譯なり ○東方如來

とは、即ち東方淨瑠璃世界の教主藥師如來なり。されば此句は、叡山根本中堂等の本尊たる藥師佛を本尊として藥師經を讀誦して病災を退治せんとせし天台宗及其他の、佛教徒もありしとの意味なり○以上一雙の文は西方彌陀の信仰と東方藥師の信心とに依る祈禱なれば、註家は東西兩佛の對と科せり。

〔科文〕 二、息災經力對（一七頁來）

或仰病即消滅不老不死之詞、崇法華眞實之妙文、或信七難即滅七福即生之句、調百座百講之儀。

或仰病即消滅不老不死之詞等とは天台法華宗の祈禱を擧ぐるなり○病即消滅不老不死とは、法華經藥王品の「此經則爲闍浮提人病之良藥若人有病得聞是經病即消滅不老不死」の文に據る。仍ち或る方面では法華經の「不老不死」の教を信仰して實大乘法華の妙文を讀誦して病災を除かんと試むる佛教徒もありとなり。然るに不老不死の文に事理の二釋あり。理釋とは精神的解釋にして、即ち此經を信せば、諸の煩惱の病を消滅し快樂安穩の徳を得るを不老と言ひ、常住不壞の

佛體を證するを不^〇死と説くなり、天台文句に「不老^{ハレ}是樂不^{ハレ}死是常なり」と常樂我淨の四徳に約して説くは是なり。事釋とは、物質的解釋にして、即ち法華を信せば、縦ひ病を得ても其病消滅して老衰なきを不老といひ、非命の最後不慮の横死等を致すことなく長壽を保つを不死といふ、大論に「住^ス壽百年^ニ名爲^ニ常住^ト」とは是なり。今は主ら事釋の意義なるべし。さてこの法華の妙理は釋尊の金言にして虚妄あることなし、何ぞ其利驗なきやといふに、此は第三段の結文に不^〇誠^〇惡^〇侶^〇者^〇豈^〇成^〇善^〇事^〇哉^〇といひ、第四段の結文に不^〇如^〇修^〇彼^〇萬^〇祈^〇禁^〇此^〇一^〇凶^〇矣^〇とある如く、先づ破國謗法の根本たる法然の淨土教を禁ずるに非ざれば、設ひ何を以て祈るとも其功驗無きなり、況や設ひ法華を修すとも、既に述門像法過時加ふるに權實雜亂して如説修行者に非ざる天台宗に於てをや、治病鈔に「述門の人人設ひ科なくとも彼彼の法にては驗あるべからず……神と佛と法華經とに祈り奉れば愈々増長すべし(二〇九九)等とは是也。

○或信^〇七^〇難^〇即^〇滅^〇七^〇福^〇即^〇生^〇之^〇句^〇等^〇とは、仁王經講説に依る除災法なり、七難即滅等とは、仁王般若經受持品に「講讚般若波羅密七難即滅七福即生萬姓安樂帝王歡喜」の文に據る。七難とは、日月難、星宿難、火難、水難、風難、旱魃難、賊來難にして第二段の下經文を擧ぐるが如し、七

福とは七難の滅する所が即ち七福の生ずる所なり○百座百講とは、同經護國品に「大王(波斯)昔日有^ニ釋提桓因^ニ頂生王^ニ天上^ニ欲^レ滅^ニ其^ニ國^ニ時^ニ帝釋^ニ大王^ニ如^ニ七^〇佛^〇(毘婆尸佛、尸棄佛、毘舍浮佛、拘留孫佛、用^ニ敷^ニ百^〇高^〇座^〇請^ニ百^〇法^〇師^〇講^ニ說^ニ般若^〇頂生王^〇即^〇退^〇」とあるに據る、乃ち昔預生王と云へる國王あり、帝釋大王の國を攻め滅さんとす、時に帝釋之を退けんと欲して一百の高座を設け百人の法師を請待して、般若經を講説したりければ、其功徳に依つて頂生王即時に退きけりとなり。其方式は、百佛百菩薩百羅漢を請し、百の師子座を構へ、百香百種の花を三寶に供養し、百人の法師を請じて仁王經の文を百段に分て講釋せしむる也、乃ち仁王護法の正義を明かにして敵者及び民衆の邪心を根本より改造し、以て災難を退散せしむるなり。この仁王經講讚に依る治術は、漢土にては天台大師隋の文帝の勅を奉て太極殿に於て仁王講を開きしに始源し、我朝にも亦仁王會を修したまへり、されば此法は専ら宮中の信仰なれども、宗旨の攝屬は主として天台眞言の法なり○此一節は法華經の法力と仁王經の法力とに依つて災難を息めんとしたる事を擧げられたるなれば、息災經力の對と科するなり。

【科文】 三、教觀二行對(一七頁來)

有因^{アルハヨリテ}秘密真言之教、灑^{ソキ}五瓶之水、有全^{アルハシテ}坐禪入定之儀、澄^{スマシ}空觀之月。

〔文釋〕 前節は眞言教の祈禱にして後節は禪宗の觀心禪災なり ○眞言之教を秘密といふは、身

密口密意密の三密を宗旨とするが故なり、身密とは手に印藏を結ぶなり、口密とは口に眞言陀羅尼を唱ふるなり、意密とは意に金胎兩部の曼荼羅を念するなり ○灑五瓶之水とは、眞言の修

法に壇上の四方と中央とに五の瓶を安置し、各に五寶五穀五藥五香を入れ、淨水を入れ、南方に挿せる梅枝を以て之を灌ぎ、眞言を唱へ加持して以て禳災の術と爲す。五瓶は五智を表す、東は

大圓鏡智(大圓鏡の如く萬象を印現する智慧)、西は妙觀察智(說法斷疑の用を司り邪正を辨別する智慧)、南は平等性智(彼此の差別を滅して平等一如なりと觀ずる智慧)、北は成所作智(自利利他の行業を成就する智慧)、中央は法界體性智(諸法の體性となる智慧)是なり。五寶は金銀瑠璃眞珠

水精にして、金剛界の五智を表す。五藥は人參葛苓赤箭石菖蒲天門冬にして胎藏界の五智を表す、寶藥混入して以て金胎不二を表す。五穀は前(一六頁)に出づ、五香は沈香白檀丁香鬱金薰陸なり。

○坐禪入定之儀等とは、坐禪は方法にして入定は目的なり。坐禪儀は、閑靜なる處に於て厚く坐具を敷き、寛く衣帶を着し、威儀整然として結跏趺坐す、先右足を以て左膝の上に安じ、左足を

右膝の上に安ず、或は半跏趺坐も亦可なり、但左足を右足の上に安んずるのみ。次に右手を以て左足の上に安じ、左掌を右掌の上に安じ、兩手の大指を以て相柱し、乃ち正身端座して耳肩鼻臍相柱せしむ、舌を上腭に接し、唇齒相著じ、目須く微く開くべし、身相既に定り、氣息既に調ふ、然して後臍腹を寛放にし、一切善惡の念想都て無し、身心寂然として神機茲に發す、これ坐禪の要術なり、然るに禪とは梵語なり、譯して調直定、定といふ、衆生の心は無始より曲りて直からざれども、若し禪定に入る時は、其心端直なること宛も蛇を竹筒の中に入るが如し ○空觀之

月等とは、修多羅の經は月を標するの指の如し、即ち心を指して月に譬へ、一切の萬法は皆是れ空にして心の外には一法もなし、心若し正しければ國家人類乃至法界安穩にして凶惡あることなしとなり。此一節の文は、或者は眞言秘密の教相を行じ、或者は禪家の觀心を修して災難を拂はんとせし佛教徒もありしとなり、仍て教觀二行の對と科す。

〔科文〕 四、勢力名形對(一七頁來)

若書^{クハシテ}七鬼神之號、而押^{オシ}千門、若圖^{クハシテ}五大力之形、而愍^{カケ}萬戶。

〔文釋〕 此一雙の文は低級なる或る佛教徒の除災を擧ぐるなり ○七鬼神の名は、不空譯の却溫神

二三

呪經に出づ、夢多難鬼、阿伽尼鬼、尼伽尸鬼、阿伽那鬼、波羅尼鬼、阿毘羅鬼、婆提利鬼是なり。號とは名なり、本經に神呪を誦し、此七鬼神を供養し、其名號を書て門の扉に押せば、一切の惡鬼魔民を除くと説く。又妙樂の弘決に、「鬼の法人に名を識られんことを懼る、名を識らるる尙敢て來らず、況や復形を識らるるをや」と云へり。○五大力とは仁王經受持品に出づ。金剛吼菩薩、龍王吼菩薩、無畏十力菩薩、雷電吼菩薩、無量力吼菩薩是なり、若し國王有て三寶を受持するものには、佛此五大力菩薩を遣はして其國を守護し利益を作す、當に形像を立て之を供養すべしとなり。○千門といひ萬戸といふは、家毎にといはんが如し。○此一雙の文は七鬼神の名號と五大力の形像とを崇拜し、其勢力に依つて災難を退治せんとせし者もありとにて、勢力名號の對と科せし也。

〔科文〕 五、神人祭德對（一七頁來）

若拜^{クハハレ}天神地祇、而企^テ四角四堺之祭祀^{シラ}、若哀^{クハアハレ}萬民百姓^{セイイラ}、行^フ國主國宰之德政^ヲ。

〔文釋〕 此の一雙の文、前は神道の祈禱、後は政治家の德政を舉ぐ。○天神はアマツカミ、地神はクニツカミ、天神七代は高天之原に居す天神也、地神五代は豐葦原の國に居す地神也、我日本は神國なれば諸神を祭るに加くなしとて祭を行ふなり。○四角四堺之祭祀とは道饗の祭と名く疫神祭の事なり、京都の四方の角の堺に於て疫神を祭て京中へ其疫神を入れぬやうに京都の堺の道へ供物を備へて祭る故に道饗の祭と云ふ、饗は饗應の義にしてモチナスと讀む。さて此文は天神地祇を本尊として、四角四堺の祭を行ふ様に記せらるも、天神地祇は善神の祭り、四角四堺は惡鬼祭にして各別と見るを可とせん。

○萬民と百姓とは言葉を換へたる迄にして、百姓といふも唯農民のみを云ふに非ず。○國主國宰之德政とは、國主とは天皇或は將軍のこと、國宰とはクニツカサと讀みて國々の大名諸侯の事なり。德政とは仁德ある政治のことにて、政府自ら倉廩を開きて金錢米穀等を貧民に施し、或は富豪等をして、慈善事業を行はしむる等是也。○此一雙の文は、幽界の神を祭ることによつて、又は現實に德政を施すことによつて、災難を救濟せんとせるものもありしとなり。仍て神人祭德の對と科せしなり。

〔通解〕 以上五雙十隻の文を通解せば、如此前代未聞の災難を對治せんが爲に、淨土宗側にては、利劍卽是の淨土教に依りて、西土教主阿彌陀佛の名を稱へ。或は天台法華宗側にては、衆病悉除の願を持って、東方藥師如來の經を讀誦し。或は病卽消滅不老不死の詞を仰て、法華眞實の妙文を崇め。或は宮中の佛教信仰としては、仁王經の七難卽滅七福卽生の經文を信じて、仁王會の百座百講の儀式を調へて祈禱に擬し。或は眞言宗側にては、秘密眞言の教に因て五瓶を水を灑ぎ。或は禪宗側にては、坐禪入定の條を全して、空觀の心の月を澄して現狀を救はんとし。或は低級なる一種の佛教徒は、七鬼神の名號を書して門戸に張附け。或は五大力の形を圖して戸毎に懸け以て惡魔を除かんとし。或は神道方面にては、種々天神地祇を拜し、四角四堺等の祭祀等を企て、其擁護を請ひ。或は政治家としては、特に萬民百姓を哀んで、各德政仁政を行ひ、人事を盡して天祐を蒙らんとせりとなり。而して此五雙十隻中、最初に淨土宗を擧ぐるは、蓋し此書の所破別して此宗にあるが爲なるべし。要するに此未曾有の災難に對しては、精神的に物質的に救世護國の任に當る佛教家神道家政治家等は、各其主義とし本分とする所に從て、種々雜多に回天の策を講じたりと也。

〔科文〕

三、明^ス憫^ク祈^ク無^ク應^ク災^ニ難^増劇^{スル}（一四頁來）

雖^モ然^{リト}、唯^ク摧^ク肝^ヲ膽^ヲ彌^ク逼^ク飢^ニ疫^ニ、乞^レ客^溢日^ニ死人^滿眼^ニ、臥^レ屍^爲觀^竝、
シカバネナナスハシト 尸^作橋[。]

〔文釋〕

○雖然とは前文を受けし語にして、即ち前代未聞の災難を退治せんとして、佛教中には淨土天台眞言禪等の諸宗の僧侶が祈禱等をなし、神道者流は諸神を祭り疫神の祭を爲し、天子將軍執權等は德政を行て窮民を救ふ、然りと雖もとなり。○肝膽とは五臟の中の肝臟、六腑の中の膽腑なり、肝膽容易に碎くべきものに非ず、祇是懇語危言以て丹誠を竭すを形容するのみ。○屍尸の二字同く死骸を云ふ。○觀とは大觀樓觀京觀等の諸義あるも、今は高樓高臺の類なり、仍ち屍が地上の山を爲せる様を觀といひ、川中に多く横る様を形容して橋といへるなり。

〔通解〕

肝膽を碎ける祈禱も、色々なる德政も、少しも効驗なく、飢饉愈逼りて乞食は目に餘り、疫癘益盛にして死人眼に充ち、無數の死骸は地上に山を爲し、河中に橋を爲し、悽慘を極めたりとなり。仍て柵祈無應災難増劇と料せり。

〔科文〕 四、決疑（一四頁來）、又二、初、結「悲嘆」。

觀夫二離合璧、五緯連珠、三寶在世、百王未窮。此世早衰、其法何廢。

〔文釋〕 此一節は、現状に對する決疑の中、悲嘆を結する段なり。二離とは日月なり、易經に「離者麗也明也、日月麗于天、百穀草木麗地」とある是なり、赫灼たる日と玲瓏たる月と東西晝夜に相望むを二離玉を合せたりといふ。五緯とは五星なり、一に歲星（木）二に熒惑星（火）三に鎮星（土）四に太白星（金）五に辰星（後）是なり。前漢書律曆志に「日月如合璧、五星如連珠」とあり、管公が「五連珠二離合璧」と云ふ是なり。蓋し緯星は經星に對す。星の一定して動かざるものを經星といひ、動いて定まらざるものを緯星といふ、五緯は緯星の主なるものか。連珠とは諸星閃々して大空に輝くをいふ。三寶とは佛法僧なり、之に同體三寶、別相三寶、住持三寶あり。理體を法寶とし、智相を佛寶とし、理智和合の悲用を僧寶とするは同體三寶なり。八相成道の現身佛を佛寶とし、五時八教の梵音聲を法寶とし、文殊普賢舍利弗大迦葉等を僧寶とするは別

相三寶なり、佛像を佛とし、經卷を法とし、僧侶を僧とするは住持三寶なり、今は住持三寶の盛に世に在るをいふ。○百王とは、應神天皇が平城天皇の御代に神託有て、「我は是れ日本の鎮守八幡大菩薩なり、自ら誓て百王を護るべしと告げたまひしこと愚童訓に出づ、然るに百王とは文意は蓋し大數にて皇朝歴世の悠久をいふものならんも、附文は百代の御歴代と見るべきか、今は且く附文に就き吾祖此論製作の時は、人王九十代（又は八十九代）龜山天皇の御世なれば、假ひ皇都は虛位にして實權は鎌倉に在るも百王未だ窮まらずといふか。○此世早衰とは百王未窮の日本が災難の爲に將に滅びんとするをいふ。○其法何廢とは三寶在世の佛法に濟世利民の功德利益が頽廢せるをいふ。

〔科文〕 后、詰「決災由」（二八頁來）

是依何禍、是由何誤矣。

〔通解〕 右二節を通解せば、つらく思ひみれば、日月は天に輝いて璧を並ぶるが如く、五星は度を守りて珠を連ぬるが如く、住持の三寶も猶世にましく、百代の天業も未だ盡きざるに、何と

て此世は斯くまで災難打續いて將に亡國に瀕せんとするか、又何とて佛法の祈禱も皆利益なきや。如此王法佛法世出の二法悉く廢れて効驗無きは、是はそも何なる禍惡に因り何なる誤解に由るか、悲奮慷慨し以て主人に問ふ。此蓋し迷機を轉じて正信を起さしむるの端緒なり。以上は客の質問なり。

〔科文〕 二、主答（一四頁來）爲レ三。初同レ愁共レ客欲レ談ニ治法一。

主人曰、獨愁此事、憤悱胸臆。客來共嘆、屢致談話。

〔文釋〕 此より主人の答なり。○此事とは刻下の大問題たる災難の事なり。○憤とは心通せんことを求めて未だ得ざるの意。悱とは口言はんと欲して未だ能はざるの貌なり。○屢とは疾なり、段々なり、度々なり。

〔通解〕 我唯獨り此災難の事を愁て、其原因を思惟工夫なし、悲憤慷慨し居る所に、幸に客來りて共に嘆息し且つ質問す、何たる殊勝ぞや、先づ萬事を閑いて息災安國の方術を論談せんと也。

〔科文〕 次、陳見災物ヲ疑。

夫出家而入道者、依法而期佛也。而今神術不協、佛威無驗。具觀當世之體、愚發後生之疑。然則仰圓覆而吞恨、俯方載而深慮。

〔文釋〕 此文は災を止むるに驗無きを見て疑網を懐くを明すなり。○去とは發語の辭なり。○出家とは迷の家を出でて悟りの佛道に入る者をいふ、入道の如きも亦之に屬すべし。○依法而期佛とは正法即佛法に依つて成佛を目的とするをいふ。○期佛とは自分も他人も家も國も世界も徹底して安心立命するをいふ。○而今とは前を承け後を生ずる語なり。○神術等とは、天地の神明の護法護國の道力も感應なく、佛法の中心人格者たる佛の權威も効驗なきをいふ。○後生とは未來なり、一説に漢讀して唯後代又は後進生と解するは非ならん。○當世體とは變動飢疫並に祈驗無き事をいふ。○愚とは主人の謙辭なり、一説に世人の頑愚とするは非ならん。○圓覆とは天を云ふ、天は圓形にして物を覆ふを徳とするが故なり。○方載とは地を云ふ、地は平方形にして物を載すを徳とするが故なり。○此一節は正しく災難の原因を答へたまふに依て、語の端を改めて夫と言へるなり。

〔通解〕 偕出家して佛道に入る者は、正法に依つて佛の大果を期するを目的とするものなり、然

るに今現世細小の祈願すら、神明の利益も佛陀の功德もなく。いよ／＼災難加はる、具に如此現實の不安穩なる状態を目撃しては、比較的大事の後生善處の問題に對しては疑惑を生ずるの愚痴無きを得んや。然れば則ち天を仰で恨を呑み、地に伏して慮を深くせざるを得ざるなりとなり。要するに此一節は、災を見て疑を懐くを陳ぶるなり。

〔科文〕 後、正答ニ災由一(三〇頁來)

情^{ツラカ}傾^{カタムケ}微管^ニ、聊^カ披^{ヒラキルニ}經文^ニ、世皆背^キ正^{シヤウニ}、人悉歸^ク惡^ニ。故善神捨^{テテ}國^ヲ而相去^ヒ、聖人辭^シ所^ヲ而不^ズ還^ハ。是以^テ魔來^リ鬼來^リ、災起^リ難起^ル。不可^シ不^レ言^ハ、不可^シ不^レ恐^レ。

〔文釋〕 此一節は上を承け下の四經の引證を起すなり。○情は猶熟々といふが如し。○傾微管等とは主人の謙辭なり、管は竹の管なり、天の廣大なるを竹管を用て窺へば其所見甚少し、佛經廣漠其微少を勘出すとなり。善神とは幽界護國の善神なり、聖人とは顯界救世の聖哲なり。○魔とは欲界第六天の主なり、喜で善を嫉み障礙を爲すものなり。鬼とは夜叉羅刹の類にして人の色心を惱

す惡鬼なり。○不可等の二句、初句は主人の自警、次句は客を誠むなり。

〔通解〕 熟と小智を傾け少しく經文を披きて之を研究するに、世間に災難の頻に起る所以は、世人皆正法に背き邪惡に歸し謗法に墮するが故に、護國の神は此國を捨て天上に去り、護法の聖業は此土を去て寂光へ還り給ひぬ。是に依て惡鬼使を得、夜叉羅刹隙を窺ひ、共に來て此國を侵し災難益劇しく起るなり。我深く國を愛し法を憂ふ、此事言はで止むべきにあらず、貴客も亦正に背き邪に歸する咎の大なること争が恐れずやはあるべきぞとなり。此文は大段第一の結文也。

〔大意〕 以上第一段災難の由來を明す下の大意は、客は災難は何に依て起るやを問ひ、主人は災難は謗法に依て起ると答ふる也。

〔科文〕 第二段、引災^ニ由之證^ニ(一四頁來)又二。初客問^ノ后^ニ、主人曰^ク其文^ノ下^ニは主答^ニ又二。初、述^ニ悲嘆^ニ。

客曰、天下之災、國中之難、余非^ズ獨^ニ嘆^ニ衆皆悲^ニ。

〔文釋〕 此文より大段第二、災難の由來の證據を引かるるなり、此に又二段あり、初は客問「主人曰」の後は主答なり、初の客問又二となり、此文は初に客の悲嘆を述ぶるなり。文知るべし。

〔科文〕 后、膝三前答一徵證し(三三三頁來)

今入蘭室初承芳詞、神聖去辭災難竝起、出何經哉。聞其證據。

〔文釋〕 此文は主人の前答を擧げて其證據を徴し求むるなり。○蘭室とは主人の居所松葉谷の御庵室なり、孔子家語に「與善人居如入芝蘭之室、久而自芳也、與惡人居如入鮑魚之肆、久而自臭也」とあり。○芳詞とは、主人の道理ある教訓を云なり。

〔通解〕 右二節を通解せば、客の曰く抑天下國內の災難は只吾獨り嘆くのみにあらず、諸人皆共に之を悲めり。今尊き庵を伺ひ、初めて芳ばしき教訓を承るに、世人皆正に背き邪に歸するに由て、善神聖衆共に相去り、魔鬼來り侵して災難竝び起るとの趣きなるが、そは固より貴公の臆說には非ざるべし、願くは釋尊金口の經文の證據を示せとなり。大聖人は即ち聖衆なれども、世人之を知らず、又法未だ弘まらざれば聖人在るも猶在らざるが如し、故に通じて聖衆無しといふ也。

〔科文〕 後、主答(三三三頁來)又三、初、總標。

主人曰、其文繁多其證弘博

〔文釋〕 文知るべし。

〔科文〕 次、引證(三四頁來)又二、初引三四經之文一又四、初、金光明經、又三、初明國王不信。

金光明經云。於其國土、雖有此經、未掌流布、生捨離心、不樂聽聞、亦不供養、尊重讚歎。見四部衆持經之人、亦復不能尊重、乃至供養。遂令我等及餘眷屬無量諸天、不得聞此甚深妙法。背甘露味、失正法流、無有威光及以勢力。增長惡趣。損滅人天。墜生死河。乖涅槃路。

〔文釋〕 災山の引證に又一となり、「金光明經」の下は初に四經之文を引き、後に「仁王經云大王」の下は重て二經の文を引て三災七難を示す。初に又四、初に金光明經を引て災由を證す、文又三、

此文は初に國王の不信を明す。○金光明經は新舊異譯五本あり、今の所引は新譯唐の義淨の金光明最勝王經(十卷)の第六四天王護國品なり、然るに嘉祥天台の疏あり、叡山亦護國の三部とせる舊譯北涼曇無讖の「金光明經」(十八品)を引かざることは、當時の王朝唐譯を奉じて最勝會を禁中に修

するが故なり○於其國土等の文は其前に「爾時四天王俱合掌白佛言世尊若有三人王」の數語ありて、持國毘沙門增長廣目の四天王が佛に言上せし語なり○四部衆とは比丘比丘尼優婆塞優婆夷なり○乃至とは我祖の中略なり○我等とは四天王なり○甘露とは忉利天不死の樂なり○惡趣とは地獄餓鬼畜生修羅の四惡道なり○涅槃路とは成佛悟りの道なり○此經、甚深妙法、甘露味、正法流、涅槃路等と言に當分跨節の二意あり、當分の意は竝に方等生歸の金光明經を甚深妙法等と云ふ、若し此義に約せば、權大乘の金光明經を信受流布せしめざるさへ尙善神國を招つ、況や實大乘の法華經を信受せざる國をやとの意なり。若し跨節の意は、法華の意を以て立還て照せば、其の甚深妙法等とは、佛意は實に開顯の妙法を指す也。

〔通解〕 右二節を通解せば、背正起災の經文は博大且つ甚繁多なれども、今且く二三を引んに、先金光明經に云く、或時四天王佛に言上すらく、若し國王ありて、其國中に此經あるも、曾て之を宣傳せず、剩へ此經に反對して聽聞せんことを樂はず、又僧侶信者等の此經を受持するものを見ても亦之を供養し尊敬せざる故、遂に我等四天王始め竝に他の眷屬の諸天に至るまで、此經を聽聞することあたはずして、甘露の法味に飢え疲るが故に、威光も衰へ努力も失ふて、國家を護る

こと叶はず、又人界天上共に正法を失ふが故に、徒に四惡趣の業のみを増長し、永く生死の中に輪廻し、成佛の大果を得ること能はずと也。

〔細科〕 此文若し更に科を分てば、三となり、一に於其の下は棄法、二に見四部の下は棄人、三に遂令の下は天損なり、天損に又五、一に妙法に至るまでは失法利、二に勢力に至るまでは失威光、三に増惡趣、四に減人天、五に失正路は見るべし。

〔科文〕 次、明善神上天(三五頁來)

世尊、我等四王竝諸眷屬及藥叉等、見如斯事捨其國土無擁護心、非但我等捨棄是王、亦有無量守護國土諸大善神、皆悉捨去。

〔釋文〕 此文は國王の不信によつて善神の上天するを明す○四王は帝釋の臣下にして譬へば世間の武將の如し、須彌山の四方に住す。東は提頭賴吒、持國と譯す、乾闥婆富單那の二鬼を領す。西は毘樓博叉、廣目と譯す、毒龍と毘闍とを領す。南は毘樓勤叉、增長と譯す、薛荔多鳩槃荼の二鬼を領す。北は毘沙門、多門と譯す、夜叉羅刹を領す。此四天各二鬼を眷屬として入を惱まさしめず、法華

經方便品に「護世四天」とは是なり。○藥叉とは梵語、勇健又は暴惡と譯す、鬼神なり。○諸大善神とは地神なるべし、一本に諸天善神とあるは寫誤ならん。

〔通解〕 我が佛世尊よ、我等四王等は、已に國王の正法を失へるを見て、遺憾ながら其國を捨て護ることなし、但我等諸天神のみならず、他の無量の地神も亦皆此王此國を見捨て去りぬべしとなり。

然るに神上天の法門に三義あり、道理文證現證なり、道理とは神は正直の頭に宿り佛は清淨の心に住すの原則に反例して知るべし。文證は今の所引の經文の如し。現證とは諸宗諸人の祈禱に功驗なく災難増大するを以て察すべし。

然るに上の經文に已に「四部の持經の人を見る」と云へば、其國には素より持經の人ありと見ゆ、然るに今善神捨て去るとあれば、斯の持經者も亦同じく捨てらるるものにや、如何といふに謂く此經の當分にては不明なるも、今直に法華の行人の上にて之を究むるに、此に就て共業所感と別業所感の二意あるべし。共業とは、總て世の中の吉凶禍福等の事は、皆人の共に寄り合ふて作れる業に依て感ずるものなれば、今一二の正義の者ありと雖も、所謂マキノへの止みがたくして同

く共に善神に捨てらるるなり、開目鈔に「謗法の世をば、守護神すて去り諸天まほるべからず、故に正法を行する者にしるしなし、還て大難に値ふべし」(八一六)とは是なり。然るに若し別業の方面よりせば、各人の果報は各人の作れる善惡の業に依て獲るものにして、他人に關係なきものなれば、善を作せば善果を得、惡を作せば惡報を感じ、正法を誹謗する者は諸の天罰を蒙り、正法を護持する者は設ひ神天上するも亦影の身に隨ふが如く之を護るなり、四條金吾許御文に「されば八幡大菩薩は不正直をにくみて天にのぼり給へども、法華經の行者を見ては、争か其影をばをしみ給ふべき」(二〇一五)とは是なり、我祖の無量の大難に遇ひ給へども、常に神佛の擁護を得て、終に一宗建立の大事を成就したへる如きは此義なるべし。

〔科文〕 後、正明三災難一(三五頁來)

既捨去已、其國當有種種災禍喪失國位。一切人衆皆無善心、唯有
繫縛殺害、瞋諍、互相讒誚、枉及無辜。疫病流行、彗星數出、兩日
並現、薄蝕無恒、黑白二虹表不祥相、星流地動、井內發聲、暴雨惡

風、不依時節、常遭飢饉、苗實不成、多有他方怨賊、侵掠國內。人民受諸苦惱、土地無有可樂之處。上。

四〇

〔文釋〕 此一節は正しく災難を明せる文なり。○繫縛とは罪を犯して繩目に繋ることなり。○殺害とは臣として君を殺し、子として親を殺し、同輩互に殺し害ふ等を云ふ。○瞋は、内の恚目に現るなり、諍は心の恨口に發するなり。○讒諂とは、總て善良なる人をば傷け、上たる人に媚び諂ふなり。○枉等とは、能く其是非曲直をも糾さずして無理に罪過を誣ひ付くるをいふ、以上は是れ所謂自界叛逆の難なり。○薄蝕とは、日月の光無きを薄と云ひ、日月の虧ぐるを蝕といふ。○井内發聲とは、地震の爲に泉湧出するなるべし。○暴風惡雨等とは、五風十雨は大平の相なり、否らざるもの是なり。○他方怨賊等とは、所謂他國侵逼難なり。

〔細科〕 此文更に細科せば、三節あり。標・釋・結なり、初より種々災禍までは標なり、喪失國位より侵掠國內までは釋なり。人民より終までは結なり。釋の中又四、一に國王失位、二に人衆の行惡、三に疾疫、四に天地災現なり、文見るべし。災に又十一あり、本文に數字を付するが如し。

〔通解〕

護法善神既に見捨てば、惡鬼其國に亂入し、種々の災難重なり起て國王は終に其位を喪ふべし、其状態は、一切の人民は皆惡心を起して、或は縛り窘められ、或は刃傷に及び、又は鬪諍を作し、又は善人をば讒し、勢ある者に詔ひ、法を枉げて辜無きものを陥いれなんどする程に様々の惡病天變地天等打ち起り、加之他國の賊來りて國を劫し、國民諸の苦痛を受け、安心氣樂の處としては更に無しとなり。要するに一國の主權者たる國王の不量見よりして種々なる災難が起るなり、天台の釋に「災何故起、惡鬼亂行、鬼何故行、天神捨離、天何故離、不聞法食、何故無法食、王不弘經」と云ふは是也。

然るに此國に天變現る、時は他國にても亦之を觀るやといふに、謂く業感の如何によりて不定なるべし、大佛頂首楞嚴經に云く「唯一國人同感惡緣、當土衆生觀一切不祥境界、彼國衆生本所不見亦不聞」と、左傳に云く「齊有彗星、杜曰彗星出齊之分野、經不書魯不レ見」と是也。

已上金光明經の大意は、科文の示す如く、國王不信なれば、善神上天し、災難競起る、國王失位、人衆行惡、疾疫流行、天地災現、國民苦痛、國土可樂の處無しと也。

〔科文〕 二、大集經（三五頁來）又四。初、牒舉佛法隱沒相。

大集經云。佛法實隱沒。鬚髮爪皆長。諸法亦忘失。

〔文釋〕 此下は災山の經證を引く中第二に大集經を引きたまふなり。廣義の大集經は大集經三十

卷、大集經日藏分十卷、大集經月藏分十卷合して五十卷あり、今の所引は隋の那連提耶舍譯の大集月藏經の第十卷法滅盡品の文なり。此に又四節あり、今文は佛法隱沒の相を擧ぐるなり○佛法實隱沒鬚髮爪皆長とは、佛法頽廢出家破戒の相を説く、鬚はヒゲ鬚はカミ爪はツメなり、佛律は僧尼は髪も爪も一横麥底とて、譬へば一粒の麥を横さまにせる位の長さに至れば即ち之を剃り之を剪るを常とす、然るに佛法頽廢せば僧尼等此規則を守らざるをいふ○諸法亦忘失とは、一事が萬事で其他の佛法の制戒法度も亦忘失滅無すべしとの意なるべし。

〔科文〕 二、明災難相。

當時虛空中、大聲震於地、一切皆遍動、猶如水上輪。城壁破落、屋宇悉圯圻。樹林、根、枝、葉、華葉、菓葉盡。唯除淨居天、欲界一切處、

七味三精氣、損滅無有餘。解脫諸善論、當時一切盡。所生華菓味、

希少亦不美。諸有井泉池、一切悉枯涸。土地悉鹹鹵、敵裂成丘澗。

諸山皆焦然、天龍不降雨。苗稼皆枯死、生者皆死盡。餘草更不生。

雨土皆昏闇、日月不現明。四方皆亢旱、數現諸惡瑞。

〔文釋〕 此一節は災難の相狀を明すなり○當時とは、法滅の時を指す○一切とは地上に於ける總ての物をいふ○猶如水上輪とは、地大に震動し輪轉すること猶水車の如しとなり○屋宇とは、屋は家なり、宇は軒なり、○圯圻は毀裂するなり○華葉とは花瓣なり○菓葉とは藥になる菓精なり○淨居天とは、三界中色界の十八天の上部に位する五那含天を指すなり、五那含とは無煩天、無熱天、善見天、善現天、色究竟天なり、之を那含と名くるは阿那含の聖者の所住なるが故なり、阿那含とは梵語、不還果と譯す、此聖者は既に欲界の煩惱を斷じて再び欲界に還へらぬ故に斯く名く。又之を淨居天と稱するは斷惑清淨の聖者の住居する天なるが故なり。淨居天以下は地居天な

れば地災に罹る、此天は雲間の高所故に地災に障らざるなり○欲界一切處とは近く人界に約するなり○七味とは能く人身を養ふ所以の素質なり、甘、辛、酢、苦、鹹、澁、淡なり○三精氣とは一には地味の精氣、五穀蔬菜等の膩澤なり、二には衆生味の精氣、人類等の無病壯健なり、三には法醍醐味の精氣、三學六度等なり○解脫諸善論とは一義に云く梵王の出欲論、帝釋の十善論其他世間の聖賢の典籍なりと、一義に云く佛經を祖述する諸菩薩の論疏なりと、恐くは後義を可とせん。世間の善論と言はざるが故なり○諸有の下十句は旱災の恠を明す○鹹も鹵も共に鹽の味といふ字なり、すべて鹽氣ある土地には物を生ぜざるものなり、故に荒地のことを鹹鹵といふ○敵裂成丘澗とは旱の爲に土地が割れ裂けて、高き處は凹みて澗となり、下き處は凸りて丘と成るなり○焦然とは山の焦げ然ゆるをいふ○枯死の下本經には「甘蔗劫貝藥」の五字あり○亢早とは、強きヒデリなり。

【通解】 右一節を通解せば、大集經に云く、佛法の正義滅亡せば、破戒無慙の僧侶多く、佛所制の諸法度亦皆忘失すべし。爾時に空中に大惡聲響き渡り、大地劇しく動轉し、萬物の動搖すると猶水車の回るが如く、壁は破れ家は碎け、總ての樹木花菓藥草等も皆盡き果てん。唯淨居天の

みは、此法滅の災を免るれども、其他の色界欲界等に於ける七味三精氣等も皆滅滅して餘りなし。此時には凡そ世を救ひ人を導くの善論正書も亦悉く盡滅すべし。又土地より生ずる所の果蔬の味も尠くして亦美からず、あらゆる井戸泉水池等の水も總て枯れ涸き、土地は悉く鹹れ鹵て、又は割れ裂けて或は澗となり丘となり。諸山は炎々として燃え焦るれども、天は一滴の雨だに降らざざれば、苗や稼は皆枯れ、其他の生ずる者も皆枯れ盡きて更に草だに生ぜず。又灰土を雨らして四方皆闇となり、又は日月の光を現ぜざることもあり、斯て天下至る所皆大旱魃にして其上に又諸の惡瑞が現るべしとなり。

【科文】 三、明下増ニ惡業一感ヲ 惡報ト (四二頁來)

十不善業道、貪瞋痴倍增、衆生於父母、觀之如獐鹿。衆生及壽命色力威樂滅、遠離人天樂、皆悉墮惡道。

【文釋】 是より衆生の惡業深重なることを説く○十不善業道又は十惡と云ふ。身に三、殺盜姪なり口に四、妄語綺語惡口兩舌なり、意に三、貪瞋痴なり、此十を調伏するは即十善なり、十惡の報

三惡道に墮て其苦を受け盡して若人中に來れば餘報の感ずる所、其一惡毎に必ず二報を受く。短命多病は殺生の報、貧窮失財は偷盜の報、婦貞潔ならず眷屬不良なるは邪淫の報、身に誹謗を被り人の爲に誑惑さるるは妄語の報、眷屬乖離し親友に棄てらるるは兩舌の報、恒に惡聲を聽き多く諍訟を起すは惡口の報、人の爲に信ぜられず言語不明なるは綺語の報、意足るを知らず多欲厭かざるは貪欲の報、他の爲に短を伺はれ或は殺害せらるるは嗔恚の報、邪見の家に生れ心亦諂曲なるは邪見の報なり○業とは妄情一度動て身口の門開くをいふ○貪嗔痴の三毒は已に十惡の中にあるも、餘の七惡の根本なる故に復別して之を擧げ其惡業の熾んなることを顯して倍增と云ふなり、○衆生乃至獐鹿等とは、獐は麋とも書きクジカと云獸なり、鹿に似て小く角無き物にして亦鹿の類なり、其性劣等なるが故に獵人などに逢ば、親子も相顧みずして逃ぐるものなり、依て國王比丘乃至人々三毒強盛にして太恩ある父母に對しても尙不孝非道なるに誓ふる也○衆生及等の下、上の二句は現報を明し、下の二句は後報を明す。

〔通解〕 前文の如く獨依報の國土の壞るのみならず、亦正報の人類も日に十惡を作り、三毒特に熾にして、父母に對しても尙禽獸の行爲を爲す。如此惡業の結果。現世には衆生の數も減じ、

壽命も縮り、色艶も悪く、力も弱く、威光も衰へ、快樂も亦盡き。更に未來には、人界又は天上の樂を享くこと能はずして皆悉く三惡道に墮落すと也。

〔科文〕 四、明ス由テ法滅ニ善神捨レ國ニ四二頁來

如キ是カク不善業ヨソノ惡王トアケビ毘丘クト毀キ壞ユシガ我ガ正法ヲ、損ス滅ス天人道ニ。諸天善神王ヲ悲シ愍ミ衆生ヲ者ヲ、棄テ此ノ濁惡國ヲ、皆悉ク向ク餘方ニ。上レ已。

〔通解〕 此一節は所引の大集經の結文なり。文見るべし。通解せば、三毒強く十惡盛にして、父母を觀ること恰も他人の如く、現世不安にして未來墮惡の惡王惡僧等、共に我が佛法を破壊し、天道人道を損滅す。故に諸天善神の人類を愍たまふ者も、此謗法の惡國を打捨て、皆悉く他方正善の國に行きたまふと也。

已上大集經の大意は、科文の示す如く、佛法の正義滅亡せば、天災地天竝起り、社會人類は惡思想惡行爲を以て充たされ、現世は不安にして未來は惡道に墮す、如此法滅に由て諸天善神國を捨つ、斯くて國家は滅亡せんと也。

〔科文〕 三、仁王經。(三五頁來)。又二、初、護國品。

仁王經云。國土亂時先鬼亂、鬼神亂故萬民亂。賊來劫國、百姓亡喪、臣君太子王子百官共生是非。天地怪異二十八宿星道日月失時失度、多有賊起。

〔通解〕 此下は第三に仁王經を引て災山を證するなり。此經具には仁王護國般若波羅密經と云ふ、四譯あり、法護、羅什、眞諦、不空なり、今は什本護國品の一節なり○鬼神とは、威あるを鬼と云ひ、能あるを神と云ふ、一種不思議の力を有する諸天藥叉の類なり○生是非とは是非を争ふことにて喧訶口論等をいふ○天地怪異とは具には前の金光明經後の仁王經等の文の如し○二十八宿星道とは、此星は經星中の主なるものにして、東西南北に各七星あり、東方の七宿は、角亢代房心尾箕、西方の七星は、奎婁胃昂畢觜參、南方の七星は、井鬼柳星張翼軫、北方七星は、斗牛女虛危室壁なり、此二十八宿は國を護り主る星にして各數星あり、此星天を廻るに其宿り止る處定

りある故に宿といふ○失時失度とは、日月星の廻り時節が定規に違ふを失時といひ、其廻轉の度數か亦原則に背くを失度といふ。

〔通解〕 其國王三寶を信ぜず大乘を讀誦せず講說せしめざれば、鬼神が正法を聞かず、惡心盛にして萬民を惱亂し從て國土亂る、此際に乗じて他國の賊來りて國を侵害し、萬民多く亡ぶ、又君臣の間、太子王子の間、百官役人の間、亦是非を評論し、互に相害ふ。又天災地天竝に起り、特に二十八宿日月等の天體時を失ひ度を失ひ、又國內には多の盜賊謀反人等起るべしと也。

〔科文〕 后、引受持品。(四八頁來)

又云、我今五眼、見三世一切國王、皆由過去世、侍五百佛得爲帝王主。是爲一切聖人羅漢、而爲來生彼國土中、作大利益。若王福盡時、一切聖人、皆爲捨去、若一切聖人去時、七難必起。

〔文釋〕 此は仁王經下卷受持品の一節なり。○五眼とは佛所具の眼なり、一には肉眼、普通人間

の眼なり。二には天眼、天人の眼にして三千世界の内外を視透す眼なり。三には慧眼、二乗の眼にして衆生の業因縁を見る眼なり。四には法眼、菩薩の眼にして一切萬法の實相を見る眼なり。五には佛眼、正しく佛の眼にして上の四眼を具ふる眼也。

【通解】 又仁王經に云く、我れ今佛眼を以て明白に過現來の三世を見透すに、一國の國王は皆過去の世に於て、五百の多き佛に奉持し修行せし功德に由て、今世に國家の主權者として萬民の尊崇する國王と爲ることを得たるなり。國王は如此因果の最勝なる者なるに依て、一切の聖人哲人等が、其國中に降生して、之を輔佐し、大に濟世利民の徳政を作さん。然るに若し國王今世に道心無く正法を護持せずして、其果報の盡くる時には、一切の聖人哲人達も皆此國を捨て去るが故に、七難必ず尋で起り、其國も亦應に亡ぶべしと也。七難は次下に此經竝に藥師經を引て示したまふが如し。

前の護國品の文は、法味に饑る故に魔鬼竝に來り國家喪亂するを證し、此文は聖賢の隱顯に由て國土盛衰を爲すを明す。此文三を分つ、初に帝王主までは五百供佛報感王位を明し、是爲の次に聖人來生せば其國還昌を明し、後に若王の下宿福報盡き七難競起を明す也。

【科文】 四、引藥師經（三五頁來）。

藥師經云。若刹帝利灌頂王等災難起時。所謂人衆疾疫難、他國侵逼難、自界叛逆難、星宿變怪難、日月薄蝕難、非時風雨難、過時不雨難。上。

【文釋】 第四に藥師經を引て前の仁王經の結文の七難必起の名相を説明したまふなり。此經四本あり、惠爾、笈多、玄特、義淨なり、今は弊譯を引く○刹帝利とは、天竺に四種の階級あり。一には婆羅門、淨行と云ふ宗教家なり。二には刹帝利此は王族なり、三には吠舍此は商人なり、四には毘舍羅此は農人なり。今は則ち第二の王族をいふ○灌頂王とは、天竺にては大國の太子即位の時は、四海の水を汲取て、其頂に灌ぐ、故に斯くいふなり。結句刹帝利灌頂王とは、國王の事なり○等とは、夫人太子王子大臣百官國民をいふか○災難とは、蓋し國王等の不量見に由る災難即ち地方的の小難に非ざる國家的の大難といふ意義なるべし○所謂の下即ち藥師經の七難なり○

人衆疾疫難とは、人類が惡病に罹り多く死するをいふ○他國侵逼難とは、外國より攻め來る難なり○自界叛逆難とは、國內相亂れ、上下相叛き、同士討等するを云ふ、但し必ずしも劍銃を以てするのみに非ざるべし○星宿變恠難とは、諸星其運行を違へ、變恠の相を現するをいふ○日月薄蝕難とは、日月の光薄く又は缺ぐるを云ふ○非時風雨難とは、時ならずして暴風又は霖雨等の降るをいふ○過時不雨難とは、例せば一月二月を過ぎても更に雨降らざるを云ふ。

〔通解〕 藥師經に云く國王等の不信謗法に由て、國家的の大難が起らん時には、人衆疾疫乃至過時不雨難等の七難が競起りて實に恐怖すべしと也。

〔科文〕 后、重引ニ經之文ニ三災七難。(三五頁來)又二。初、引仁王經ニ示七難。

仁王經云。大王吾今所化、百億須彌、百億日月。一一須彌有四天下、其南閻浮提、有十六大國、五百中國、十千小國、無量粟散國。其國土中、有七可畏難。一切國王爲是難故。云何爲難。日月失度、

時節反逆、或赤日出、或黑日出、一三、四、五日出、或日蝕、無光、或日輪一重、一三、四、五重輪現、爲一難也。

〔文釋〕 此文より亦復如是已上までは、重ねて仁王大集二經の文を引て三災七難を示したまふ、此に又二初に仁王經を引て七難を示す○仁王經は受持品なり○大王とは波斯匿王を指す○吾とは佛なり○所化とは教化の範圍をいふ○百億須彌百億日月とは、一佛化境の三千大千世界をいふ。三千大千世界とは、一須彌世界を千倍せるを一小千世界と名け、一小千世界を千倍せるを一中千世界と名け、一中千世界を千倍せるを一大千世界と名け、更に此小中大の千世界を合したるものを三千大千世界と稱す○四天下とは須彌の四方の洲をいふ、東は弗婆提、西は瞿耶尼、南は閻浮提、北は鬱單越なり、南閻浮提とは即ち此五大州なりといふ○十六大國とは舊譯の仁王經によれば、鳩留國、憍沙羅國、毘舍離國、舍衛國、罽賓國、乾陀衛國、沙陀國、婆提國、波羅奈國、鳩婁彌國、僧伽陀國、健孛囉國、迦毘羅國、摩羯陀國、迦羅乾國、俱斯那國なり、五天竺内にありといふ○無量粟散國とは無數の島國をいふ。此等の國別は三千年以前印度を中心としての地理説に過ぎ

す〇一切國王爲是難二故の下、本經には「讀誦般若波羅蜜」、七難即滅、七福即生、萬姓安樂、帝王歡喜」の五句あり、此五句を挿入せずんば、次文の「云何爲難」との連絡惡し、然れども此五句は七難の名相を示すに、不必要なれば、今は略したまふか〇日月失度より下正しく七難にして今は第一日月難なり、之に五あり、一に失度難、二に顔色改變難、三に日體增多難、四に日月薄蝕難、五に重難なり、文見るべし。

〔通解〕 佛波斯匿王に告げたまはく、我が教域は、三千大千世界にして、其中には百億の須彌と日月あり、而して其一々の須彌の四方に東西南北の四州あり、其南方を閻浮提と云ふ、此州には大中小等の無量の國あり、其國中に七難起ることあり、一切の國王此難を脱れんと欲せば、當に佛法を信受し護持すべし、さて其七難の第一は日月に關する難なりと也。

二十八宿失度。金星、彗星、輪星、鬼星、火星、水星、風星、刀星、南斗、北斗、五鎮大星、一切國主星、三公星、百官星、如是諸星、各各變現、爲二難也。

〔文釋〕

此文は七難の第二星宿難なり〇金星は五星中の太白星にして又は明星といふ〇火星は五星中の熒惑星なり〇水星は五星中の辰星なり〇南斗は北方の七宿の第一斗宿なり、六星あり、天の北宮に在す、而を南と呼ぶは夏秋の間南方に見はる故なり〇北斗は天の中宮に在り、北辰即ち北極星と異なり〇五鎮大星とは、鎮星即ち土星なり、而を五と云ふは、歲星熒惑星太白星辰星、中央の鎮星に輔たり、故に合して五鎮と爲す、五鎮星は天の五氣(風・熱・濕・燥・寒)地の五行(木・火・土・金・水)等を主どる〇國主星とは、二十八宿五星等を分配して各國を護らしむる主權星なり〇三公星百官星とは、例へば地上に三公百官ありて國王を輔佐するが如し。

〔通解〕 天上に閃ける諸星光を變じ凶相を現するを第二の難と爲すとなり。天體日月星等に關する事は、天文學星學上に於ける専門學說の解説を待たずんば詳細は知り難し、但小少は「新註」等に出づるを見よ。

大火燒國、萬姓燒盡。或鬼火、龍火、天火、山神火、人火、樹木火、賊火。如是變怪、爲三難也。

〔文釋〕 此は第三の衆火難なり。○大火等とは總じて大火の難を擧ぐ。○鬼火とは、鬼の人間を嘖りて夜る惡火を起し、又人に熱病をやましむるなり。○龍火とは、龍の嘖りて毒火を雨らし又は人をして癰腫あらしむるなり。○天火とは、電火なり。○山神火とは、變現なり、之れに二あり、一には仙人嘖れば火嘖より生ず、二には仙人呪を誦ふれば鬼神をして百姓の家を焼かしむるなり。○人火とは普通人間の失火なり。○樹木火とは、炎熱度を過ぎて樹木火を生ずるの類、或は樹木相擦れて火を發し、或は野火延燒等の類もあるべし。○賊火とは、賊徒の放火をいふ。

〔通解〕 火に關する種々の災禍國中に大に起るを、第三の難と爲す也。

大水漂没百姓、時節反逆、冬雨雪、冬時雷電霹靂、六月雨冰霜、雹雨赤水黑水青水、雨土山石山、雨沙礫石、江河逆流浮山流石、如是變時爲四難也。

〔文釋〕 此は水難と時節反逆難とを説く、略して時節難とす。○難は漂と同じ浮なり、没は沈なり、大水人民をタダヨヒシヅマスルとなり。○時節反逆は下の諸句に冠す。○霹靂は雷の激しく鳴り、電

の強く閃くを云ふ。○雨土山石山とは、多量の土石を雨すことなり。○礫とは小石なり。

〔通解〕 水と時節との上に種々の不祥の災難現するを第四の難と爲すと也。

大風吹殺萬姓、國土山河、樹木一時滅没、非時大風、黑風、赤風、青風、天風、地風、火風、水風。如是變爲五難也。

〔文釋〕 此は第五大風數起難なり。○大風とは、所謂・疾風・強風・暴風・颶風等なるべし。○黑風とは黑色の沙礫を混する風なり、赤風・青風亦之に準ず。○天風とは陽にして煖なる風なり。○地風とは陰にして寒き風なり。○火風とは熱風なり。○水風とは、水面を吹て大波を起す風なり。

〔通解〕 風に關する大なる災禍を第五の難となすと也。

天地國土亢陽、炎火洞然、百草亢旱、五穀不登、土地赫燃、萬姓滅盡、如是變時爲六難也。

〔文釋〕 此は第六天地亢陽の難なり。亢陽は前述の如くヒデリの事なり。洞然とは、洞は貫き通る義にして、炎氣の地下に徹することなり。

〔通解〕 大旱魃の爲に萬民亡ぶる災を六の難と爲すなりと也。

四方賊來侵國、内外賊起、火賊、水賊、風賊、鬼賊、百姓荒亂、刀兵劫起。如是怪時爲七難也。上巳。

〔文釋〕 此は第七四方賊來難なり。四方賊來とは、他國侵逼難なり。内外賊起とは、内親外親の賊を指し、所謂君臣父子夫婦兄弟等各牆に鬪ぐの類にして即ち自界叛逆難なるべし。火賊とは、火に乗じて盜を爲す賊なり。水賊とは、即ち海賊の類なり。風賊とは、大風に乗じて盜を爲す賊なり。鬼賊とは、大江山の酒顛童子の如き惡鬼の形せる賊なるべし、一説に疫神といふは不可ならん。刀兵劫起とは、殺人戰鬪がオビタグク起るを云ふ、一説に滅劫の時に起るべき小の三災即ち刀疾饑の中の刀災が謗法の過に由りて早く起るを云ふとは、不可なるべし。

〔通解〕 種々の大賊が起りて萬民が荒され亂れ、大に戰爭殺人等の行はるるを第七の難と爲すと也。以上仁王經の文は、大に恐怖すべき七難の名相を擧げられたる也。

〔科文〕 后、重引大集經示三災（五二頁來）

大集經云。若有國王、於無量世、修施戒慧、見我法滅、捨不擁護、如是所種、無量善根、悉皆滅失。其國當有三不祥事、一者穀貴、二者兵革、三者疫病、一切善神、悉捨離。其王教令、人不隨從、常爲隣國之所停燒、暴火橫起、多惡風雨、暴水增長、吹漂人民、内外親戚其共謀叛、其王不久當遇重病、壽終之後生大地獄中。乃至。如王夫人、太子、大臣、城主、柱帥、郡守、宰官亦復如是。上巳。

〔文釋〕 此は大集經虛空目分護法品（第二十五卷十四頁）の文にして、頻婆娑羅王に對する佛の教訓なり。施戒慧とは、布施持戒智慧にして、六度の中の主なるものに屬し、王たるべきの根本宿善なり。穀貴とは、五穀を主とする物價暴騰にして、專饑饉に原因すべし。兵革とは、兵は干戈、革は甲冑、戰爭の事なり。疫病とは、惡病流行を云ふ。教令とは教訓命令等を云ふ。内外親戚其共謀叛の戚其の二字本經には信成とあり。内外親戚とは、父方の親類を内親と云ひ、母方の親戚を外戚と云

ふ〇大地獄の大の字本經に無し〇乃至とは祖帥の中略にして「若宿善追及還得人身無量世中常
 旨無自貧窮踰行乞自活常生惡心因此惡心復當還墮於地獄中」の卅三字を略す〇城主とは
 地方の國主にして、昔の大名今の知事等の如し〇城主の下、本經には村主將帥とあり。村主は村
 長、將帥は海陸の將校なり、今柱とあるは恐くは村主の合字。帥とは將帥の略なるか〇郡守とは
 郡長なり〇宰官とは、多分事務官にして上下百官を云ふ〇亦復如是とは、王の如く現世多難未來
 墮獄となり。此文若し細科せば、四節あり「若有國王」より「悉皆滅失」までは(一)明國王不信
 則宿福全滅なり。「其國」より「悉捨離之」までは(二)明國土災難なり。「其王」より「乃至」までは
 (三)説謗法愚王現報後報なり。「如王夫人」以下は(四)謂國王謗法餘殃及親族群臣なり。

〔通解〕

大集經に云く、一切の國王は、皆過去の宿善に依つて現世に國王と爲ることを得たる者
 なれば、今日若し正法を擁護せざるときは、宿福も悉く滅して、現世には三災乃至無量の大難を
 招き、未來には大地獄に墮つ、王の如く夫人太子大臣大將百官等も亦復如是禍を受くべしと也。

已上謗法亡國の經證四經六文(七文)茲に畢る。

〔科文〕

後、結答(三四頁來)

夫四經文朗萬人誰疑。而盲瞽之輩迷惑之人、妄信邪說、不辨正
 教。故天下世上、於諸佛衆經、生捨離之心、無擁護之志。仍善神
 聖人、捨國去所。是以惡鬼外道成災致難矣。

〔分釋〕

此文は四教七文の引證を結し、災難一に背正歸邪に由ることを明す〇夫とは發端の語な
 り〇盲瞽とは、生後のメクラを盲といひ、生前よりのメクラを瞽と云ふ、迷惑の人を譬ふるなり
 〇邪説とは別して法然の淨土教を指す〇正教とは一往四經を指すも再往は法華中心の佛法を云ふ
 〇諸佛衆經とは、彌陀已外の佛、淨土三部已外の經を云ふ〇惡鬼外道とは、善神聖人に敵對する幽
 界の惡魔及顯界の外道惡人を云ふなるべし。

〔通解〕

上に引ける四經の證文即ち邪法邪人に由りて災難起るの事明瞭にして更に疑ふべき所な
 し。然るに世の盲目者迷惑者は、妄に謗法の邪説に誑かされて、如來の正教を辨へず、彌陀一佛の
 外は禮拜雜行と嫌ひて諸佛を捨て、淨土三部の外は讀誦雜行と忌みて衆經を閣く故に、神聖去り
 魔外來りて天變地天人難國難競ひ起ると也。

〔大意〕 以上第二段災難の由來の證據を擧ぐ下の大意は、客は災難は謗法に依るの證を問ひ、主人は金光明經等の四經七文を擧げて答へたまふ也。

〔餘義〕 疑ふて曰く、法華實乘の正法を建立して國家を安泰ならしめんとする本論に、爾前權教の四經七文等を引用したまふは如何。答て曰く、一往祖意に矛盾ある如くなるも實は然らず、御在世既にこのことを難するものあり「觀心本尊得意鈔」(一三三二)に辨じたまふが如し。今之を布演するに一には爾前はこれ法華の爲の綱目なるが故也、一代聖教を大に分つて二とす、一に大綱の教二に綱目の教なり、大綱の教とは法華經にして成佛の教なり、綱目の教とは他經にして不成佛の教なり、但し綱目の教も成佛以外の説相は虚しからず、又綱目の教は大綱の教の爲めなれば、法華の爲に他經を引用すること不可なし、今法華主義の「安國論」に四經を引くも決して怪むに足らず。二には背正亡國の明文を選抜するなり、謂く法體は且く措き、背正亡國を詳説せる文としては、一切經中此四經七文に加くものなければ也。三には法然を對破せんが爲なり、謂く此書は専ら法然が淨土三部のみに偏して、遍く顯密の諸大乘經を謗れるを破斥したまふが故に、今且く爾前と今經との別を立てずして、四經はもと權教なれども、法華と同じく大乘なる邊に就

て、俱に正法として之を引き、以て彼の諸大乘經を謗する法然を對破したまふ也。四には淺劣を以て深勝を顯するなり、謂く權教の流布せざるすら尙且つ諸天國を棄つ、況や法華實教の流布せざらんは諸天豈に國を棄てざらんやとなり。五には文を借つて義を顯すなり、謂く經に「雖示種種道其實爲佛乘」と云ひ、釋に「文在爾前義在法華」と云へるが如く、佛の内證よりせば、爾前の文は取りも直さず法華の義なるが故に、之を引きたまふなり。六には開顯に約す、謂く四經の權文を開して法華の實義を顯すなり。七には法華は諸經の王として破立に自在なるが故に、謂く爾前無得道墮地獄の根源とは破の義なり、今四經を引用するが如きは立の場合なり、若は立若は破法華經王の大權の發動のみ、怪むに足らず。八には天台附順以偏助圓の故なり、謂く台家の弘經は、偏を以て圓を助く、故に天台諸經の疏を製し宮中に仁王を講じ、而して「善弘經者用與適時口説權而心不違實法」と言ひ、傳教亦法華金光仁王を以て護國の三部と爲す是也。此論は佐前にして自ら「天台沙門日蓮勘之」と名乗りたまふの時、豈に台家附順ならざらんや、法華經主義の我祖にして而も本論に且く餘經を引用したまふ、亦宜ならずや。以上八義に約して本論に爾前經を引用したまふの聖意を知るべし。

若夫れ本論に、權實相對を尅定せず、捨權入實を徹底せしめたまはざるは、大體時機未熟の故なるに依ると雖も、一面前陳の如き理由ありて權教餘經を多量に應用せられざるべからざる必要あるが爲なるべし。

疑つて曰く、自然現象が人類に影響することは、眼前の事實にして誰人も信すべき所なるも、人間の思想行爲風教等が天然現象に影響することは、不可解にして現代の科學も亦證明する能はざる所、これ一種の迷信には非ざるなきか如何。答へて曰く、風教人心が天然現象に影響することは、人間の思想を以ては容易に理解し難き所なるも、大乘佛教殊に法華經の哲學たる依正不二の原則より觀れば、之を信解せずんばあらず。依正不二の原則とは、依報即ち天然現象と正報即ち精神的人格とは、本來一體不二にして互に影響交渉する本質を有するものとす。故に自然現象が眼前に人類の肉體精神に直接間接影響するが如く、人類の靈肉及び風教も亦自然現象に陰に陽に影響するものと推斷せらるる也。この依正不二の原則は餘りに宇宙的にして容易に之を實證し能はざるも、この法則と同類なる色心不二、人家不二、家國不二等の原理より之を比量すべし。色心不二の原理とは吾人の精神と肉體と一體なりとの法則にして、例せば心正しければ體自ら直しが如し。人ほ

不二の原理とは、家人と家庭と一體なりとの法則にして、例せば家人清淨なれば家庭自ら清潔なるが如し、家國不二の原理とは、各家庭と國家社會とは一體なりとの法則にして、例せば各家庭の治亂は延ひて一國一社會の治亂となるが如し。又依正不二の原則に於ても、比較的物質的近距离の事實は明瞭に之を認識せらるべし、仍ち人山林を濫伐せば自ら江水多く、人群居すれば寒國も亦暖國となり、人間煙突を制限せざれば空氣自ら不潔なるが如き是也。此等近小物的の因果的關係現象を見て、彼の遠大なる宇宙的精神的因果關係現象をも強て信解せんことを要す。如此法則は、最初大聖釋尊に依つて説かれ、更に印度支那日本の諸賢哲に依つて布演せらるる所。法相の唯識哲學の如きは其初歩にして、天台の理の一念三千の哲學は一層進みたるもの、我が日蓮聖人の事の一念三千の哲學は正に其極致に達したるもの也。凡そ絶對の眞理は一にして二三ある筈なければ、吾人は寧ろ日進月歩の科學が、此の大乘佛教の極致に接近し、依正不二の原則を幾分にも理解するに至らんことを熱望し、今日の迷信をして明日の正信たらしめんことを期するものなり。然るに今日尙ほ未成品の科學又は淺薄なる常識を以て、輕卒にも四經七文に依れる「安國論」の天仇地天餓饉疫癘と宗教人心との相關説を一笑に附するが如きは、却て愚迷の甚だしきものと謂はざるべからず。

〔解文〕

第三、舉内衆破法以證亡國（一四頁來）又二。初、客問（后、主人喻曰の下は主答）又二。初、述大法紹隆、又二。初、叙其東漸。

客作色曰。後漢明帝者、悟金人之夢、得白馬之教。上宮太子者、誅守屋之逆、成寺塔之構。

〔文釋〕 客作色曰より不誠惡侶者豈成善事哉までは、大段第三佛徒の破法を擧げ破國の關係を明す。又二、初に客問、後に主答、初に又二、初より傳三鷄足之風までは、初に大法の紹隆を述べ、誰の下は詰問なり。初に又二、初に其東漸を叙す、即ち此文なり○客作色曰とは、前段に主人が「經文の明鏡によつて現代を照すに、世を擧げて謗法の邪徒に眩惑せられて、專一經に倚りて諸佛を抛つ、故に神去り魔來り、災難競起り、此國將に亡びんとす」と答へ、其意當代の佛教を否認するが故に、客人が勃然として顔色を變じて反詰する也。

〔通解〕 此節は佛教の隆盛を言はんとして、先づ其傳來を一言したまへるにて、委細は三國佛教史に譲り、今且く大意を云はば、抑印度の佛法が東方に傳りしは、支那に在りては、後漢第二代

孝明皇帝が、一夜金人の夢即ち金色燦爛たる慧光照無量の大聖釋尊の一大人格を靈感され、數多の臣下を遣はし、金人の宗教を西方に求めらる、此時恰も印度よりは迦葉摩騰、竺法蘭の二大高僧が佛法を漢土に渡さんと欲して、佛像經卷を白き馬に載せて此方に來れるに遇ひぬ、如此不思議の因縁に由りて白馬の教即ち佛法は支那に傳來し、其後漸く盛大にして四百餘州を風靡するに至りぬ。又我朝にては、人皇第三十代欽明天皇の御宇に、百濟國の聖明王より佛像經卷を獻上せしに始まり、尋で人皇三十二代用明天皇の御子（欽明天皇の御孫）なる上宮太子即聖德太子が聰明睿智にして、深く佛法を信仰され、法華維摩勝鬘の三經疏を作りたまひて、盛に大乘佛教を講讀し、物部の守屋が世出の叛逆謗法を誅伐されて、浪花に四天王寺を建立せられ、更に全國に數多の寺院を設立し、且つ多數の僧尼を支那より招聘され、更に憲法十七條を制定し、篤敬佛法を以て經國の根本と定めたまひし以來、日本の佛法は一瀉千里の勢を以て朝野遠近に弘まりしなりと也。

〔科文〕 後、陳紹隆之相（六六頁來）

爾來上自一人下至萬民、崇佛像、專經卷。然則叡山、南都、園

城、東寺、四海一洲五畿七道、佛經星羅、堂宇雲布、鷺子之族則觀、鷺頭之月、鶴勒之流亦傳、雞足之風。

〔文釋〕 此れより正しく佛法隆盛の状態を陳ぶる也。爾來とは、聖徳の佛法興隆より已後茲に七百年なり。○叡山は、桓武天皇延暦年間傳教大師開創して、延暦寺と號し、王城の鬼門を鎮め、日本天台の總本山として當時日本佛教の中心地なり。○南都は即ち奈良にして、所謂六宗七大寺軒を並べ、佛教の古都として當時尙殷盛なりし地なり。○園城寺は近江に在り、天武天皇の時に大友の與多丸の建る所、寺の西岩に井泉あり、天智、天武、持統の三帝の産湯となしたまふ所、因て御井寺と號す、後に圓珍智證之を受けて台密と爲し、三井寺と改稱す、台宗の一大本山として勢力あり。○東寺は、元外國人を接待し止宿せしめし鴻臚館なり、嵯峨天皇弘仁年間之を空海に賜ふ、眞言宗の大本山として榮えり。○蓋し此四所を擧げたるは、當時日本佛教の主なる所を列擧せるにて南都は奈良朝佛教の六宗を指し、叡山園城寺東寺は平安朝の天台眞言を出せるなり、而して當時鎌倉の新佛教たる淨土禪等を出さざるは、假令民間に非常の勢力ありしにせよ、公認佛教として

は未だ特擧するに足らざりしが爲なるべし。○四海は、爾雅に九夷八狄七戎六蠻也と云ふ、海は晦なり、其荒遠冥昧の義を取る、四方が海なりと云ふに非ず、而に今は四方と云ふ義なるべし。○一洲とは、四海を統一せる日本全國を云ふ。○五畿とは、山城、大和、河内、和泉、攝津なり。○七道とは、東海、東山、北陸、山陰、山陽、南海、西海なり。○佛經とは佛像と經卷なるべし。○堂宇とは、堂塔伽藍なり。○鷺子とは、舍利弗尊者なり、其母聰明にして眼舍利鳥に似たり、故に母を名けて舍利と云ふ、舍利は梵語、鷺と譯す、即ち百舌鳥の類なりといふ、弗は子と譯す、則ち舍利母の生める所なるが故に舍利弗と稱す、母に従つて名を立つるなり。○族とは、舍利弗を上首とする僧徒なり。○鷺頭之月とは、佛直授相承の舍利弗を筆頭とせる僧徒は今尙ほ靈鷲山頭所説の法華經の圓融三諦の眞如の月を觀念すとの意なり。○鶴勒とは、付法藏の二十三祖中の第二十二祖の鶴勒那尊者なり、尊者前身に五百の弟子あり、皆福德薄くして鶴となりて常に尊者に隨逐せり、故に鶴勒那と名く、勒那は梵語、鶴は譯語、梵漢兼稱して鶴勒と云ふ。○流とは、鶴勒尊者を筆頭とする僧寶の流類を云ふ。○傳鷺足之風とは、鷺足山は著名なる大迦葉尊者入定の靈岳なり、舍利弗は佛弟子の最第一なるも、佛以前に入滅せしかば、佛滅後に於ては、大迦葉を最上首とし、第二の佛たる

の觀あり、因て鷄足の風を傳ふとは、つまり釋尊直授相承の大迦葉の教風を傳へて、今に至るとなり○崇佛像。乃至佛經星羅等とは、佛寶法寶の隆なるを明し○鷲子乃至鶴勒等とは僧寶の盛なるを示せる也。又僧寶の流族の源泉を擧ぐるに特に舍利弗と鶴勒那と竝に大迦葉とを選ばれしは、蓋し在世最上首の舍利弗と、滅後の付法藏中の最後の師子尊者は檀彌羅王に首を刎ねられたれば、之を除き、其始末たる第一祖と第二十二祖とを特舉したまふなるべし、又鷲子に對して鶴勒と云ひ、鷲頭に對して鶴足と云ひ、月に對して風と對句したまふ、修辭の妙亦見るべし。一説には鷲子の二句を天台宗に配し、鶴勒の二句を禪宗に當て、此教禪二宗に諸宗を攝す等と云へり。

〔通解〕 印度の佛教が、孝明皇帝に依つて支那に傳來し、支那朝鮮の佛教が上宮太子に依つて日本に宣傳せられ、爾來七百年、上は一天萬乘の大君より下は萬民に至るまで、悉く皆佛像を信仰し經卷を崇拜す、然れば則ち叡山を始めとして日本全國至る所に佛教の寺院興隆し、諸宗の高僧碩徳は或は眞如の月を澄し、或は聖教の風を揚ぐ、秀逸なる者は、在世の舍利弗滅後の鶴勒那にも比較すべしと也。

〔科文〕 後、詰問（六六頁來）

誰謂編一代之教、廢三寶之跡哉。若有其證、委聞其故矣。

〔文釋〕 此一節は、客が主人に對する詰問なり○編とは衣服の敝れ又は汚れ又は小きなり○一代之教とは、釋尊一代聖教五十年の説なり○廢とは廢頓廢絶なり○三寶之跡とは、佛法僧三寶興隆の事跡なり、三寶は總にして上の教は別なり。

〔通解〕 我國佛法の盛大なること既に述ぶるが如し。誰人か一代の聖教にケチをつけ、三寶の聖跡を廢絶せりと謂ふか。然るを貴下敢て世間皆佛法に背き、神聖所を去るが故に、災難競ひ起ると言ふ、是何事ぞや、然るに若し其證據あらは、委細に之を聞かんと欲すと也。○以上第三段の客問畢る。

〔科文〕 主答（六六頁來）又三。初、擧破法相。

主人喻曰。佛閣連蔓經藏並軒、僧者如竹葦侶、似稻麻。崇重年舊尊貴日新。但法師諂曲而迷惑人倫、王臣不覺而無辨邪正。

〔文釋〕 此より第三段の主人の答辯なり○噓とは、曉し訓ゆるなり○佛閣とは、佛菩薩本尊を勸請する佛殿をいふ○蔓とは、屋の棟上に土器の高く顯れたるなり○經藏とは、經卷を藏する建物なり○僧、具には僧伽、梵語なり、和合衆と譯す、總じて一般の比丘比丘尼に名く○侶とは、伴侶と云ひ、別して伴僧沙彌などをいふなるべし○竹、草、稻、麻とは僧寶の數多きに譬へ、上の連は佛寶の數多きをいひ、並は法寶の數多きをいふなり○崇、重、年、舊、尊、貴、日、新とは上に擧ぐる三寶に對する王民の信仰の盛大なることは、ただ過去に於て然るのみならず、現在及び將來に於ても亦益々發展すべしとなり。以上は一往客問を肯定せるなり○但法師の下は正しく答ふるなり○詔、曲とは、上にイツハリヘツラヒ正義をマゲルなり○迷惑、人、倫とは、君臣の義、父子の親、夫婦の別、兄弟の序、朋友の信などの五倫の道に迷惑するをいふ、當時各宗の高僧碩學等が、陪臣北條政て三上皇を三處に配流し奉りし大逆事件を見て、而も何等糺彈せざりし如きは、其甚だしきものなり○邪正とは、僧の邪正、法の邪正等なるへし。

〔通解〕 佛閣といひ經藏といひ僧侶といひ、三寶世に盛にして、王民の之を崇拜することは、既に年舊く更に日に新なることは、一に汝の語るが如し。但し外形の佛法は盛大なりと雖も、内容

は全く廢頽す、則ち能化の僧侶は、其心上に詔ひ正法を曲げて、下人道を無視し、又所化の王民一同は、法師の邪正、法の曲直を覺らずして、妄に迷信邪教に墮せりと也。此一節は、謗法の右様を要言する也。

〔科文〕 次、引證、(七一頁來) 又二。初、引仁王涅槃明破佛破國因緣名義。又二、初、引仁王明謗法惡業即破國內緣。

仁王經云。諸惡比丘多求名利於國王太子王子前。自說破佛法因緣破國因緣。其王不別信聽此語。橫作法制不依佛戒。是爲破佛破國因緣。上巳

〔廣本〕 是爲破佛破國因緣。上巳の句を略して「云云」の語を附す。又「云云」の下に更に左の三經の文を引けり。

守護經云、大王此惡沙門、破戒行惡汗穢、一切族姓之家、向於國王大臣官長、論說毀謗眞實沙門、橫言是非。乃至、一寺同一國邑、一切惡事、皆推與彼眞實沙門、蒙敝國王大臣官長、遂令驅逐眞實沙門、盡出中國。

界上。其破戒者自在遊行而與國王大臣官長共爲親厚、云云。又云、風雨不節、旱澇而不調、飢饉相仍、宛敵侵擾、疾疫災難無量百千、云云。又云、釋迦尼如來所有教法一切天魔外道惡人五通神仙皆不破壞、乃至少分而此名相諸惡沙門皆悉毀滅、令無有餘、如下須彌山、假使盡於三千界中草木爲薪、長時焚燒、一毫無損、若劫火起、火從内生、須臾燒滅、無餘灰燼、云云。

最勝王經云、見下行非法者上而生於愛敬、於下行善法二人上苦楚、而治罰、由愛敬惡人治罰善人、故星宿及風雨皆不以時行、又云、三十三天衆咸生忿怒心、因此損國政、誦僞行世間、惡風起、無恒暴雨、非時下。又云、彼諸天王衆共作如是言、此王作非法惡業相親附、王位不久安、諸天皆忿恨、由彼懷忿、故其國當敗亡。天主不護念、餘天滅捨棄國土當滅亡。王身受苦厄、父母及妻子兄弟並姊妹俱遭愛別離、乃身亡歿。變怪流星墜、二日俱時出、他方怨賊來、國人遭喪亂、云云。

集經云、若復有諸刹利國王作諸非法、憍亂世尊、辱罵弟子、若以毀罵刀杖打斫、及奪衣鉢種種資具、若他給施作留難者上。我等令彼自然卒起他方怨賊、及自國土亦令兵起、病疫飢饉非時、風雨闕諍言訟。又令其王不久復當亡失己國、云云。(自三五二至三五三)

〔文釋〕 此一節は、仁王涅槃を引て詔曲の法師と不覺の王臣とを證明する下、仁王經下卷囑累品

の文を引くなり○横作法制とは、正法に依らず間違なりに法律制度を作るなり○佛戒とは、此經の中に説きたまふ所の、佛國王の威力を恃み、之に佛法を付嘱して護らしめたまへる金言を指すなり○破佛破國因縁とは、惡比丘が邪教に執着して、正教の佛法を誹謗し、以て國王に讒言するは是其因なり。其王不覺にして此讒言を信じ、妄に正法を捨て狂げて正師を刑するは是其縁也。

〔通解〕 上に言へる詔曲の法師不覺の王臣とは如何なるものぞといふに、仁王經に云く、諸の惡僧の名聞利養を貪るもの、國王太子等の前に於て、正法を曲げ正師を讒せんに、其王不覺にして輒く之を信じ、佛の正法を護り邪法を禁ぜよとの戒には順はずして、自ら恣まゝに法律制度を作り、妄りに邪法を信じて正師を罪に陥いるゝが如きは、則ち是破佛破國の因縁なりと也。夫れ佛法は根本なり、世法は枝葉なり、國家の存亡は佛法の邪正に由る、而るに今邪僧と愚王と相因り相縁て正法を破らんと欲す、故に其國も亦將に破れんとする也。

〔科文〕 後、引涅槃二明破法重罪即墮獄正囚(七三頁來)

涅槃經云。菩薩於惡象等心無恐怖、於惡知識生怖畏心。爲惡

象殺不至三趣、爲惡友殺必至三趣。上。

〔廣本〕 この涅槃經の上に「大」の字あり。又涅槃經云の下、左の文あり。

善男子、如來正法將欲滅盡、爾時多有行惡比丘、不知如來微密之藏、譬如癡賊棄捨眞寶、擔中負草、効上不解、則來微密藏。於是經中懈怠不勤。哀哉、大險當來之世甚可怖畏。諸惡比丘、抄略是經一分、作多分、能滅正法色香味。是諸惡人雖復讀誦、如是經典、滅除如來深密要義。安置世間莊嚴、文飾無義之語、抄前著後、抄後著前、前後著中、中著前後。當知、如是諸惡比丘、是魔伴侶。又云（三五三）又本書の已上の字「云云」とあり。又本書次に引ける涅槃經云我涅槃後無量百歲、乃至、邪見熾盛、誹謗正法の文が「云云」の下に「又云」（三五四）として茲に繰上げられ、彼處には他の經文を引けり。

〔文釋〕 次には更に涅槃經德王品を引て惡比丘の恐るべく破法重罪即墮獄の正因なるを明すなり、此經に南北の二本あり、今文は北本第廿三、南本第廿卷の取意なり。意安の疏に云く「惡象不能生人惡心、惡知識者甘談詐媚巧言令色牽人作惡、以作惡故破人善心、名之爲殺即墮地獄」と、以て此文を解すべき也。

〔通解〕 上求菩提下化衆生の菩薩等よ、惡象等の猛獸に遇ふても決して恐怖するに及ばず、何となれば猛獸は人の身を殺して一時的の苦痛を與ふるも、其心を三惡道に誘くことなきが故なり。

併し惡知識に於ては大に恐怖の心を生ぜざるべからず、何となれば惡友は人の身を殺さざるも、其心を三惡道に陥し入れて永劫の苦惱を受けしむるが故なりと也。上の仁王は現世の謗法破國の業果を示し、此の大經は未來の破法墮獄の惡報を示す也。

〔科文〕 后、引法華涅槃正示實體、（七三頁來）又二、初、引法華明惡比丘體用。

法華經云、惡世中比丘、邪智心諂曲、未得謂爲得、我慢心充滿、或有阿練若、納衣在空閑、自謂行眞道、輕賤人間者、貪著利養、故與白衣說法、爲世所恭敬、如六通羅漢、乃至常在大眾中、欲毀我等故、向國王大臣、婆羅門居士、及餘比丘衆、誹謗說我惡、謂是邪見人、說外道論議、濁劫惡世中、多有諸恐怖、惡鬼入其身、罵詈毀辱我、濁世惡比丘、不知佛方便、隨宜所說法、惡口而顰蹙、數

數見^{シバ}擯出^{ラレンヒンズイセ}上^レ已[。]

〔廣本〕 已上の分註「云云」とあり。

〔文釋〕 此は法華經第五卷勸持品廿行の偈の略抄なり。文に三類の強敵を明す、一には俗衆増上慢、無智の在俗の正法に怨を爲す者なり、二には道門増上慢、普通僧侶の正法に怨を爲す者なり、三に僭聖增長慢、僭して聖人の假面を被れる高僧の正法に怨を爲す者なり、第二は第一よりも忍び難く、第三は最も忍び難し、後後の者は有智にして且つ其の惡識り難きを以ての故なり。惡世中比丘より我慢心充滿までは、第二道門增長慢の文なり、或有阿練若より説外道論議までは、第三僭聖增長慢の文なり。濁劫惡世の中の下は柔和忍辱衣の意義を明す下の文なり、今出家の二類を擧げて俗衆を出さざるは、所論専ら僧侶に在ればなり。上の仁王涅槃に所謂惡師惡友といふも其人格的しく知り難し、故に更に此勸持品を引て詳に破佛破國の惡比丘の體用を明すなり○阿練若とは、無事・遠離處・閑靜處・無諍等と譯す、靜にして世間離れせる山寺の如き處と云ふ○納衣とは納は衲^ナに同じ、緇^スなり、即ち糞掃衣にして袈裟のことなり○空閑とは、人事無き閑靜なる座をいふ

○白衣とは、在家のことなり、又出家を緇衣といふ、天竺の僧は染めたる衣を着し、俗は白き衣を服るが故なり、日本等は之に反す○六通とは、世界の内外を見透す天眼通、世界の聲を能く聽く天耳通、他人の心を能く知る他心通、飛行自在なる神足通、自他の過去を能く知る宿命通。煩惱を盡す漏盡通なり○羅漢とは、小乗の聖人なり○乃至とは中略なり、十二句を略せり○波羅門は既述の如し、若し現代に約せば佛敎不信の博士大思想家等の如きか○居士とは印度にては在家者にして財多き士をいふも、我國にては智徳高き士をいふが如し○餘比丘衆とは、其他の佛敎僧徒をいふなるべし○我惡とは法華の行者の惡口なり○説外道論議の下亦六句を略せり○濁劫とは、時代の亂れ濁るをいふ○其身とは僭聖比丘の身なり○罵詈毀辱我の下亦九句を略す、以上三所の中略は、蓋し惡比丘に直接關係なきが爲なるべし○濁世とは所謂五濁惡世にして、時の濁れる劫濁、惡思想の煩惱濁、劣等人格の衆生濁、邪見解の見濁、惡生活の命濁の盛なる惡時代にして即ち末法を指すなり○不知佛方便等とは、佛が方便にて暫く衆生の根性に隨て説かれし所の爾前權法と、隨自意眞實の法華經との相違を知らずして、權敎に執着して反つて實敎を敵視するをいふ○攀躑とは、攀、嘯と同じ、顔に皺を寄せて憂苦する貌なり○擯出とは、斥け逐ひ出すなり○心諍は

意業の謗、顰蹙は身業の謗、惡口は口業の謗なり。

〔通解〕 惡世末法の中の僧侶は、邪智にして心詭曲であり、未だ眞理を得ざるに既に之を得たりと謂ひ、我慢邪慢の心が充ち滿てん。或は如法衣を着し、人家を離れたる靜かなる所に居を占め吾こそ眞の佛道を行すと謂ひ、己を高ぶりて人間を輕蔑し、名聞利養を貪らんがために、在家の人に向て法を説き世に尊敬せらるること、例せば佛在世に於ける神通ある羅漢の如きものあらん、此羅漢の如き比丘常に天下に向つて我等正法の行者を毀らんと欲するが故に、國王大臣名門大家等の威勢ある方面及び宗教的知識階級に向つて、彼は邪見の人よ、彼の論議する所は、總て佛説にあらず外道の法なり等と誹謗し惡口を爲す。濁れる惡世の中には、多く諸の恐怖すべき謗法者の迫害あるべし、惡鬼外道が其謗法者に喰入て、我等正法の行者を罵詈し毀傷し辱しめるならん。五濁惡世の惡僧等は、佛の權教と實教との區別を知らずして、反て其權教に執して實教の行者を見て、惡口し顰蹙し、實教の行者は爲に數々住所を擯斥せらるるならんと也。要するに法華勸持品の文を引ひて破法破國の惡比丘の體用を證明せられたる也。

〔科文〕 后、引、涅槃經、更明、惡比丘行狀、(七七頁來)

涅槃經云。我涅槃後無量百歲、四道聖人悉復涅槃。正法滅後於像法中當有比丘。似像持律、少讀誦經、貪嗜飲食、長養其身、雖著袈裟、猶如獵師細視徐行、如猫伺鼠。常唱是言、我得羅漢。外現賢善、內懷貪嫉。如受啞法、婆羅門等、實非沙門。現沙門像、邪見熾盛、誹謗正法。上已。

〔廣本〕 前に言へる如く此一節の涅槃經の文は、「廣本」には前引の涅槃經の文に連続して引かれ、此處には涅槃經云の下、別に左の二經の文を引けり。

善男子、有、一、闍提、作、羅漢像、住、於、空、處、誹、謗、方、等、大、乘、經、典、諸、凡、夫、人、見、已、皆、謂、阿、羅、漢、是、大、善、薩、云云。

般泥洹經云、有、下、似、羅漢、一、闍提、而、行、惡、業、似、一、闍提、阿、羅、漢、而、作、慈、心。有、下、似、羅漢、一、闍提、上、者、是、諸、衆、生、誹、謗、方、等。似、一、闍提、阿、羅、漢、者、毀、些、聲、聞、廣、說、方、等、語、衆、生、言、我、與、如、來、俱、是、善、薩、所、以、者、何、

一切皆有^{ルガ}如來性^ノ故^ニ。然彼衆生謂^{ハシ}一闍提^ト。又云不^レ見^ニ彼^ノ一闍提^ノ究竟處^ニ者、永不^レ見^ニ彼^ノ一闍提^ノ究竟處^ニ、亦不^レ見^ニ彼^ノ無量^ノ生死究竟之處^ニ、已上。 (自三五五) 經文 (至三五五)

〔文釋〕

此文北本は如來性品、南本は四相品(會疏四十三)に出づ、此文勸持品と相似す、故に並に引て

以て破法破國の惡比丘の行狀を明すなり○無量百歳とは、蓋し無量といひ百歳といひ日月の多量
をいひしものにて、別しては正法千年を指し、通じては遠き佛滅後を示せるものなるべし○四道聖
人とは、一義に云く須陀洹・斯陀含・阿那含・阿羅漢の四果の聖果なり、一義に云く初依(五品)二
依(十住)三依(十回向)四依(十地等覺)の四依の聖者なり、兎に角付法藏の廿三祖を首として佛の遺教を
如法に宣傳する聖哲をいふ○正法滅後於^ニ像法中^ニとは、正法千年過ぎて像法の中に於てなり、蓋し
像法の中とは、且く法滅の始めを擧げたるなるべし、されば正しく法滅の末法には彌々下の如き
僞似法師の佛法を禱るものゝあるは勿論なり○袈裟とは、三衣あり、一には僧伽梨衣大衣なり、
(九條より二十五條に至る大禮服なり)二には鬱多羅僧衣・中衣なり(七條禮服)三には安陁衣・下衣なり(五條、事務服、勞働服)○啞
法等とは、印度のバラモン外道中の一種にして、人と言語を交へざること恰も啞の如くにして、

其無言なるを以て至道となす、今の僞善法師の言葉妙くして殊勝らしげなるに例するなり○沙門
とは梵語出家の通稱なり、勤息と譯す、自他の諸善を勤めて諸惡を息むるをいふ。

〔通解〕

佛滅後久うして如法弘通の聖僧も亡び、正法千年も過ぎ、像法より末法へかけて、僞善
の比丘あるべし。如何にも戒律を持つげに見せ、僅の經を讀み誦んじ、檀越の信施を食りて、其
生活を安穩にし、外面には如法衣を着けて佛弟子の如くに見ゆれども、其内心には貪欲盛にして
檀施をねらひ求むること、喩へば獵師が殺生の爲に動物を見ぬふりして徐に行くが如く、猫の爪
を隠して而も鼠を伺ふが如し。あまつさへ常に我は已に悟りを聞き聖果を得たりなど言ひふら
し外面は殊勝らしき善知識に見せかけて、而も内心には無量の貪欲と嫉妬とを懷き、又靜に默し世
人と言を交へざること恰も啞法バラモン等の如くであり、實際は僧侶の意義なくして而も僧侶
の像を表現し、邪見強盛にして佛の正法を誹謗せん也。要するに破法破國の惡比丘の状態を示
したまふが今文引用の正意なるべし。

〔科文〕

後、結答(七一頁來)

就^チ文^{モン}見^ル世^ニ誠^ヲ以^テ然^{ナリ}矣。不^レ誠^ニ惡^イ侶^マ者^ニ豈^ニ成^ニ善^ニ事^ヲ哉。

〔通解〕 此は主答の結論なり。謂く上に引ける三經四文の鏡を以て世間の體を照し見るに、其謗法破國の惡比丘あること誠に以て一々符契の如し。然らば此惡比丘の邪法を説くを禁斷せずんば百千の祈禱も効驗なく、國家安全の大事も成ぜず、凶惡日々を増長して國家は將に亡びんと也。

〔大意〕 以上第三段佛徒の破法を擧げ破國の關係を明す下の大意は客は謗法の證據を問ひ、主人は經文を引て國に惡僧あつて正法を誹謗し亡國の因を爲す由を答へたまふ也。

〔科文〕 第四明^ニ破^ニ法人^一（二四頁來）又二。初、客問（後、主人曰後鳥羽院の下は主答）又二。初、陳^ニ世^ニ僧^ノ尊^ニ貴^一。

客猶憤^イ曰。明王因^ニ天^ニ地^ニ而^レ成^レ化^ニ、聖人察^ニ理^ニ非^ニ而^レ治^レ世^ヲ。世^ノ上^ノ之^ノ僧^ノ侶^ハ

者^ハ天下之所歸^{スル}也、於^ニ惡^ニ侶^ニ明王不^レ可^レ信^ズ、非^ニ聖^ニ人^ニ者^ハ賢^ニ哲^ニ不^レ可^レ仰^ズ。今

以^テ賢^ニ聖^ニ之^ノ尊^ニ重^ニ、則^チ知^ル龍^ノ象^ノ之^ノ不^レ輕^カ。

〔文釋〕 以下の一問答は大段第四破法の人を明す、又二となり、初に客問、彼に主答、初に又二、

今文は初に世僧の尊貴を陳ぶる也○猶憤とは、猶とは、已むべくして未だ已めざるの辭、則ち主人已に前文に於て具に經説を引て懇に教示したまひしが故に、最早理解すべきに、猶了解せずして疑ひ憤るなり○明王等とは、聰明なる國王は、天地自然の大道に因て、國民を化育すとなり、蓋明王とは當時の國王は、人皇九十代龜山天皇なれども、通じては歷朝の天皇を指し、別しては其前後の天皇を指せるものなるべし○聖人等とは、聖哲の人士は、物の理非曲直を觀察して政治を行ふとなり、蓋し聖人とは、世の政治家にして、通じては古今の大政治家名將英哲等を指すも別して法然の大檀越藤原兼實公等乃至貞永式目を作りて天下を治めし泰時、諸國を巡遊して下狀を察し徳政に心を盡せし時頼等を聖人と稱せしなるべし○世上之僧侶等とは、法然上人乃至極樂寺の良觀を始め世上に令名ある全國の律真言禪淨土等の名僧知識は、天下の明王聖人乃至一般國民の歸依信仰する所なりとなり○非聖人等とは、佛法の奧義を究めたる智者聖人に非ずんば、泰時時頼等の如き賢人明哲が信仰する筈なしとなり、五百人に勝るるを賢と云ひ、千人に勝るるを哲と云ふ、哲とは知なりとて、萬事を明に知りて通ぜざる所なき聖者と云ふ○今以等とは、既に

賢王聖人等の尊重せらるる所を以て想ふに、其沙門は法中の碩學明匠なることを知るとなり○龍象とは、名僧知識の偉大なるを、水棲動物中の力大なる龍と陸棲動物中の力強き象とを以て譬喩せるなり、法然上人乃至忍性菩薩等を指すなるべし。

〔通解〕 主人嚮に世間に惡比丘あるといふも开は信ぜられず。何となれば、我國上には明王聖主ありて天の明に則り地の利に因り、理非を察して下民を化し世を治む。又世上の僧侶は皆尊くして天下王民の歸依する所なり。若し主人の言の如く破佛破國の惡比丘にして聖人に非ざりせば、決して明王賢哲の士は之を信仰すべからず。然るに今賢王聖哲の尊重せる所を見れば、則ち諸宗の名僧知識の決して輕視すべからざるを知る、況や之を惡比丘として破斥すべけんやと也。

〔科文〕 后、詰難（八四頁來）

何吐^{ソハイテマツ}妄言^{ゲンゴ}強成^{アガチニナス}誹謗^{ヒハクヲ}以^テ誰人^{ナニ}謂^{フヤ}惡比丘^ト哉。委細^ニ欲聞^{ント}矣。

〔通解〕 此は客問の結びとしての主人に對する詰難なり。文の意は、如此天下の僧侶は、輕からざる碩學高僧なり、然るに貴下は何ぞ就^レ文見^レ世誠以然矣。不^レ誠^ニ惡侶^ニ者豈成^ニ善事^ニ哉^ト等と、虛妄

の言論を弄して、強て破僧の大罪を醸すや、全體誰人を指して破佛破國の惡比丘と斷定するか、委細に其人と其法と其所以を聞かんと欲すと也。

〔科文〕 后、主答（八四頁來）又三。初、標^ニ出訪人及謗書^ヲ。

主人曰^ク。後鳥羽院御宇有^ニ法^{ナリ}。然^レ作^ニ選擇集^ヲ矣。則破^ニ一代之聖教^ヲ遍^ク迷^フ十方之衆生^ニ。

〔廣本〕 主人曰の下、左の語あり

客、付^テ疑難^ニ有^ニ重童子細^ノ厭^ヲ繁止^ニ多事^ヲ、且出^レ一^ノ察^ヲ萬^{（三五五）}

〔通解〕 此より主人の答辯にして又三と爲る、今は謗法の人と其謗書とを標出して略破す。客問に誰人を惡比丘と云ふと難する故に、答へて後鳥羽院の時代に法然といふ者あり、選擇集なる書物を作りて、其信仰教義を發表し、則ち自己の依經たる淨土三部經を除ける、其他の法華乃至一代聖教を破斥して、遍く天下の人類を迷惑す、是正しく惡比丘なりと答へたまへる也○後鳥羽院は人皇八十二代後鳥羽天皇、御諱は尊成、承久の亂の御張本にて北條義時と戦ひて敗北せられ、

隱岐の國へ配流崩御したまへるにより隱岐法皇とも稱す○法然、諱は源空、圓光大師と謚す、漆間時國の子、崇徳天皇長承二年四月七日美作國久米に生る、幼名は勢至丸神童と稱す、九歳にして父を亡ふ、十五歳叡山の皇圓に隨ひ得度し、天台の教を受け、後黒谷の叡空に大乘圓頓戒を相承し、諸宗の章疏を究め、智慧法然房と稱へらる、四十三歳の時慧心の「往生要集」を読み天台を脱宗して念佛者となり、京都吉水に退く、後に専ら善導の「觀經疏」の意により「選擇集」を作り正しく淨土宗を建立す、建曆二年正月二十五日八十歳にして寂す、委しくは法然上人傳を見よ。

〔科文〕 次、引「選擇集」釋「謗法相貌」(八七頁來)又二。初、引「文牒」舉捨閉關拋四字。又五、第一段聖淨二門章(捨)。

其選擇云。道綽禪師立聖道淨土二門而捨聖道正歸淨土之文。

初聖道門者、就之有二。乃至。准之思之、應存密大及以實大。然

則今眞言佛心天台華嚴三論法相地論攝論、此等八家之意正在此也。

〔文釋〕 これより明しく選擇集を引て其謗法の相貌を釋する下、初に捨閉關拋四段の謗法顯著な

る所を標出するなり。凡そ本論の所破は正しく法然の選擇集にあれば、讀者は此所に於て先づ此集の大意を知らざるべからず。

選擇集は。法然上人月輪殿藤原兼實公の請に應じて、建久九年三月六十六歳の時著作す、具には「選擇本願念佛集」と云ふ、選擇とはエラビエラブなり、本願とは無量壽經所説の彌陀四十八願中の第十八願なり、念佛とは南無阿彌陀佛の六字の名號を稱ふるなり、集とは集録なり、つまり十方諸佛の願行中別して彌陀の願行を選び、彌陀の願行中更に擇んで第十八願の本願の念佛往生を宣傳する要集聖典なりとの題意なり。入文は、冒頭に「南無阿彌陀佛 往生之樂 念佛爲本」と揭示して先づ本集の法體宗要を知らしめ、而して後淨土三部の觀無量壽經無量壽經阿彌陀經の要文を摘み、龍樹天親曇鸞道綽善導慧心等の論釋を引き、更に新に法然自身の私釋を加へて、上下二卷約百枚大段十

- 一、聖淨二門章 (略して二門章、教相章、建立章等と稱す。道綽の安樂集に依りて淨土宗の教判を示せり。即ち聖淨二門難易二道を立てて淨土に歸せしむるもの是也)
- 二、正雜二行章 (略して二行章といふ。淨土門内の正雜二行を示すに行相及得失を以てし、雜行)を捨てて正行に歸せしむ。

上 卷

- 三、念佛本願章 (略して本願章と稱す。無量壽經觀念法門往生證讚に依りて彌陀の本願は正しく念佛往生に在りとして其所以を述べ、又選擇の相と本願の成就とを詳にせり。)
- 四、三輩念佛章 (略して三輩章と稱す。無量壽經三輩(上輩中輩下輩)の文によりて九品の行も亦念佛に在り、かの廣く定散の行を説くは普く衆機を逗むるが爲めなる故に、後定散二善を廢して念佛行に歸せしむるに在りとす。)
- 五、念佛利益章 (略して利益章と稱す。無量壽經付囑の一念得大利の文に依りて愈々三輩章の意を明かにす。)
- 六、特留念佛章 (略して特留章と稱す。特留斯經の文に依り、念佛の一行は末法萬年の後までも弘通すべきことを四意を以て明せり。)
- 七、光明攝取章 (略して攝取章と稱す。彌陀の光明は餘行を修する者を照護せずして唯念佛の行者を攝取することを述べ。)
- 八、具足三心章 (略して三心章と稱す。觀經疏の三心釋に依りて正行の念佛は必ず三心を具足すべきことを示し特に深心釋の下に於て「當知生死家者以疑爲所止、涅槃城者以信爲能入、故今建立二種深心(信機信法)決定九品往生者也」等と云へり。)
- 九、行用四修章 (略して四修章と稱す。念佛の行者は四修の法(恭敬修、無餘修、無間修、長間修)を行すべきことを述べ。)
- 一〇、化佛讚歎章 (略して化讚章と稱す。彌陀の化佛來迎の時、聞經の善を歎せずして只念佛の一行を讚歎することを釋せり。)
- 一一、讚歎念佛章 (又は約對章と稱す。雜善に約對して念佛を讚歎す。)
- 一二、付囑阿難章 (略して付囑章と稱す。觀經に於て釋尊、唯念佛を以て阿難に付囑することを釋す。是全く散善義に「上來定散要門の益を説くと雖、佛の本願に望むるの意は衆生一向に専ら彌陀佛名を稱するに在り」とある意也。)

下

卷

- 一三、念佛多善章 (略して多善章と稱す。念佛を以て多善根とし雜善を以て少善根となす。)
 - 一四、證誠念佛章 (略して證誠章と稱す。六方恒河の諸佛、餘行を證誠せずして唯念佛を證誠することを述べ。)
 - 一五、諸佛護念章 (略して護念章と稱す。諸佛偏に念佛の行者を護念することを明す。)
 - 一六、付囑身子章 (又は付囑章といふ。阿彌陀經に依りて釋迦如來、特に彌陀の名號を以て慇懃に舍利弗に付囑することを述べ。)
- 是なり。各章凡そ標目、本文、私釋の三節に分る。標目とは標示目次なり、本文とは三經及論疏なり、私釋とは正しく法然の新釋なり。總じて此書の宗義は、淨土三部を依經とし、阿彌陀如來を本尊とし、天親の往生淨土論及び龍樹の十住毘婆娑論、曇鸞の往生淨土論註、道綽の安樂集、善導の觀經疏、慧心の往生要集等を本論疏釋とし、聖淨二門、難易二道、正雜二行等を教判とし、南無阿彌陀佛の專修念佛を信行とし、現在の娑婆を穢土として厭離し、未來の極樂を淨土として欣求し所期とし、以て普く諸宗諸教の所立を排除す。要するに淨土念佛の別風を明にし、他力本願の大緣を詳にし、凡夫報土往生の得益を示し、また時機相應の心行業を明かにするにあり。然るに此より引きたまふ「選擇集」の文を見るに五段あり、初より須下乘聖道歸於淨土上までは第一の引文にして即ち第一段聖淨二門章の一節なり。○道綽禪師立聖道淨土二門而捨聖道正歸淨土之文

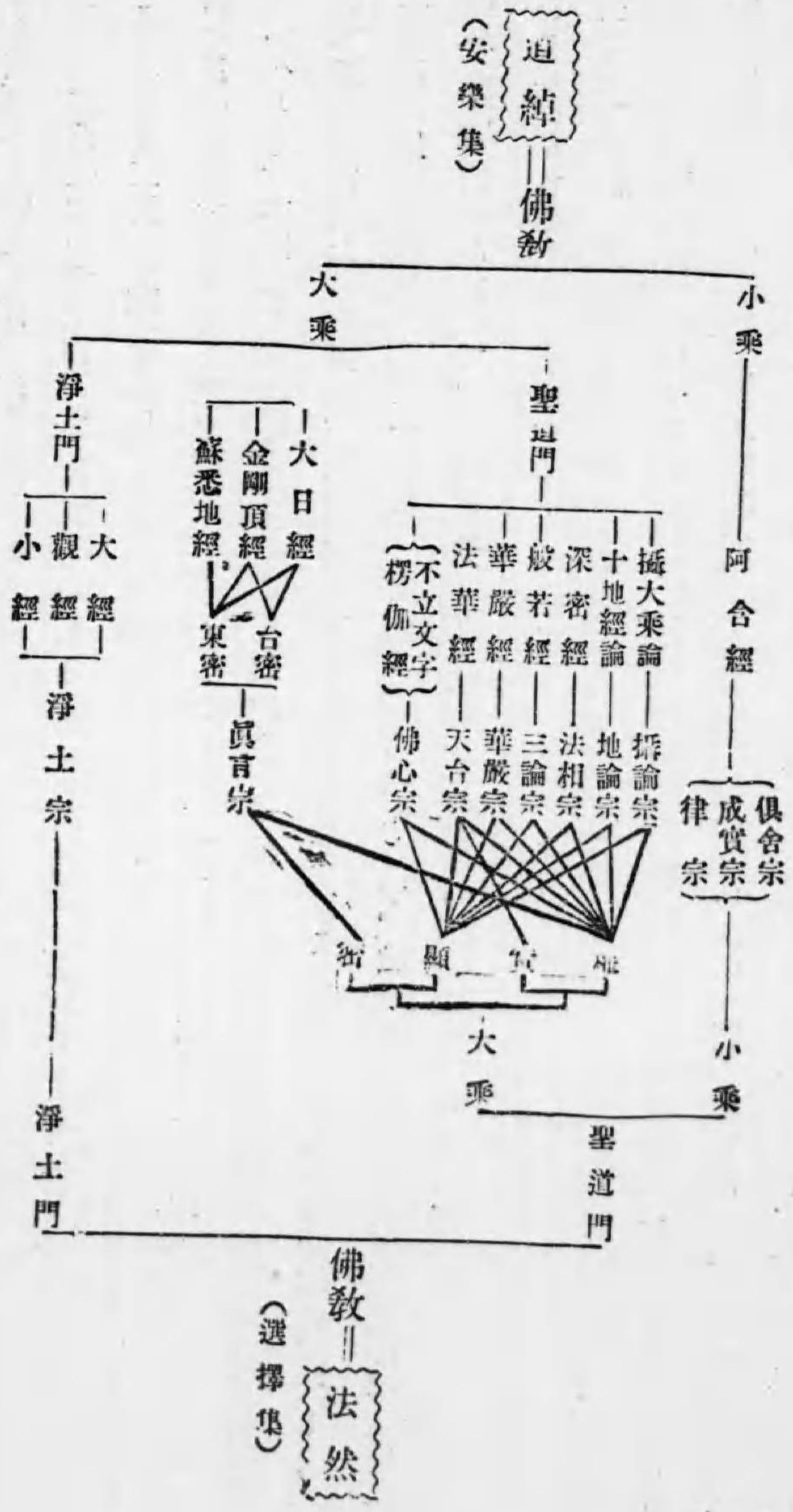
とは、其標目の文にして捨の謗法を擧ぐる也○道。緯は支那淨土宗第二祖にして善導の師なり、拜州汝永の人、陳の天嘉三年に生れ、唐の貞觀十九年に卒す、初は涅槃を宗とし、此經を講ずること、二十四回後に壁谷の玄中寺に入り、曇鸞の碑文を覩て、終に淨土家に歸し、安樂集二卷を著す。仍ち聖淨二門の教判を立て以て一代聖教の取舍を決す、淨土門の佛教とは、南無阿彌陀佛の信行に住して、現在の娑婆を穢土として厭離し、死後の極樂淨土を所期として欣求すべきを教ふる佛教にして、聖道門の佛教とは、戒定慧三學の自力法行に住して、此娑婆世界に於て煩惱を斷じて證を開き、凡夫より聖位に至るべきを教へたる佛教を云ふ。而して此聖淨二種の佛教中、聖道門は末代の時機に適せざるが故に捨て淨土門は末代の時機に應ずるが故に歸依すべしとす。安樂集上四十に云く「問、一切衆生皆有佛性、遠劫以來應值多佛、何因至今仍自輪迴生死不出火宅。答、依大乘聖教良由不得二種勝法以排生死、是以不出火宅、何者爲二、一謂聖道二謂往生淨土、其聖道一種今時難證、一由下去大聖遙遠、二由理深解微是故大集月藏經云、我末法時中億々衆生、起行修道、未有一人得者。當今末法五濁、唯有淨土一門可通入路。是故大經(壽經)云、若有衆生、縱令一生造惡、臨命終時、十念相續、稱我名字、若

不生者、不取正覺(第十八)と是也。此中「一由去大聖遙遠」とは、法然の法孫良忠の「選擇傳弘」に云く「一斥時、去聖遙遠是也、謂釋迦去世經千五百歲、大小聖人皆從滅沒、誰人示津、是故難證。二斥機、理深解微是也、謂人法二空其理甚深、見濁增機、其解微劣、何輒得解、是故難證」と、知るべし一は時に約し、二は機に約すことを○初聖道門者等とは、法然上の標目に次で出せる安樂集の本文を受けて私釋せる言なり、乃至は吾祖の中略なり、即ち「一者大乘、二者小乘、就大乘中、雖有顯密權實等不同、今此集(安樂)意、唯存顯大及以權大、故當歷劫迂迴之行」の四十一文字を略する也。文に大小とは、一代聖教中阿含經を小乘とし、其他を大乘とす。大乘中の顯密權實の不同とは、顯密とは且く眞言の教判に依れるものにして、大日經金剛頂經蘇悉地經等の三部を密教大乘とし、其他華嚴法華經を顯教大乘と爲す。權實とは且く天台の教判に依れるものにして、法華を實大乘とし、其他を權大乘とする也。存とは存在なり、歷劫迂迴とは、長き時間を経過し廣き空間を迂迴して漸く佛に成るをいふ、即身成佛に對する語也○準之思之とは、準之とは道綽の安樂集に於ける聖淨二門の取舍に準據してとなり○思之とは、法然が復更に進んで聖淨二門の取舍を思ひ度ると也○佛心とは禪宗なり、以心傳

心を主義とするが故也○三論宗は嘉祥寺の吉藏の立つる所、提婆菩薩の百論(二)龍樹菩薩の中論(四)十二門論(卷一)の三論に依りて立宗するが故に名く○地論とは、天親の十地經論に依りて立てたる宗旨、光統律師慧光を祖とす、後本經の華嚴宗興るに及び其中に屬す○攝論は、無著の攝大乘論を所依とするが故に名く、天親無著の攝論を釋して攝大乘釋論を作る、梁の代眞諦之を譯す、本論三卷釋論十五卷とす、眞諦の門人各此論を講じ、義を立て疏を製し、師資相承して攝論宗と稱す、後立弊の法相宗に屬す○正在此とは、此等八家の宗意は正しく此の捨つべき聖道門佛教に在りと也。

○今試みに聖淨二門對佛教各宗の配當取捨に於ける道綽、法然二師の所見の同異を圖示せば次頁の如し。

〔通解〕 法然選擇集第一段に云く、道綽禪師安樂集に於て、一代聖教を大判して聖道淨土の二門を廢立す。私に想に其聖道門に就て大乘小乗の二あり、其大乘中に於て更に顯經密經權經實經等の不同あり、而して安樂集に於て聖道門として捨つるは小乗は勿論、大乘中には唯爾前の顯大乘と權大乘となり、此等の經は、其教理甚だ深きが故に、今時濁世の下根には、多生の修行を歴



るも成佛不可能なれば、此等聖道の教宗を捨て、釋迦特に末代の爲に留めたまへる極めて易修易行の念佛往生の淨土門佛教に歸依すべしと、これ道綽禪師の教判なり、今法然私に安樂集に準じて更に聖淨二門の取捨を思度するに、捨離すべき聖道門は唯顯大權大等の經のみならず、應に其對を爲せる密大實大をも之を捨つべし、何となれば、密大實大の教は、假令即身成佛の義を談ずといへども、亦同じく理深解微の分際なるが故なり。然るときは今の眞言禪天台等の八宗諸家は即ち顯密權實異なりと雖も、概して聖道門佛經を所依として、其宗旨を立つるが故に、齊しく是時機不相應の死佛教にして一束して之を捨てざるべからず、唯獨り易修易行下劣攝取の淨土經に依れる淨土宗のみありて、末法相應の活佛教なりと謂ふべしとなり。

然るに道綽法然兩師の説全同にあらず、右圖の如く、道綽の時代には法相眞言の二宗未だ支那に弘まらざれば、之に對する批判あるべき筈なし、然るに既に現存せる天台法華宗に對する批判無きは如何、开は法然の判する如く道綽の聖道門は權大顯大に限りて實大密大に亘らざるが故なり然るに實大の天台法花を直接批判せざるは何故なるやといふに、謂く綽が意不明なりと雖も恐くは法華は他の聖道諸宗と同一視すべからざる勝點あるを認むるが爲ならんか、然れども彼遂に法

華等を宗とせず、獨り淨土を宗とせる點より觀ば、元意は法華竝に眞言法相をも聖道門に屬せるものと謂はざるべからず○然るに法然の準之思之の當否如何といふに、本論には之に就て別に祖説なきも、凡そ御書に兩向あり、若し「守護國家論」(二四〇)によれば、否なりとす、其意に云く道綽の聖淨二門の廢立は法華已前の權大乘中に於ける廢立なるに、法然は漫りに實大乘をも聖道門に攝取するが故なり、準之の語は豈に權實不辨の失あらずやと是也。若し「當世念佛無間地獄事」(五一三)によれば、法然の準之の語敢て不當ならざるが如し、案するに道綽捨つべき聖道門中直接に法華を入れざるも、一面取るべき佛教を淨土門に制限せば、法華も亦自ら聖道門に攝屬せらるることとなるべし。蓋し前義は安樂集の附文に約する一往の與義にして、後義は其元意に約する再往の奪義なるべし。然るに本論にては別に道綽等の三師と法然との同異を判ぜられず、一論の始終寧同様に取扱はれたるが如くなれば、本論に於ては或者の如く二師の同異を詮索するの要なきが如し。孰れにせよ、法然が方等淺劣の淨土教に執して法華乃至一代聖教を捨てたるは、一切世間の佛種を斷ずる大謗法にして、近くは國を亡ぼし遠くは墮獄の業因たることは疑ふべからず。然り而して淨土宗にては、法然の教義は道綽等の教義より大に進み、淨土門の大成者は實に

法然なりと雖も、當家より觀ば、邪なる教は進めば進む程、謗法罪は重く、其の宗義が徹底せば徹底する程墮獄の罪は厳しくなるべしと斷ずる也。

曇鸞法師往生論註云。謹案龍樹菩薩十住毘婆沙云、菩薩求阿毘跋致、有二種道、一者難行道、二者易行道。此中難行道者即是聖道門也、易行道者即是淨土門也。

〔文釋〕

是れ亦選擇集第一段私釋の文なり、謂く、曇鸞法師淨土論註に難行道易行道と立てしを法然料簡して、難行道は聖道門なり、易行道は淨土門なり、難行易行聖道淨土其言は異れども其意是れ同じとし、淨土の易行道に對して法華經及一切聖教を悉く難行道と斥へる謬釋を擧げ、以て前の道綽の聖淨二門に依る謗法に加へ更に法然破法の相を擧ぐるなり。

○曇鸞は元魏高齊の人、初め三論宗の學匠、後に天竺の菩提流支に遇ひ、觀無量壽經を授られ三論宗を捨て、淨土門を修行す、乃ち「往生淨土論」の註二卷を作り、支那淨土教の第一祖たり。往生

淨土論」は、淨土所依の經釋たる三經一論の隨一にして天親菩薩の所造一卷なり○謹案より二者易行道までは曇鸞の語なり○龍樹は付法藏の第十三祖佛滅後七百年頃に出世し、大乘佛教の始祖なり○其著「十住毘婆沙論」十五卷は羅什三藏の譯なり○阿毘跋致とは一に阿惟越致といふ、梵語なり不退轉と譯す、圓教初住の證なり○一者難行道二者易行道とは、其次文に云く「難行道者謂五濁之世、於無佛時、求阿毘跋致、爲難乃有多途、粗言五三以示義意、一外道相善亂菩薩法、二聲聞自利障大慈悲、三無願惡人破他勝德、四顛倒善果能壞梵行、五唯是自力無他力持、如是等事觸目皆是。譬如陸路步行則苦、易行道者、但以信佛因緣、願生淨土、乘佛願力、便得往生、彼清淨土、佛力住持即入大乘正定之聚、正定即是阿毘跋致、譬如水路乘船則樂」と是也○此中より下は正しく法然の語也。

〔通解〕

淨土宗に於て聖淨二門を立て聖道を捨て淨土を取ることとは、獨り道綽禪師のみにあらず曇鸞等の諸師も亦同意なり、今且く曇鸞の往生論の註を見るに、謂く龍樹菩薩の十住毘婆沙論に依りて考ふるに、菩薩が成佛不退の位を求むるに難行と易行と二種の道ありと。法然私に思ふに此論註の中に難行道とは即ち聖道門を指す、聖道門は自力三學の道にして難修難行なることは、譬

へば陸路の歩行の苦きが如し、故に之を難行道といふ。又易行道とは即ち淨土門に當る、淨土門は他力信仰の道にして易修易行なることは、譬へば水路の乗船の樂きが如し、故に之を易行道といふ。聖淨二門難易二道其名は異なれども其意は則ち同じとなり。

因に記す、龍樹の十住論天親の淨土論は俱に一往權經に依る權論方便說にして、一代權實の聖教を判釋したるものに非ず、并は二師竝に法華論を著して其本懷を明せるを以て知るべし。然るに曇鸞等此權論に依つて一代の取捨を判ず、大誤といふべし。

淨土宗學者、先須知此旨。設雖先學聖道門人、若於淨土門有其志者、須棄聖道歸於淨土。

〔通解〕 此は選擇集第一段法然私釋の結文なり。文の意は淨土宗の學者は、先づ佛教中聖淨二門あり、而して聖道は難行にして捨つべく淨土は易行にして取るべきの主旨を確知せざるべからず又設ひ先に聖道門を學修せる人なりと雖も、若し淨土門を求むる志あらば、須く舊き聖道の諸宗を棄て、新しき淨土宗に歸依すべしとなり。其連文に云く「例彼曇鸞法師捨四論講說一向歸

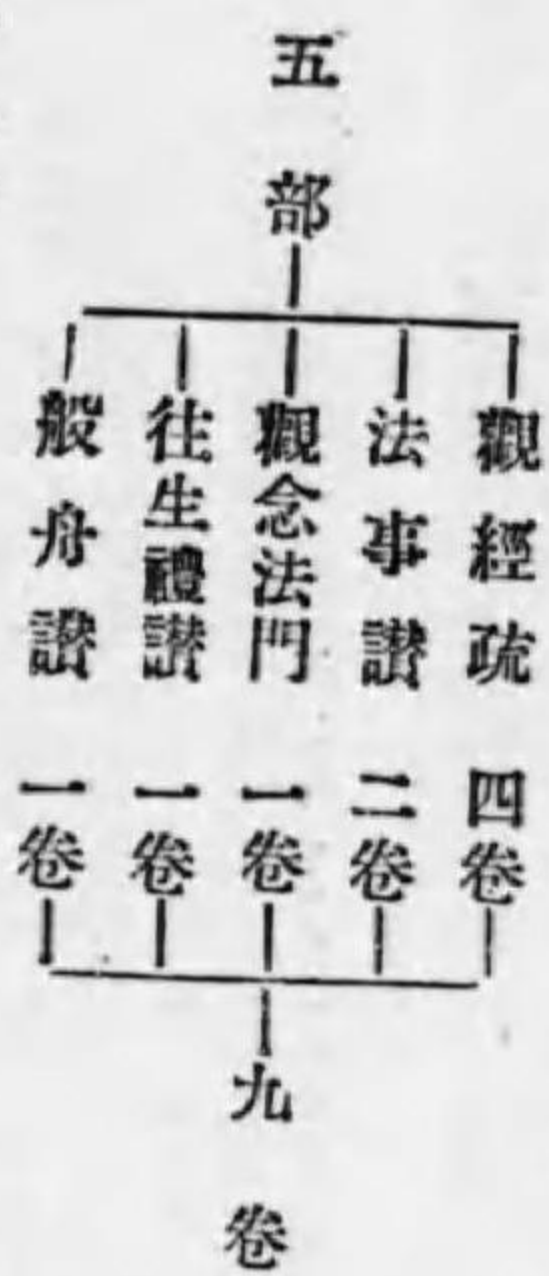
淨土、道綽禪師閣涅槃廣業偏弘西方行、上古賢哲猶以如此、末代愚魯寧不遵之哉、と。是然公の捨聖取淨の勸進にして其旨他に亘るの謗法亦見るべし。第一節の引文畢んぬ。

〔科文〕 二、第二段正雜二行章(捨)(八八頁來)

又云。善導和尚立正雜二行、捨雜行歸正行之文。第一讀誦雜行者、除上觀經等往生淨土經已外、於大小乘顯密諸經、受持讀誦悉名讀誦雜行。第二禮拜雜行者、除上禮拜彌陀已外、於一切諸佛菩薩等及諸世天等、禮拜恭敬悉名禮拜雜行。

〔文釋〕 此文より行者能思量之までは第二の引文にして即ち選擇集第二段正雜二行章の引文なり、初より歸正行之文までは標目の文、第一により以下は私釋の文なり、善導の觀經疏の本文は亦全部省略せり。○善導は、唐人、初め三論の明勝(吉藏の弟子)に投じて法華維摩を受く、一時目を閉じて大藏を探るに、偶々觀無量壽經を得、偏に十六觀を修す、又道綽に値て觀經の講義

を聽き、遂に諸行を捨て、専ら念佛の一行を修す、六十九歳の時西方極樂の往生を急ぎ楊柳に登りて自殺す、其厭離娑婆欣求淨土の信仰遂に鸞縛二師の上に出づ。法然特に之に歸依す、偏依善導の義是なり、蓋し支那淨土宗の第三祖念佛の大成者と謂つべし、左の五部九卷の著作あり。

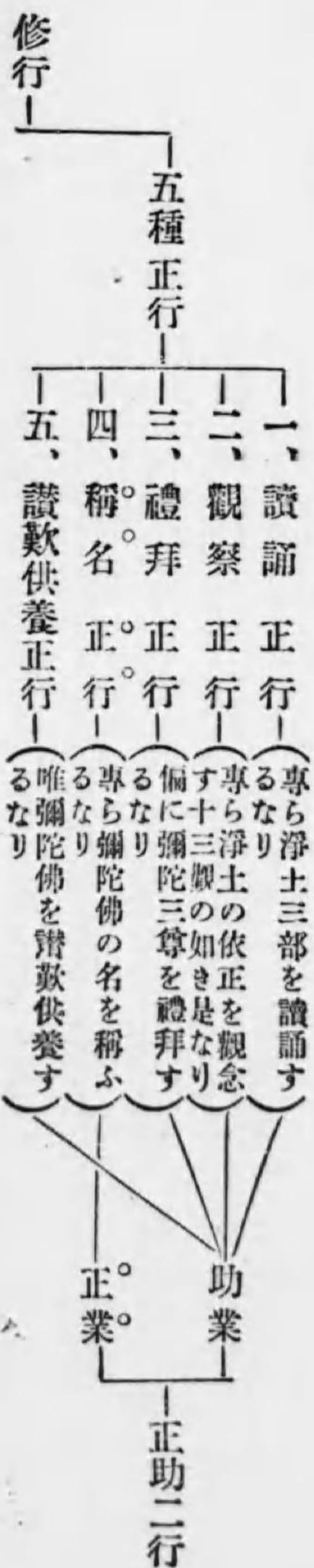


○正雜二行とは、上の曇鸞の難易二道、道綽の聖淨二門は淨家の教相にして、此正雜二行は淨宗行門の相なり。正行とは、正は純なり即ち純ら往生極樂の行にして人天三乘及び餘方の淨土に通ぜざるものを謂ふ、此に五種あれば、五種正行と名く。雜行とは、之に通雜と問雜との二義あり、通雜とは其所修の行法が人天三乘及び十方の淨土に通ずるを云ふ、此れ果に約するの義也。問雜とは、其所修の行法が所期と相問雜して唯西方淨土往生の行因に限らざるが故に、是れ因に約するの義也。之を要するに五種の正行を除て自餘の諸行を悉く雜行と名けば、聖道門諸宗の行法の如

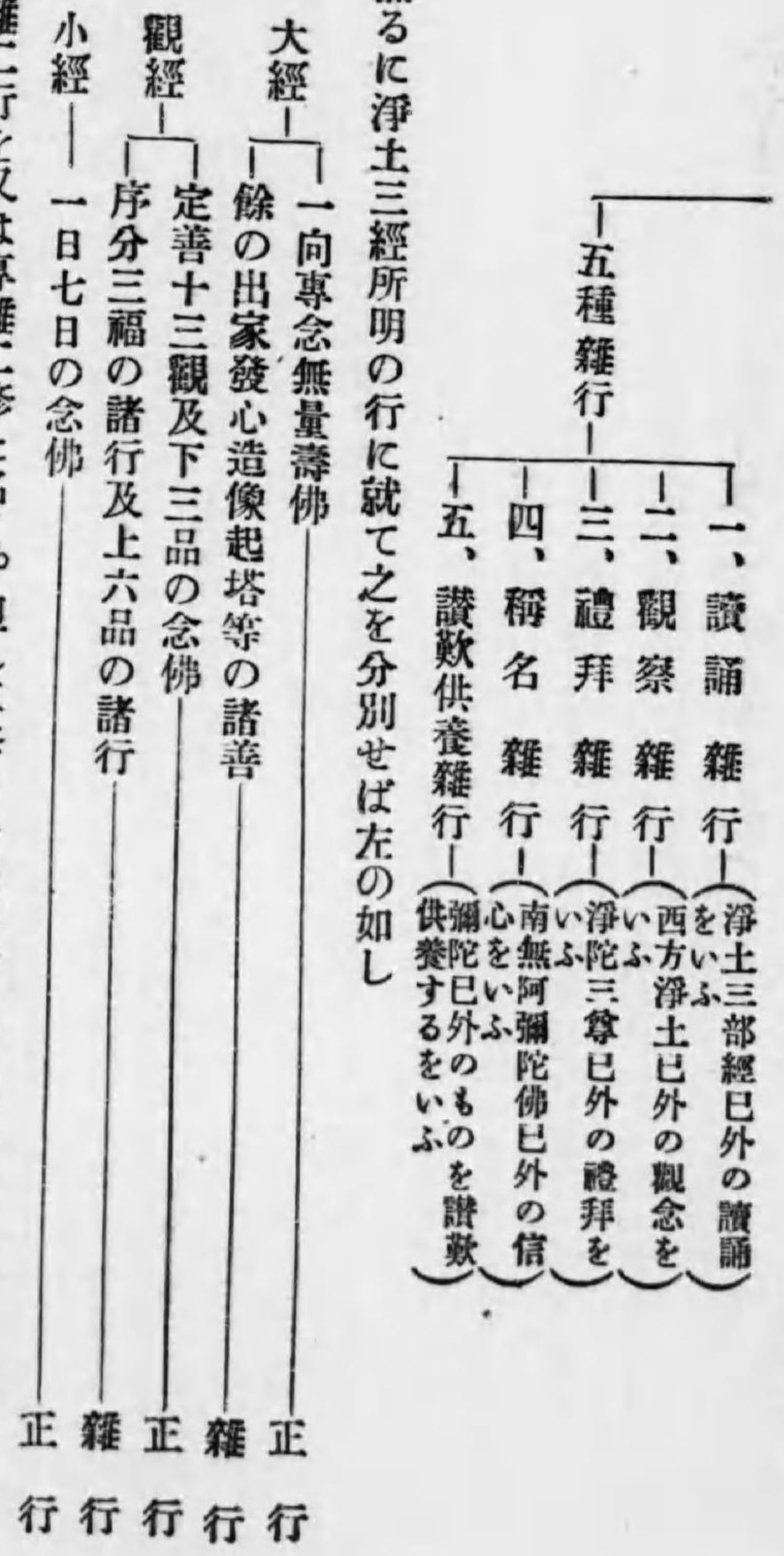
きは固より雜行たるや論無き也。

觀經疏云。就レ行立レ信者、然行有レ一、一正行、二雜行。正行者專依ニ往生經ニ行レ行者是名ニ正行、何者是也。一心專讀ニ誦此觀經彌陀經無量壽經、一心專注思想觀觀察憶ニ彼國ニ報(報身)莊嚴、若禮、即一心專禮ニ彼佛、若口稱、即一心專稱ニ彼佛、若讚歎供養、即一心專讚歎供養、是名爲レ正。又就ニ此正中ニ復有ニ二種、一專念ニ彌陀名號、行住坐臥不問ニ時節久近、念々不レ捨者、是名ニ正定業、順ニ彼佛願ニ故、若依ニ禮誦等ニ即名爲ニ助業、除ニ此正助二行ニ已外、自餘諸善悉名ニ雜行。(選擇集第二段 本文に出づ)

然るに更に法然の私釋を加へて正雜五種の大要を示せば左の如し。



然るに淨土三經所明の行に就て之を分別せば左の如し



正雜二行を又は專雜二修と名く。但し專修と一向專修とは別あり左の如し。

一向專修 五種正行(雜行に簡ぶ) 唯稱名正定業(更に四種助行に簡ぶ)

○第一讀誦雜行とは、法然私に善導の觀經疏の「自餘諸善悉名雜行」の文に依り、五種の正行に

翻對して五種の雜行を立つる也。今第一第三を舉げて其餘を略することは、第一第二は大小乘の法に就て立す、第三以下は佛菩薩の人に就て立す、今但其の人法を謗するを顯す故に、各其初を舉て之を知らしむる也。

【通解】 法然又選擇の第二段に、其厚く歸依する所の善導が、淨土門より觀たる佛法の行門を判するに正雜二行を立て、彌陀の人法を主義とする行を正行として取り、否らざる主義を概して雜行として捨つる法義に依りて、大に正行を宣傳し雜行を排斥す、其雜行に五種あり、一に觀經等の往生淨土經已外の大小顯密の諸經を受持讀誦するを讀誦雜行と名く。乃至。彌陀を禮拜する已外の諸佛諸菩薩及諸天善神を禮拜恭敬するを悉く禮拜雜行と名くとなり。

然るに此正雜二行を經に約して大判せば、三經を正行と爲し、餘經を雜行と爲す。然るに雜行の餘經は全く往生淨土に無關係なりやといふに否らず、若し傍正を以て判せば、三經を以て往生の正依と爲し、餘經を以て往生の傍依と爲す、然れども末代の下機に約する時は餘經は雜行として捨つるなり。されば良忠は『傳弘』に「正雜二行同得 往生而雜弱正強、今望下機恐難生、故且捨不行、對堪能機非不生也」と辨ぜり。

私云。見此文、須捨雜修專。豈捨百即百生專修正行、堅執千中無一雜修雜行。行者能思量之。

〔文釋〕 此は亦第二段法然私釋の結文なり○私云とは法然自ら言ふなり○此文とは、則ち選擇集第二の本文に引ける善導の『往生禮讚』を指す。云く「若能如上念々相續畢命爲期者、十即十生、百即百生、何以故、得正念故、應佛本願故。若捨專修雜者、千中無一。一切往生人善自思量、前念命終、後念即生彼國」(引略)是也。○雜とは通別あり、通は淨經及餘經の諸行に涉り、別は聖道諸宗の行をいふ○專とは亦通別あり、通は五種正行に涉り、別は一向念佛也。

〔通解〕 法然此善導の文を受け私に斷じて云く、百人は百人ながら往生の出来る專修正行の念佛を捨て、頑固にも千人が中に一人も往生の出来る雜修雜行に執着せるは、何にも愚の至りなり。されば求道者は能く篤と思量を繞らして、須く雜行を捨て、正行に歸すべしと勸めたる也。此場合法華の行も亦雜行に攝せらるゝや論無し。此節は約行の謗法を擧げたるなり。

〔科文〕 三、第十二段付囑阿難章(閉)(八八頁來)

又云、貞元入藏錄中、始自大般若經六百卷終于法常住經、顯密大乘經、惣六百三十七部二千八百八十三卷也。皆須攝讀誦大乘之一句。

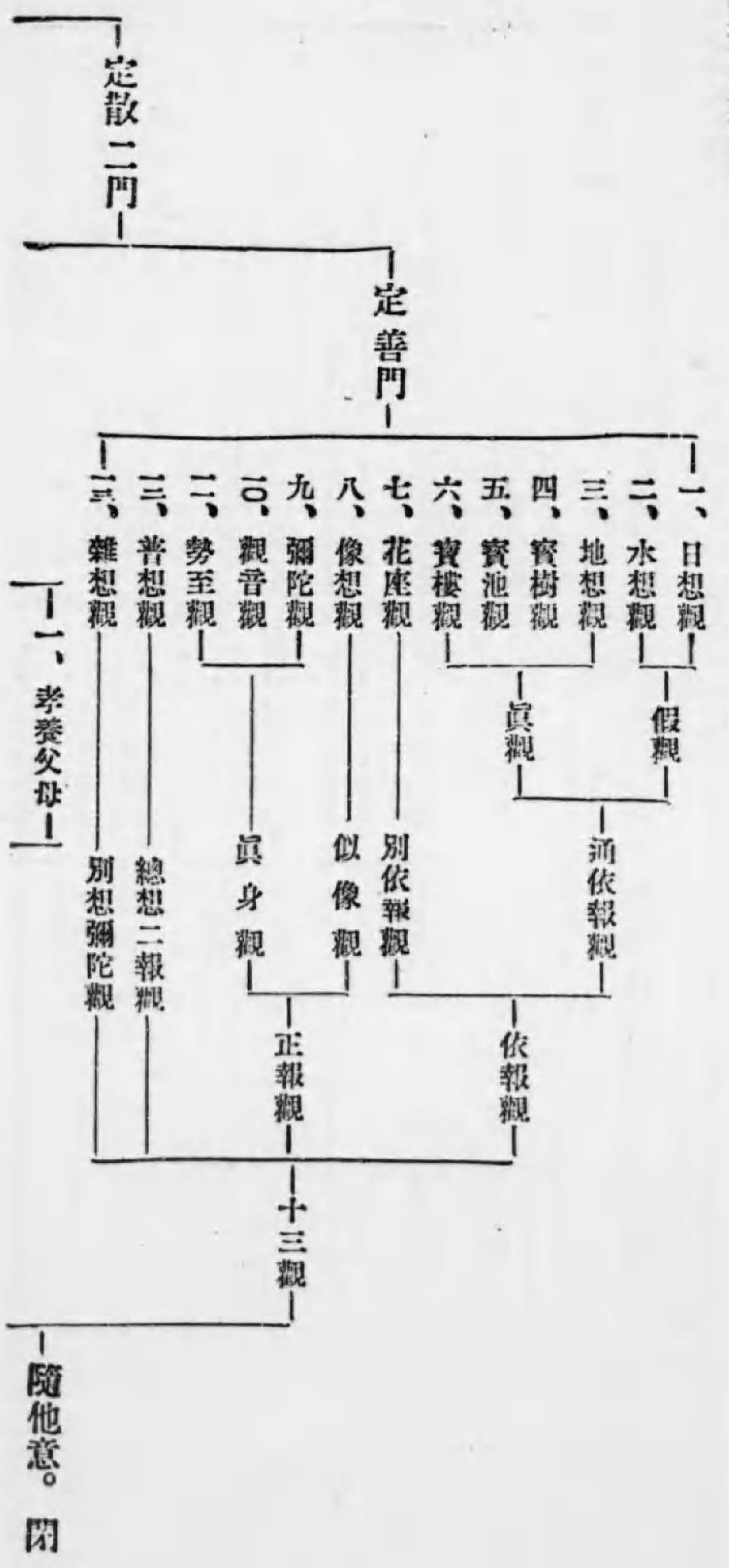
〔文釋〕 此より唯是念佛一門までは第三の引文にして『選擇集』第十二段付囑阿難章法然私釋の文也。前文は選擇の謗法を擧ぐる中捨の謗法の段なるが、此下は閉の謗法の段にして即ち法華等の大乘經をば定散二善の中に攝し、法華の修行門を閉塞して、唯念佛門のみを開く段也。○貞元入藏錄具には『貞元刊定釋教錄』と云ふ、唐の德宗皇帝の貞元年中に釋の圓照等勅命を奉じて一切經の目錄を新撰せしものにして、支那大藏目錄として最も完備せるもの也○大般若經は具には『摩訶般若波羅密經』といひ、玄奘の譯なり○法常住經は方等部に屬する經にして一卷なり○須攝讀誦大乘之一句等とは、觀經の中に、具に諸行往生と念佛往生との二門を説きあり、諸行とは定散の二門なり、其諸行往生の中に讀誦大乘の一句あり、讀誦大乘とは諸の大乗經を讀誦する行なり、法然一往經文に準じて讀誦大乘等の諸行往生を許す様なれども、再往は實に之を許さざる

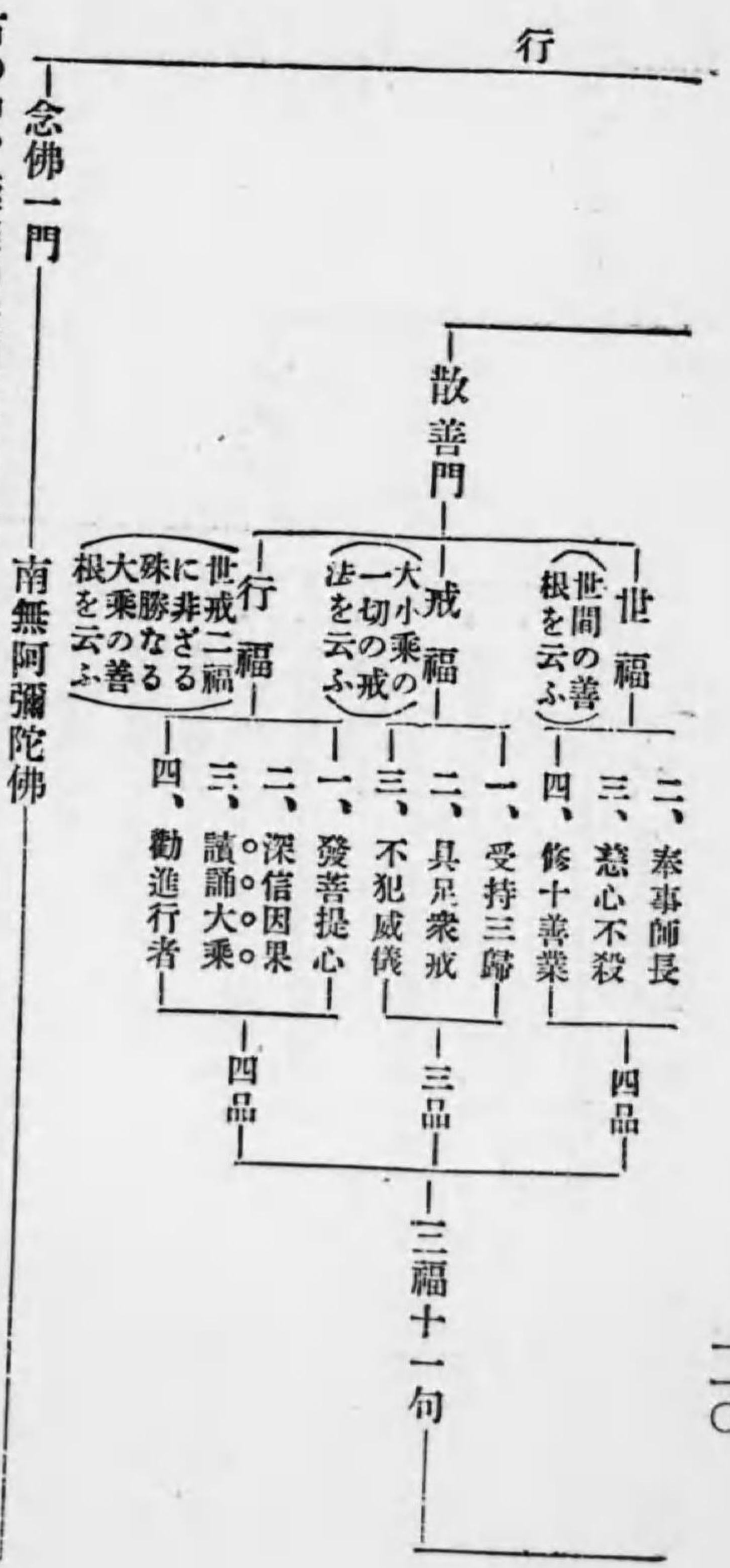
也。并は選擇集の所々に散見す、近くは次下の文に「隨他之前暫雖開定散門、隨自之後還閉定散門」とあるに徴して明なり。蓋し此一節は次下の的しく閉の謗法を示す前提として擧げたまふなるべし。

當知、隨他之前暫雖開定散門、隨自之後還閉定散門、一開以後永不閉者唯是念佛一門。

〔文釋〕 此亦彼集第十二段私釋の結文にして、前の本文に觀經の付囑の文と善導の經疏とを引き、而して然公一々に之を釋し畢て乃ち斯く云へるなり、然るに當知の次上に「故知諸行非機失時、念佛往生當機得時、感應豈唐捐哉」の文あり○隨他之前等とは、佛前の正宗分に他の韋提希夫人等の衆生の樂意に隨ふ場合には定散二門の諸行を説けりとなり○隨自の後等とは、佛後の流通分に正しく滅後の爲に阿難に法を付囑するに當り凡夫の情意を顧みず直に自己の本意に隨ふ場合には唯念佛の一行なりとなり○定散門とは、觀經所説の法門にして、具には定善門散善門と云ふ。定善門とは、禪定觀法に依る善行なり、散善門とは、總じて禪定觀法に依らざる善行を云ふ。若し

正雜二行に配せば前者は、正行に屬し後者は雜行に攝する也。更に觀經所説の二門を具に擧ぐれば次の如し。





右の中、極樂の體相並に彌陀三尊の相好等を觀する十三觀は是禪定に入りての行なれば定善門と云ひ。三福十一句は、禪定を用ゐず散心にて修せらるゝ行なれば散善門と名くる也。『又大經』所説の三輩、觀經所明の九品の如きは、階位機根に約する分類にして、概して散善雜行に屬す。又は三福九品ともいふ。



此等定散二門は縦ひ往生の傍縁となるも、往生の正因とはならず。唯南無阿彌陀佛の念佛の一行のみ往生の正因とはなる也。

【通解】 諸行は末法今時の機根に適はず、唯念佛のみ時機に應ずるを以て其利益必ず空しからず、當に知るべし、佛前の正宗分には衆生の種々なる機根に應じて、暫く諸の定散の二門の教を聞説して往生の行を示し給ふと雖も、後愈々滅後の我等の爲に法を阿難に付囑したまふ場合には佛自身の本意に隨て還つて前に説ける方便の定散の諸行の門を閉ぢ捨てられたる也、而るに後一度開き給ひてより、永く末法萬年の人類に向て開きて閉ぢ給はざる法は、唯是念佛の一門なり。斯くて稱名念佛は彌陀の本願、釋尊付囑の意、觀經乃至三部の心髓なり、されば末代今時の衆生は、須く隨他方便時機不相應の諸行を閉じて、隨自眞實時機相應の念佛門に歸依すべしと也。要するに此一節は閉の字の據を出して其謗法を顯し給ふ也。閉とは即ち法華乃至一代聖教の門を閉する

を云ふ也。

〔科文〕 四、第八段具足三心章（八八頁來）

又云。念佛行者必可具足三心之文。觀無量壽經云。同經疏云。問云。若有解行不同邪雜人等。防外邪異見之難。或行一分二分群賊等喚廻者、卽喻別解別行惡見人等。私云、又此中言一切別解別行異學異見等者、是指聖道門上。

〔文釋〕

此一節は第四の引文にして、卽ち第八段具足三心章の文也、然るに其文廣博なる故に五處の要句を約取して、法然が聖道の行人を群賊等と罵言したる大謗法を顯しまふ也○念佛行者必可具足三心之文とは標目の文。觀無量壽經云より卽喻別解別行惡見人等とは本文の文。私云以下は私釋の文にして正しく法然の説なり○觀無量壽經の文は我祖直接必用無きが故に全然省略したまふも其内容は卽ち次上の標目に擧げたる具足三心の文、卽ち「若有衆生願生彼國者發三種心卽便往生何等爲三」一者至誠心二者深心三者回向發願心具三心者必生彼國」と是也。善

導「觀經疏」に具に此三心を釋せり。今其大要を擧げば、一に至誠心とは、至誠を以て極樂往生を希求する心を云ふ。二に深信とは、自己の凡下罪惡の機なることを深く信じ、又彌陀佛本願力を以て如是惡機を救ひたまふと深く信する心を云ふ。三に回向發願心とは、一切の善根を回向して極樂に往生せんと願ひ求むる心を發すを云ふ○同經疏とは、善導の「觀經疏」なり、此に擧げたまふ文は經文の三心を釋する中第二の深信を釋する下の文也。然るに略引の故に難解の所あれば、先づ本文の白道二河の譬説を取意して示し、而して後現文を解釋すべし。

△白道二河の譬説

問て曰く若し淨土門の徒と其學解行法を異にし而も邪惡雜亂の輩來て淨土門の行者を惑亂し或は種々の疑難を説て往生することを得ずなどいひ妨ぐることあらば之を如何せん、答今更に行者の爲に一の譬喻を設けて其信心を護り以て彼の外邪異見の輩の妨難を防がん。旅人あり、一筋の白道より歩みて將に西國に向て遠く行かんとするに、途中にして忽然として二の河現はる、其の一は火の河にして路の南に燃へ、又一は水の河にして路の北に漲りぬ、此大水大火左右より相迫まりて動もすれば燒死水没せんとす、此時更に後方の東岸より多くの盜賊惡獸等競ひ來りて此旅人

を殺さんとす、此人進退惟に谷りたるも一筋の白道を命の繩と頼み戦々兢々として進行せんとす
 る際、後方の東土に人の聲あり、勸めて曰く汝疑なく此白道を行て西國に至れ必ず氣遣すること
 勿れと。更に前方の西土に人あり遙に呼びて曰く、水火二河群賊惡獸畏るるに足らず唯正念に
 て早々其白道を進んで此西國に至れ吾れ必ず汝を救護せん。旅人此に心地決定し西方に向て歩
 を進む、或は行くこと一分二分なるに復更に後方の東土に群賊あり大に喚還して曰く、其道を進ま
 ば必ず死しなん疾く還り來れよ我等汝を迎へて安穩ならしめんと。然れども此人後方を顧みず、
 西方に向て勇往邁進し遂に目的地に到達し、永く諸の苦難を離れて其心安樂なることを得たりと。
 是の譬を法門に合せば、旅人とは淨土門の信者なり、東土とは此東方娑婆世界なり、西國とは西方
 彌陀安樂世界なり、一筋の白道とは衆生の貪瞋癡三毒の中にある一念の往生淨土を求むる信心な
 り、二河とは衆生の貪欲を水に河に瞋恚を火の河に譬へたり、群賊等の喚回すとは諸の聖道門の學
 者が罪障甚重の凡夫は西方に往生せずとて念佛の行者を妨ぐるに譬ふ、東方の勸めの聲とは娑婆
 世界の教主釋尊淨土三部の聲經を説て往生を勸めたまふに譬へ、西方の人招きて此方へ來れと喚
 ぶは極樂世界の彌陀の西方淨土へ迎へたまふに譬ふ、群賊等の誘惑に耳を貸さず、偏に東方の行け

の聲西方の來れの聲を信じ一心に西に向て進行し遂に目的地に安着せしは諸の聖道門等の輩の淨
 土門破斥の聲を度外して唯南無阿彌陀佛の信仰を以て極樂に往生するに譬ふるなりと。以上善導
 ○白道二河の譬喩也。(取意)

然るに此譬は本涅槃經德王品に出づ、其合譬を一言せば東西二路は、邪正二念の如し、水火は三
 界の如し、賊獸は五陰三毒十八界の如し。然るを善導此譬を合するに西土を西方淨土とし、賊獸
 を聖門の賢聖と爲す、譬喩經旨を失ひ、合釋宗に乖く、曲解も亦甚しと謂ふべし。

さて我祖引用の現文を解せば○問云より邪雜人等までは上卷五十二枚に出づ。解行不同等とは淨
 土門の徒と理解を同うせず修行を同うせざる輩、又は邪惡雜亂の輩等をいひ通じて聖道門の徒を
 貶するの語なり○防外邪異見之難とは同五十三枚に出づ、謂く外道邪見異見の難とて即ち聖道
 門の徒の淨土門の信仰を妨ぐる難を防がんとなり○或行より惡見人等までは同五十四枚…六枚
 に出づ。以上は觀經疏の本文なり○私云の下は同五十七枚…九枚に出で法然私釋の文なり○此
 中とは次上の觀經疏の文なり○別解等とは淨土門の徒と理解を別にし修行を別にし學問を異にし
 意見を異にせるものと善導が言へるは即ち聖道門の徒を指すなりと也。然るに一義に云く善導の

群賊として斥ふ所は、文に邪雜人惡見人等といひて聖道門中の邪解惡見の者を斥ひて一切の聖道門者を破するに非らず。然るに法然は此の能別の言を顧みず、直に一切の聖道の人を排して群賊となす、近くは善導に背き遠くは釋尊及聖道の聖賢に敵する惡知識なりと。然るに今は且く善法二師同意として解釋しぬ。

〔通解〕 又彼法然は選擇集第八段具足三心章に云く、念佛の行者は必ず三心を具足せざるべからず。觀無量壽經に説けるが如し。然るに善導の觀經疏に依れば、謂く三心具足の淨土宗の行者と理解信行を同うせず邪惡雜亂の人等ありて念佛の行者を妨害するものあらん、念佛の行者偏に彌陀の救の聲を頼みてこの妨難を防ぎ、淨土に向て進行すること一步二歩なるに更に群賊の如き徒輩あり喚び廻して其進行を妨害するものあらん、この群賊等の如き者は即ち淨土門徒と解を別にせる惡思想の者なるべしと言へり。法然私に案するに此觀經疏に淨土念佛者と解を別にし行を別にし學を異にし見解を異にする等の者と言ふは即是聖道門の徒を指すなりと也。要するに此段の意は、三心具足の南無阿彌陀佛の念佛の信者を妨害する精神界の群賊は即ち聖道門の徒なりと也。

〔科文〕 五、第十六段付囑身子章(關地)。(八八頁來)

又最後結句文云。夫速欲離生死、二種勝法中、且闍聖道門、選入淨土門。欲入淨土門、正雜二行中、且拋諸雜行、選應歸正行。

〔文釋〕 此より下第五の引文にして即ち第十六段付囑身子章(下卷卅)の結論彼書一編の指歸なり。○二種勝法とは聖淨二門なり、蓋し外道小乘に對して勝法といふなるべし。○此一節の次に「欲修正行、正助二業中、猶傍助業、選專正行。正定業、即是稱佛名、稱名必得生、依佛本願故」の數語あり。

〔通解〕 又其最後の結論に云く、多生曠劫を歷ることなく、臨終の時に於て速に三界生死の苦を離れ、極樂淨土に往生せんと欲せば、聖淨二門の教の中に於て、先且く聖道門佛教は理深解微にして難證の分齊なるが故に之を闍ひて選んで淨土門佛教に入れよ。又淨土門佛教に入らんと思はゞ正雜二行の中に於て、雜は千中無一なるが故に、且く之を拋て選んで百即百生の念佛正行に歸せよとなり。未定の語たる且の字を安んずることは、蓋聖道門の人を誘引し將護し以て淨土門

に入らしめんと欲する一往方便の語なるべし。此一節は捨閑闍拋の四字の中には自ら闍拋の二字の據を出し給へるなるべし。以上にて選擇集を引て捨閑闍拋四段の謗法を牒舉したまふ五節の文全く畢り。以下は正しく吾祖の破斥也。

〔科文〕 后、評破(八八頁來)又二。初、正評破。又二、初、總彈

就之見之。引曇鸞道綽善導之謬釋建聖道淨土難行易行之旨、以

法華眞言總一代之大乘六百三十七部二千八百八十三卷一切諸佛菩

薩及諸世天等、皆攝聖道難行雜行等、或捨或閉或闍或拋、以此四字

多迷一切。剩以三國之聖僧十方之佛弟、皆號群賊併令罵詈

〔文釋〕 前文にて選擇集謗法の引文畢り、此より吾祖の評破なり、又二初に正しく評破し、於是

代及未代の下は損害を明す、初に正評破の下又二と也、右は總て選擇彈劾の文也。文見るべし。

〔通解〕 上來引ける選擇集五段の文に就て法然の所立を見るに、曇鸞の往生論註、道綽の安樂

集、善導の觀經疏等の謬れる解釋を引て、聖淨二門の取捨、難易二道の廢立を建て、法寶としては

法華經眞言等(通じて法華眞言等といふも意は法華にあり)總じて釋尊一代の大乗經六百三十七部二千八百八十三卷(貞

(入藏錄)佛寶としては、彌陀三尊を除く本師釋尊乃至一切の諸佛菩薩及諸の世間の天神地祇等を

以て通じて聖道門難行道雜行の法寶佛寶とし、捨閑闍拋の四字を以て大に一切の衆生を迷す、其

上僧としては印度支那日本に於ける天台傳教等の聖僧竝に十方の佛弟子等を以て皆束ねて思想上

の群賊と號し、併せて弟子檀那をして共に罵らしめ三寶誹謗の大罪を構成すとの意也。

〔科文〕 后、數法妖謗誹(頁一一八來)

近背所依淨土三部經唯除五逆誹謗正法誓文、遠迷一代五時之肝心

法華經第二若人失信毀謗斯經、乃至其人命終入阿鼻獄誠文者也。

〔文釋〕 此法然選擇の謗法罪を數て其墮獄を免れざるを言ふ○近とは親近の義、遠とは遠離の義

なり、法然淨土經に親近し法華經に遠離す、故に近遠の二字を下す○唯除五逆等の文は、淨土三

部中の無量壽經上卷の彌陀四十八願の肝心たる第十八願即ち「設我得佛、十方衆生、至心信樂、

欲生我國、乃至十念、若不生、不取正覺、唯除五逆誹謗正法」の文是也。此誓文は彌

陀佛嘗て因位法藏比丘たりし時、誓願して曰く、設ひ我れ未來に於て佛の位を得たらんに、若し十方の衆生が至誠の信仰心を以て我極樂世界に生れんと欲して、念佛を十遍(十念とは不多不少の數を擧ぐるのみ)乃至一遍二遍百千萬遍すべし、然れば則ち一切衆生は皆悉く往生すべし。然るに若し此等の衆生が往生の目的を達せずんば、吾は決して正覺の佛位を取るまじ、佛の慈悲心は如此深大に衆生の信仰心は如此力强しと雖も、但し世間罪の極重たる五逆の罪人と出世間罪の極重たる誹謗正法の大罪を犯せるものは此の限りに非ずとなり。蓋し茲に正法とは淨土教の當分にては念佛の教ならんも、釋尊乃至彌陀の本意たる十方佛土中唯一乘法無二亦無三の原則によれば、正法とは二もなく亦三もなく唯一法華經なりと謂ざるべからず、且夫れ法華經化城喻品を見るに大通佛十六王子の第九阿彌陀が成佛せしも「是十六菩薩常樂説是妙法蓮華經」なる經文より照せば全く法華經に依りたること明白なり、されば淨土方便の經に執して法華眞實の經を捨つるは即誹謗正法の大罪となり、同時に彌陀大悲の救ひの御手よりも離さるることとなるなり、仍て近背近背所依淨土三部經唯除五逆誹謗正法誓文と言へるなり、蓋し是敵の刀を奪いて以て敵の頸を切る也○一代五時之肝心等とは、華嚴阿含方等般若法華涅槃釋尊一代五十年說法中の肝心生命たる法華經となり○若

人。不信等の文は法華經第二卷譬喻品第三の末段十四誹法中の文にして、文の意は、若人ありて此法華經を信ぜずして毀謗せば、其人命終りて阿鼻獄即ち無間地獄に入るべしとなり、乃至とは我祖の中略にして「則斷一切世間佛種或復墮覺而懷疑惑汝今聽説此人罪報若佛在世若滅度後其有誹謗如斯經典一見有讀誦書持經者輕賤憎嫉而懷結恨此人罪報汝今復聽」の十六句六十四字を省略せり。蓋し法華は唯一成佛の教たる極善の宗教なり、極善の教を謗するが故に極惡の果を感じる也。而して我祖の所謂實乘の一善たる正法とは、通じては法華中心の一代聖經を指すも、別しては法華經に限ることは、此處に一代五時之肝心法華經と斷じたまへるによつて明白なり、而して法然を誹謗正法の者と斥はるるも亦通じては法華中心の諸經諸佛諸僧を誹謗するに由るも、別しては餘經の取捨は問題に非ずして實乘の一善たる法華經を棄捨するに大存するや明白なり、學者須く此點に留意すべし。

〔通解〕 法然の所立は、近くは自身所依の三部經に正法を誹謗する者は、之を除ひて救はずとの彌陀の誓にも背き、遠くは佛教の心髓たる法華譬喻品の誹法墮獄の金言を顧みざるものにして、其誹法罪は將に入阿鼻獄の惡果免るべからずと也。

〔科文〕 后、明^ス損害^ラ、(一一八頁來)、又二。初、明^ス謗法損害所至^ニ。

於是代及^ニ末代^ニ人非^ズ聖人^ニ、各容^ニ冥衢^ニ並忘^ル直道^ニ。悲哉、不^レ樹^ク瞳朦^ニ、
痛哉、徒^ニ催邪信^ニ。故上自^ニ國王^ニ下至^ニ土民^ニ、皆謂^フ經者無^ニ淨土三部^ニ、
之外經^ニ佛者無^ニ彌陀三尊之外佛^ニ。

〔文釋〕 此は法然の謗法が社會王民に及ぼす損害の至る所を明したまふ也。○冥衢とは冥きチマクにして執權謗實墮獄の惡道をいふ。○直道とは「十方佛土中唯一乘法無二亦無三」なる法華成佛の正道をいふ。○瞳朦とは、ヒトミに膜などのかかりて暗きをいふ、つまりアキメクラの事なり。○樹とは版本に拊とも書き、撃つ摩づる立つる等と訓じて、膜を打ち拂ひ翳りものを摩で退けて眼の明かなる様に立派に療治する義なるべし、今は教眼蒙昧にして正邪を見分けず謗法を爲せども之を糺明する者なきを感みて斯く言ふなるべし。○土民とは萬民のことなり。○彌陀とは別なり、三尊とは總なり、彌陀佛を中心にして向て右は慈悲の觀音菩薩、左は智慧の勢至菩薩なり、淨土宗の本尊也。

本尊也。

〔通解〕 前に客は苟も明王聖主の歸依せらるるを以て法然及び其門下は何れも皆輕からざる醜象なることを知るよし語られけれど并は妄斷といふべし。何となれば今や時代は末法滄季に及び人も亦凡愚にして聖人と稱へる程の理非の明かなる者もなければ、僧俗各々冥きより冥きに入て正邪の衢に迷ひて更に法華一乘の大道あることを知らず、されど誰あつて其盲目を開き邪眼を活して正路に立て導く者もなく、還て徒に迷邪の信仰を催促して益々謗法亡國墮獄に陥らしむるは、誠に悲痛の至りなり。されば日本の上下一同に皆彼邪説に惑はされて、依經は淨土三部に限り、本尊は彌陀三尊の外に無しと迷信し、唯一乗の法華を捨て、三徳有縁の釋尊を抛ちたることは苦々しき限りなりと也。

〔科文〕 后、將^ニ明^ニ衰微^ニ。(一一二頁來) 又二。初、述^ニ昔日興隆^ニ。

仍傳教義眞慈覺智證等、或涉^ニ萬里之波濤^ニ而所^レ渡^ス之聖教、或廻^ニ一
朝之山川^ニ而所^レ崇^{ムル}之佛像、或高山之巔^ニ建^ニ華界^ニ以安置^シ、若深谷之底

起蓮宮以崇重。釋迦藥師之並光也。施威於現當。虛空地藏之成化也。被益於生後。故國主寄郡鄉以明燈燭。地頭充山園以備供養。

〔文釋〕 此れ選擇の謗法に由て正法の衰微を明んと欲して先づ過去に於ける佛教の中心天台法華宗の盛大なりしことを敘する文、又四節あり、一に初より所崇之佛像迄は諸師求法艱難、二に或高山より以崇重迄は師資崇教、三に釋迦藥師より被益於生後迄は佛像利益、四に故國主以下は君臣歸敬を記する也。○傳教は日本天台叡山開闢の鼻祖、入唐一年なり。○義眞は傳教に隨て入唐す第一の座主なり。○慈覺は亦傳教の門下入唐十年第三の座主なり。○智證は義眞の門人入唐六年第五の座主にして三井寺の鼻祖なり。具には史傳を見よ。傳教義眞は吾祖外相承正系の先師なるも慈覺智證は是台密異系の徒なり、而も今此二師を正師に屬するは本論は佐前他家附順の時なるが故也。○廻一朝之山川とは、蓋し唐國の名山靈蹟を跋涉するの謂なるべし。○華界蓮宮は具には蓮華界蓮華宮にて佛教僧院の異稱なり。○釋迦の勸請は叡山西塔の寶幢院、藥師の勸請は東塔止觀院即ち根本中堂なり、此二竝に傳教師の親刻なりといふ。虛空藏の勸請は戒心谷、地藏の勸請は横川の

般若洞なり、此四特に感應新にして叡山の重鎮なり、故に並光、成化といふ也。○現當は現世當來、生後は生前死後、文異義同なり。○國主は天皇將軍及國々の主なるべし。○地頭は國主の下にありて地方を治する役人なり。○明燈燭、備供養とは法華經の三寶に對して香花燈明其他の供養奉持を盛大に爲すを云ふ。

〔通解〕 法然の淨土宗の爲に、昔盛なりし法華中心の佛法も今は大に衰ふ。乃ち昔は傳教義眞の諸聖が萬里の波濤を渡り支那四百餘州の山川を難行苦修して日本に渡したる佛像經卷をば、或は山頂或は谷間に伽藍を建立して以て之を安置し之を尊崇す。されば釋迦藥師の二佛は山上に並びて威光を現當二世に施し、虛空地藏の二菩薩は溪谷に在して今生後世を化益す。此を以て國王國民の歸依も亦淺からずして、國主地頭等は或は一郡一郷を寄附して燈燭の料となし、或は田園を菜菔の料に充て供養に備へ、大に繁昌を極めたりとなり。以上特に叡山天台法華宗に就て云ふは、蓋し當時聖道門佛教の中心勢力は延曆寺にあり、且つ淨土宗の敵は正しく叡山にありしが故なるべし。

〔科文〕 后、正明正法衰相一（一二三頁來）

而依^ル法然之選擇^セ則忘^レ教主而貴^シ西土之佛^ヲ、拋^キ付囑^シ而閣^ス東方之如來^ニ、唯專^ニ四卷三部之經典^ヲ、空拋^シ一代五時之妙典^ニ、是以非^レ彌陀之堂^ニ皆止^ム供佛之志^ヲ、非^レ念佛之者^ニ早忘^ル施僧之懷^ヲ、故佛堂零落^シ瓦松之煙老^シ、僧坊荒廢^シ庭草之露深^シ、雖然各捨^テ護惜之心^ヲ、並廢^シ建立之思^ヲ、是以住持聖僧行而不歸^シ、守護善神去而無^シ來^シ、是偏依^ル法然之選擇^也。

〔細科〕 此段正く正法の衰相を明す、文五と爲る、一に初より空拋^ニ一代五時之妙典^ニまでは敘^テ選擇^シ失^{ナリ}、二に是以より早忘^ル施僧之懷^ヲ、三に故佛堂より露深^シまでは伽藍荒廢^シ、四に雖然より廢^シ建立之思^ヲ、五に是以以下は重陳^シ神聖隱匿^シ以訣^テ選擇^シ之禍^{ナリ}。

〔文釋〕 拋^キ付囑^シ等とは、傳教以來師資相承して付囑^シ來れる根本中堂の東方淨瑠璃世界の教主藥師如來を閣^キ捨つるを云ふ也、然るに此藥師は通途の藥師に非ず、傳教の「略秀句」に「余祕^シ壽量教主^ト造^リ藥師像^ト爲^ス延曆寺本尊^ト非常途^ノ藥師^ニ、故禮^ス之文誦^ス三世常住淨妙法身・摩訶毘盧遮那・亦名

妙法教主・轉時祕稱名藥師瑠璃光如來^ト」是也、「撰時鈔」(一一九五)等參照せよ。○一代五時之妙典とは蓋法華中心の一代聖經なるべし。○瓦松は年久しき屋上に生ずる苔草なり、遠く之を望めば松の如し、白樂天の詩に「墻有^レ衣兮瓦有^レ松」の句あり。○住持聖僧とは、通途の僧侶をいふにあらず、世上に止住して佛法を弘め持つ權化の聖人を指す也。

〔通解〕 叡山天台法華宗を中心とせる日本の佛法は、昔は盛なりしも今は法然の選擇集に惑はされて人々皆塵點劫以來娑婆有縁の教主釋尊の大恩を忘却して他方無縁の彌陀佛を貴み、又師資相承の付囑をも顧みずして妄に藥師佛の像を閣^キ、唯三部四卷の淨土經のみを專修して法華乃至一代五時の妙典を拋ちぬ。是を以て彌陀佛に非ざれば信心供養の志もなく、念佛の僧に非ざれば布施の心も忘る。されば佛堂は零落して瓦松をつと細き煙は屋根とともに古び、僧房は荒れ廢れ訪づる人も稀れなれば徒に庭草の露のみ深し。如此法華等の舊佛敎は頽廢の極に達するも法然の新佛敎に眩惑せる國民はこれに對して何等護措の心もなく亦建立の思も無し。かく法華の正法は滔々として闇黒の悲境に陥るが故に法囿内護の聖僧も本土に隠れて歸りたまはず、外護の諸天善神等も他方に去つて此土に來應したまはず、斯て法は愈々滅し國は益々亡びんとす、如此背正亡

國の根本原因は是偏に法然の選擇集の邪法に基づくなりと也。

〔科文〕 後、結破（八七頁來）

悲哉、數十年之間、百千萬之人、被蕩魔緣、多迷佛教、好傍忘正善神、不成怒哉、捨圓好偏、惡思不得便哉、不如、修彼萬祈、禁此一凶矣。

〔文釋〕 此大段第四法然の謗法を論じたまふ下の結論なり○然公建久九年選擇集を著せしより本論述作の文應元年に至るまで約六十年、故に數十年之間と云へり○萬祈とは第一段の客問に列ねたる五雙十隻の如き祈禱を指し、又一凶とは法然の謗法選擇の邪教を指し給ふ也○不如の二字宜しく禁の字の上に置いて看るべし、御書文法に拘らざること如此の者あり。

〔通解〕 嗚呼選擇一度世に出でてより此に至て數十年の間、多數の國民は皆惡魔の如き法然の邪教にとらかされて佛教の權實に迷へることは痛く悲しきことならずや。されば日本の僧俗概ね偏に

して傍りたる淨土の權教を好んで、圓にして正しき法華の實教を捨つ、豈に善神怒を作して去り給はざらんや、善神既に去り給はゞ豈に惡鬼便を得て災を作すことなからずや。然るに此の破法亡國の根本原因を知らずして徒らに祈禱を修するも争が利益あらんや。故に今世出百萬の祈禱を爲さんよりは寧ろ災難の根本なる法然選擇の一凶を禁ぜんには如かずと也。

〔大意〕 要するに右第四段法然の破法を論ずる下の大意は、客は正しく謗法の人を尋ね、主人は法然を以て謗法の元凶と斷じ其の選擇集に依て一國皆謗法と成りし趣を述べたまへるなり。

〔科文〕 第五、決斷選擇謗法明災難由法然（一四頁來）又二、初、客問、后、主人啖止曰の下主答、初又三、初

續述古昔彌陀崇敬次、就中の下は別歎法然後、而恭の下は詰難前答、初、又二、初佛說祖承、后、稱名利益。

客殊作色曰、我本師釋迦文說、淨土三部經以來、曇鸞法師捨四論、講說一向歸淨土、道綽禪師閣涅槃廣業、偏弘西方行、善導和尚地、雜行立專修、慧心僧都集諸經之要文、宗念佛之一行、貴重彌陀誠

以然矣。又往生之人其幾哉。

〔廣本〕

宗念佛之一行の下、「永觀律師閉顯密二門入念佛一道」(三五八)の語あり

〔文釋〕

此下本論十段の第五段なること科文の如し。客疎より誠以然矣までは、初に客問の總じて古昔の彌陀崇拜を述ぶる中亦初に佛說祖承を明し。又往生之人其幾哉の一句は後に稱名利益を示す也。曇鸞法師乃至宗念佛之一行の四句は是全く選擇の文なり、今客問の口吻を借て之を出し以て捨閣等の字を傍證するなり。四論とは龍樹の中觀論四卷十二門論一卷大智度論百卷、提婆世親の共著の百論二卷なり、此四共に羅什の所譯なり、此四論を所依とする宗旨を四論宗といふ。此宗は羅什の四哲中の僧肇道融の所說なり、二師は支那北地にありて四論を所依として空宗を弘めしにより、南地の三論宗と區別して、之を四論宗と稱す、後系盛ならずして早く絶ゆ、曇鸞元此宗の學匠にして四論の講說に力めたりしなり。○涅槃廣業とは、涅槃に廣く聖・凡・嬰兒・病・天の五行等を明すをいふ、又四十卷を以て四卷三部に對す故に廣業と云ふ。○善導のことは前述(一〇一頁)の如し。○慧心僧都とは本名は源信慧心院に住せしが故に名く、叡山第十八座主良源慈慧の從ふ也。

門下なり永觀二年「往生要集」三卷を著して念佛の行を開く、然れども後十三年を歴寛弘三年に更に「一乘要訣」一卷を著し忽ち先非を悔ひて法華一乘に復歸せり、今は姑く往生要集時代の慧心に從ふ也。

〔通解〕

前段に吾祖法然を斥ひて謗人と斷じ給ひしが故に、客更に一段の怒を増し色を變えて曰く、开は以ての外の惡口雜言なり。抑我法然上人の淨土宗は、敢て上人の臆說に出づるに非ず、偏に佛祖の經說に基きて之を開きたまへる也。されば最初天竺に於て我本師釋迦文佛が淨土三部經を説きたまひしより以來、支那に於ては第一祖曇鸞法師は初め佛教の大學匠として四論宗の宣傳を爲されしにも拘らず、それを捨て、一向に淨土教に歸依し、又第二祖道綽禪師は初め釋門の大學匠として涅槃主義を弘通せしにも拘はらず、それを閣いて偏に西方往生の信行を宣傳され、又善導和尚は更に前二祖の宗教を大成し諸の雜行を抛ちて専修念佛を立てられ、又日本に於ては平安朝末の巨匠なる慧心僧都は天台法華宗の碩學なるに關らず、而も諸經の要文を集めて往生要集を作りて南無阿彌陀佛の一行を宗要とせり。如此教主釋尊を始め曇鸞道綽善導慧心等の高僧知識竝に淨教を貴み彌陀を重んずること誠に以上の通りなりと。此淨土教の佛說祖承の尊きことを

擧ぐる也。

○又次に往生之人其幾哉とは、念佛に由て已に往生し現に往生を遂ぐる人多數にして其數量るべからずとなり、此は「稱名の利益」を擧ぐる也。

〔科文〕

次、別歎法然（一・二九頁來）又三。初、歎智解

就中法然聖人、幼少而昇天台、十七而涉六十卷、並究八宗、具得大意、其外一切經論七遍反覆、章疏傳記莫不究看。智齊、日月、德越先師。

〔文釋〕

天台とは日本天台の總本山たる叡山をいふ。六十卷とは、天台大師の法華玄義・法華文句・摩訶止觀各十卷及び妙樂大師の釋籤・疏記・輔行亦各十卷本末合して之を天台の三大部六十卷といふ（現行の命本は玄義二十卷、文句三十卷）○八宗とは南都の六宗なる華嚴法相三論俱舍成實律と平安朝の二宗なる天台眞言を合稱す○章疏は教義書類、傳記は歴史書類なり○先師とは支那の鸞

綽導三師を云ふ。

〔通解〕 此段は文見易し。要するに此文は別して淨土教の大成者日本に於ける法然上人を歎ぜんとして先づ其智解を顯揚する也。

〔科文〕 次、稱名開業（一三二頁來）

雖然猶迷出離之趣、不辨涅槃之旨、故徧觀悉鑒、深思遠慮、遂拋諸經、專修念佛。其上蒙一夢之靈應、弘四裔之親疎。

〔文釋〕

此は其專修稱名の興行を述べて歎する也○一夢之靈應とは、法然上人研究の結果自ら證得せる淨土主義の是非を更に神秘の靈應に依つて驗せんとす、忽ち夢みらく、枕邊紫雲變驪し、百鳥和鳴し、其中光を生じ、生身の善導の腰下の金色なるあり、汝將に弘めんとする念佛は尊無過上なり善哉と讚歎するを見る、此聖應によりて遂に一家を建立すと也○四裔とは裔は邊地をいふ猶四方と云ふに同じ。親疎は法又は人の親疎、又は地の遠近のことなるべし。

〔通解〕

智德の勝れたること上の如くなる法然上人も、猶聖道自力の三學本位の宗教にては難修

難行にして逆も三界の苦を離れ涅槃の證を得ること難し、故に此等聖道門佛教の外に末法時機相應の宗教あるべしと、偏く佛經論疏を研究し悉に時機の適否を鑑察し、深く淨土の易行を思ひ、遠く聖道の難證を慮り、而して後遂に聖道の諸經を抛ちて専ら淨土の念佛を修行し。其上彌陀の化身とも云はるる善導の靈夢を感じ、斯て精研靈應相照し茲に安心決定して、遂に斷乎として淨土の新義を朝野遠近の衆人に宣傳せりと也。

〔科文〕 後、衆人仰信（一三二頁來）

故或號勢至之化身、或仰善導之再誕、然則十方貴賤低頭、一朝男女運走、爾來春秋推移星霜相積。

〔通解〕

法然上人の智慧信念人格事蹟誠に尋常に非ず、故に天下の人或は智慧勢至の化身と號し、或は彌陀の權化善導の再誕なりと稱して、一朝十方の貴賤男女は頭を低れ走みを運びて非常なる尊敬を捧げり、それより以來歲月推し移りて既に久しきにわたれりと、此天下の歸依を擧げて法然の人格を稱歎する也。

〔科文〕

後、詰難前答（一三二頁來）

而忝疎釋尊之教、恣譏彌陀之文、何以近年之災、課聖代之時、強毀先師、更罵聖人、吹毛求疵、剪皮出血、自昔至今、如此惡言、未見可愴、可愼、罪業至重、科條爭遁、對座猶以有恐、携杖而則欲歸矣。

〔文釋〕

此は此段に於ける客問の結論にして即ち前段に於る法然の淨土宗は破法破國の邪教なりとの主人の答辨を結難する也。○吹毛求疵とは、獸類等の毛が深ければ皮膚に疵があるも知れざれど強て其毛を吹分けて其疵を求むと也。剪皮出血とは、皮の上に血が見えぬに強て皮をすり剪て血を出すと成り、俱に支那の古語にして穿鑿の甚だしきを譬へたるなり、今は主人が近來の災難を年久しき以前の法然上人選擇集の咎に課するは餘計の穿鑿にして甚だ非なりとの意也。○科條とは非科等級を云ふ。

〔通解〕 法然上人の立宗は原佛説に基くものなるに、之を謗るは忝なくも釋尊の三部經を疎んじ、恣に彌陀四十八願の文を譏るものにして、還つて主人こそ佛敵法敵なり。何ぞ近き正嘉正元以來の天變地天等を以て、遠き數十年以前法然出現時代の後鳥羽天皇等の聖代の責任に嫁し、勿體なくも曇鸞道綽善導等の先師を毀り、更に吾法然上人を罵るや。是則ち強て聖人を惡評し、疵なきに疵を附け、過なきに過を塗るもの也。古往今來念佛亡國淨土謗法といふが如き惡口雜言は未だ見ず未だ聞かざる所、實に惶るべく慎むべき也。寧ろ主人の佛敵法敵破僧の罪業は極めて重大なり、其罪科争か遁れん。貴下の如きものより教を受くるは以ての外、顔見合するも猶以て冥罰の程恐れありと、折角の質問を中止し奮然として疊を蹴り則ち杖を携へて、主人の許を辭し去らんとせしと也。以上第五段客問畢んぬ。

〔科文〕

后、主答（一二九頁來）又三。初、論客迷。

主人^{エミ}咲^{メテ}止^ク日^ク習^ヒ辛^{カラ}蓼^{キヲ}葉^{レウ}忘^{エフ}臭^ニ澗^ク廁^サ聞^ル善^ク言^フ而^{シテ}思^フ惡^ク言^フ指^シ謗^ス者^ニ而^{シテ}謂^フ聖^ク人^ニ疑^フ正^ク師^ニ而^{シテ}擬^ス惡^ク侶^ニ其^レ迷^ル誠^ニ深^ク其^レ罪^ハ不^レ淺^カ

〔文釋〕

此下は今客の迷信深くして主人の正法を聽入らず、怒りて將に立ち去らんとす、斯くては寶の山に入りて手を空ふして歸るが如くなれば、主人之を愍み柔能く剛を制する理り、笑を含みて其怒りを和げ、更に座に就かしめて諭して曰ふ也。謂く譬へば蓼喰ふ蟲の辛さに習れ、澗に生ずる蛆の臭きを忘るゝが如く、唯念佛往生の辛さを思はずして選擇の臭味に馴れ、還つて法華即成の甘きを忘れて醍醐の妙味を捨て、正善の議論を聞ひて反つて邪惡の言論と思ひ、謗法者法然を指して反て聖人と謂ひ、正師日蓮を疑つて反て惡僧に擬す。其邪師邪法を信するの迷ひ誠に深く、正法正師を疑ふの罪過實に淺からずと也。

〔科文〕

次正決謗法相（一三六頁來）又五。一、微起。

汝^キ聞^ク事^ノ起^リ委^ク談^ク其^レ趣^ヲ

〔通解〕

此將に法然謗法の相を決斷せんとして筆を呼び起すの文なり。謂く法然謗法事件の起源を聞け、委悉に其趣意を説明せんとなり。其意は、彼が謗法は權實を辨ぜず、佛意を識らざるに職由す、客も亦選擇に迷醉す、吾今之を覺醒せんと也。

〔科文〕 二、示權實正軌（一三七頁來）

釋尊說法之内一代五時之間、立先後辨權實。

〔通解〕 釋尊一代華嚴阿含方等般若法華涅槃五時の説教には前後あり、前を權とし後を實とす、而して權教は暫らく衆生の機根を調へたまふまでの假の方便にして華嚴乃至般若四十餘年の昔教なり、實教は釋尊已證の眞宗にして後八個年の法華經なり、故に法華實教の顯れたる以上は爾前權教は廢すべきものなり、之を能く一代聖後の權實を辨ずるものとすと也。

〔科文〕 三、提舉四師謬釋略破之（一三七頁來）

而曇鸞道綽善導、既就權忘實、依先捨後、未探佛教淵底者、就中法然雖酌其流、不知其源、所以者何、以大乘經六百三十七部二千八百八十三卷並一切諸佛菩薩及諸世天等、置捨閉閣拋之字、薄一切衆生之心、是偏展私曲之詞、全不見佛經之説、妄語之至惡口之

科、言而無比責而有餘。

〔廣本〕 責而有餘の下、左の語あり。

具案ニ事心一超過慈恩弘法三乘眞實一乘方便望後戲論之邪義、際出光宅法藏涅槃正見法華邪見寂場本教驚峯末教之惡見、大佛婆維門之蘇生歟、無垢論師之再誕歟、恐怖毒蛇一遠離惡賊一破佛法因緣破國因緣之金言是也。（三三五九）

〔通解〕 一代聖教に先後あり權實あり、而して先權を捨て、後實を取らずんば、眞實の佛教徒といふべからず。然るに曇鸞道綽善導等既に先權の淨土三部に就て後實の法華經を捨つ、未だ佛教の淵底を探らざる者なり。中にも近く法然は淨土宗の祖師として佛教の流を酌むと雖も、佛法の本源は法華一乘に在ることを知らず、何となれば其著選擇集に偏權の迷信より、法華中心の大乗經六百三十七部二千八百八十三卷並に釋尊中心の一切の諸佛菩薩及び諸の世間の天神等を以て、捨閉閣拋の四字を置き、一切衆生本有圓實の心を薄し迷はずが故なり。如是淨土三部を取りて法華乃至諸大乘經を捨て、彌陀三尊のみを信じて釋迦乃至一切の諸佛諸神等を抛つは、全く先權後實釋尊金口の佛説を見ず偏に法然私の曲見迷信を展べたるもの、妄語の至り惡口の科は、實に言語

道斷にして如何に詰責するも餘りありとなり。

然るに客は五師を出して難じたるに、主人の答辯中に慧心を除きたるは、僧都は先に『往生要集』を作りて淨土主義を鼓吹せしも、後に改悔して『一乘要訣』を作りて法華經主義に復歸せしが故なるべし。○薄の字版本には多く蕩トラスとあり。

〔餘義〕 因に淨土三部は一代五時中權大乘の第三方等部に攝屬せば、法華實大乘顯れたる後は廢止すべき事を御書を引て念釋せば、『念佛無間鈔』に云く「淨土の三部經は釋尊一代五時の説教の内第三方等部の内より出たり、此四卷三部の經全く釋尊の本意に非ず、三世の諸佛の出世の本懐にも非ず、只暫く衆生誘引の方便也。譬へば塔をくむに足代をゆふが如し、念佛は足代也、法華は寶塔也、法華を説き給ふまでの方便也、法華の塔を説き給ふて後は念佛の足代をば切り捨つべき也、然るに法華經を説き給ふて後念佛に執着するは塔をくみ立て後足代に着して塔を用ひざる人の如し、豈違背の咎なからん乎。然れば法華の序分無量義經には四十餘年未顯眞實と説き給ひて念佛の法門を打ち破り給ふ、正宗法華經には正直捨方便但説無上道と宣べ給ひて念佛三昧を捨て給ひぬ、之に依て阿彌陀經の對告衆長老舍利弗尊者阿彌陀經を打ち捨て法華經に歸伏して華光

如來と成り畢ぬ、四十八願付囑の阿難尊者も淨土の三部經を抛て法華經を受持して山海慧自在通王佛と成り畢ぬ、阿彌陀經の長老舍利弗は千二百の羅漢の中に智慧第一の上首の大聲聞闍浮提第一の間大智者也肩を並ぶる人なし、阿難尊者は多聞第一の極聖釋尊一代の説法を空に誦せし廣學の智人也、かゝる極位の大阿羅漢すら尙往生成佛の望を遂げず、佛在世の祖師此の如し、祖師の跡を踏むべき者は三部經を抛て法華經を信じて無上菩提を成すべき者也（一〇九頁）と。又變卷經の對告衆なる彌勒は無量義經に至て終不得成無上菩提と説ひて爾前經の不實なることを述べたり。

然るに彼宗に於て觀經は法華と同時、又は後なりとて四十餘年未顯眞實の破を免れんと企つるも不可なり。何となれば、一には觀經には太子阿闍世と云ひ、法華には阿闍世王と曰ふ、二には觀經を説く時は其父頻婆娑羅王現に幽閉に在り、法華の時は王已に弑せらる故に母韋提希を以て子阿闍世を表す、三には觀經の時は達多現在して逆を太子に教ゆ、法華の時は阿鼻に處して受記を得。四には觀經の時は阿闍世親く逆罪を造り、法華の時は同聞衆たり。驗め知んぬ、觀經は遙に法華の前に在り、然れば則ち焉ぞ能く爾前未實の網中を免んや。

〔科文〕 四、徒衆謬受（一三七頁來）
人皆信其妄語、悉貴彼選擇、故崇淨土之三經、而拋衆經、仰極樂之一佛、而忘諸佛。

〔廣本〕 人の上に「而」の一字あり。

〔通解〕 法然の法華中心の佛教に對する捨閑閑拋の妄語大に責むべし。然るに世人暗愚にして之を覺らず、其妄語を信用して彼の選擇の邪義を尊敬す。故に淨土三部の經のみを崇めて法華乃至諸の大乗經を抛ち、極樂淨土の阿彌陀佛のみを仰て釋迦乃至諸佛を忘れたり也。

〔科文〕 五、結斥（一三七頁來）

誠是諸佛諸經之怨敵、聖僧衆人之讎敵也。

〔通解〕 此は法然謗法の相を決する下の結文なり。法然は誠に是れ諸佛諸經の怨敵にして且つ三國の聖僧一切衆生の怨敵なりと也。

〔科文〕 後、正述災難由、選擇（一三六頁來）又四。一、叙邪義廣宣。

此邪教廣弘八荒、周遍十方。

〔通解〕 此法然の邪教廣く八荒に弘まり周く十方に遍すと也。八荒とは八極とも八方ともいふ、東西南北の四方と東南西南東北西北の四維を合して八方といふ、之に下の一方を加へて十方と名くる也。

〔科文〕 二、驟客疑（一四二頁來）

抑以近年之災難、往代之由強恐之。

〔通解〕 抑、近き正嘉正元以來の天變地妖等の結果を以つて往代の法然の淨土開宗に原因するといふ非難攻撃を、客は強ちに譯なき暴言として之を恐れども、決してさには非らずと也。然るに版本には多く往代の上に課の字あり、「往代ニ課スルノ由」と讀せたり。今は且く中山の眞蹟本に依れり。

〔科文〕 三、引例（一四二頁來）又二。初、引合前釋、明徵前斷、後致一以證、下近災難、演由法然謗、聊引先例、可悟汝迷、止觀第二引史記云、周末有被髮袒身不依。

禮度者。弘決第一釋此文引左傳云。初平王之東遷也、伊川見被髮者而於野祭、識者曰不及百年其禮先亡。爰知徵前顯災後致。又阮藉逸才蓬頭散帶、後公卿子孫皆教之。奴苟相辱者方達自然。樽節兢持者呼爲田舍、爲司馬氏滅相上已。

〔文釋〕先例とは歴史的事實をいふ○止觀第二とは天台の語、會本は第二之五五枚なり○史記とは史官の記録にして司馬遷の史記にはあらず○周末とは周は國名姓は姬氏、初め武王殷を亡し天下を一統せしより第三十七代赧王の時に至るまで凡八百六十七年にして亡ぶ。末とは微末とて衰へたるを云ふ最後の謂にはあらず○被髮とは亂髪をいひ袒身とは裸體をいふ、是夷狄の風俗にして中國の禮儀に非ず、故に禮度に依らずといふ○弘決第二等とは前出止觀の文に於ける妙樂の註譯なり○左傳具には春秋左氏傳といふ、左丘明の作なり、今の文は僖公二十二年の傳に出づ○平王は周の第十三代の王なり、第十二代の幽王は、犬戎の爲に滅さる、故に平王嗣で王となり、都を

東方の洛邑に遷さる、故に東遷といふ○伊川は周の地名也○識者とは周の太夫辛有をいふ○爰知等の八字は吾祖の語にして結前生後なり。又とは前出せる止觀第二の連文に又云くと也○阮藉字は嗣宗西晋の人竹林七賢の一なり、西晋の文帝魏に輔相たりしとき藉を拜して東平王の宰相と爲す、性至孝なりと雖自然虚無の道に耽て禮教を屑とせず、其母死するるとき人と碁す、對者止めんことを求む、固く留て賭を決す、賭畢て酒を飲むこと二升聲を揚て一號す、能く青白眼を爲す、禮俗の士を見ては白眼を以て對し、放膽の者に對しては青眼を以て見しと云ふ。○蓬頭とはミダレガミ散帶とはヘコオビだらしなき態度をいふ○奴苟とは宋本には奴狗に作る、奴僕とし苟賤ものとして互に辱しめ合ふ義なるべし○樽節兢持とは、樽はヒカヘル義、節はホドホドの義、兢はイマシメ恐ル、義、持は行儀ヲタモツ義にして、つまり慎み深き態度をいふ○田舍とはイナカモノの義なり○司馬氏の國號は晋、初祖武帝魏の禪を承けて洛陽に都す、第四代愍帝漢主劉聰が爲に弑られ西晋亡ぶ、第二代惠帝の子元帝都を建業に遷し號して東晋と爲す、第十一代恭帝に至り亡ぶ、東西合して十五帝百五十年也。

〔通解〕今汝は近年の災難の原因を以て遠く法然及其時代に歸するをば強く之を怪しめども此に

は固より譯あることなれば、聊か史上の例を引て其の迷を覺らすべし、乃ち天台の『止觀』に史記を引て周末に亂髮裸體夷狄の俗を爲し周朝立國の精神たる禮儀に依らざるものあらはれたりと書けるを六祖妙樂が其註釋の『弘決』の中に此止觀の文を釋するに左傳を引て示せり。开は初め周の平王の犬戎の難を避けて東方の洛邑に遷りたる時適々伊川に於て亂髮にして無作法なる者が原野にて天地の神を祭れるものあり、周の大夫辛有なる智者之を下して云く、周の世も最早百年を出でざらん、立國の本たる禮儀先づ亡びたりぬと、此の識者の豫言は後に的中したり。以上『止觀』弘決』の二書に照しても徵が前に顯れて災が後に至るといふことを知るべし。

又『止觀』に云く、昔西晋の世に阮籍なる才氣秀逸の者あり、一向禮儀などには頓着せず、亂髮散帶飲酒遊戯一種の自然主義的生活を爲せり、此者位高く且つ豪傑なりしかば、一般の青年のみならず後には公卿殿上人の若殿原までが皆之に習ひ、一向に禮儀には拘らずして互に呼で彼奴と言ひ又は奴原など放言して得々然たるを方に自然の道に達すと稱め、儒教に依り禮法を慎み行儀を善くするものをば還て頑固者田舍漢と呼びて輕蔑したり、これを司馬氏の滅亡する前相と爲すと天台は誡めたり。今之に準じて之を思ふに、前に法然出で佛に背き法を毀り且つ天台傳教等の

聖僧を群賊と罵りしは、實に今日災難の凶瑞を爲せるものにあらずして何ぞやと也。

〔科文〕 后、引慈覺記以備念佛亡國之證(一四三頁來)

又案慈覺大師入唐巡禮記云。唐武宗皇帝會昌元年、勅令章敬寺、鏡霜法師於諸寺傳彌陀念佛教、每寺三日巡輪不絕。同二年廻鶻國之軍兵等侵唐界。同三年河北之節度使忽起亂、其後大蕃國更拒命、廻鶻國重奪地。凡兵亂同秦項之代、災火起邑里之際、何況武宗大破佛法多滅寺塔、不能撥亂、遂以有事。

已上。取意

〔文釋〕 入唐巡禮記具には「入唐求法巡禮行記」といふ、圓仁慈覺入唐十年の日記なり。○武宗は唐二十代の第十五代なり。○鏡霜法師の傳は未詳なり。○回鶻大蕃共に國名にして匈奴の種類なり、大蕃一に吐蕃ともいふ。○節度使とは官名、朝廷より節を受けて官に就くが故に斯くいふ。○秦項とは秦の始皇及び楚の項羽をいふ。始皇陣に臨む十年、齊楚燕趙韓魏の六國を滅し天下を統一す。項

羽沛公と鋒を交ること八年七十餘戰なり。武宗會昌の初天下の戸を減すること四萬二千河北に兵を用るに由る○武宗大破佛法等とは、會昌四年三月趙歸眞を以て道門教授先生と爲し、五年七月詔して天下の佛寺を毀ち、僧尼並に勒して歸俗せしむ、乃ち銅像鐘磬悉く以て錢を鑄、寺を毀つこと凡そ四千六百餘箇、招提の蘭若四萬餘箇、歸俗の僧尼二十六萬五百人なり。古來破佛家の泰斗を三武一韓と呼ぶ、魏の武帝周の武帝唐の武帝唐の韓退之是なり、就中唐の武帝を以て最第一とす○事有とは、會昌六年武帝金丹を餌し性躁急を加へ喜怒哀常ならず、道士誑して曰く此換のみと、後背に疽を發し煩懣して悟らず遂に狂死せるを指す。

〔通解〕 慈覺の巡禮記に云く、唐の武宗が會昌元年に章教寺の僧鏡霜に詔し治國の策として彌陀念佛の宗教をば天下の寺院毎に三日づゝ巡回講演せしめて大に淨土教を宣傳せしめしに、此が還て亡國の凶瑞となりて翌二年三年と相續ひて兵亂打起り、秦の始皇が六國と戦ひ楚の項羽が漢の沛公と争ひし兵亂も斯やと思ふばかりにて、此處の邑には盜賊追剝等横行し彼處の里には兵火起て人民の難儀は甚だし。治國の爲の淨土教宣傳は反て亡國の結果を生みぬ。剩へ武帝後には大に佛法を憎惡し僧尼を擯斥し寺塔を破壊せるが故に海内愈安からず而も亂を治むること能はず、重なる惡業の因縁を以て遂に晩年には惡病を感じて狂死せり。是亦念佛邪法亡國の一證に非ずやと也。

〔科文〕 四、結答 一四二頁來)

以之惟之。法然者後鳥羽院御宇建仁年中者也、彼院御事既在眼前。然則大唐殘例吾朝顯證。汝莫疑汝莫怪、唯須捨凶歸善塞源截根矣。

〔通解〕 支那史上に於ける上の二件即ち禮儀廢れて國亡び念佛行はれて國亂れたる事實を以て日本に於ける專修念佛の害毒を例知するに。法然者後鳥羽院御宇建仁年中者也、(建仁は是土御門天皇の年號なれども帝御幼少なりしかば後鳥羽法皇代て萬機を取り給ひし故に斯くいふ) 彼院御事既在眼前とは、承久の亂の事なり。乃ち後鳥羽院鎌倉幕府の横暴を惡みたまひ其元兇北條義時を亡さんとして還て關東勢の爲に敗北し給ひ、承久三年に後鳥羽院は隱岐に土御門院は土佐に順徳院は佐渡へ流され玉ひ、御父子三人の天子皆島にて崩御し玉ふ。昔は朝敵たるもの一人として亡びざる者な

し、然るに義時は將軍の執權にして天皇に對すれば陪臣從者なり、十善の天子萬乘の君が從者の爲に島に流され玉ふ、よくく、天皇の御果報盡き果て玉ふ也、并は大集經に「若有國王於無量世修施戒慧見我法滅捨不擁護如是所種善根悉皆滅失……内外親戚共謀叛其王不レ久當逢重病壽終之後生大地獄中」とあるが如く、天皇正法の滅せんを見て捨て、擁護したまはざりしが故なるべし、乃ち法然法皇の時代に選擇を作り方等權假の三部經に依つて法華實大乃至一切經を誹謗し、他方無縁の彌陀を崇めて三德有縁の釋尊及一切神佛を棄捨す、此大謗法者京都吉水に居て盛に念佛を弘め天台法華乃至諸宗を破斥す、而も天皇之を見て此邪義を退治して正法を護る御志なく却て信仰し玉ふ故に（設ひ多少の處罰等は爲したまふも）過去の十善戒一時に滅失して、彼の陪臣の爲に勿體なくも非業の御最後を爲し玉ふ。然れば遠く支那國に武宗皇帝の例を残し、近く本朝に隱岐法皇の證據を顯す。然れば則ち念佛邪法淨土亡國の事明白なり、汝少しも疑ふこと勿れ少しも怪訝すること勿れ。唯須く凶惡を捨て、正善に歸し、本源を塞ぎ根本を斷ち截るべし。凶とは謗法の教亡國の法なり、善とは唯一佛乘護法の妙法なり。根、源とは法然選擇の淨土主義を指す。要するに念佛の凶惡を捨て法華の實善に歸し、衰世亡國の根源なる淨土宗を止め我此土安穩

の經王に依て息災安國を禱るべしと也。

〔大意〕

右第五段選擇集の非を彈じて法然の罪を問ふ下の大意は、客は法然上人の德を歎じ謗者と爲すべからざる由を難じ、主人は重て選擇を舉げて謗法を決し以て災難亡國は法然の宗教に原因する旨を答へたまふ也。

〔科文〕

第六、明古今上奏（一四頁來）爲レニ。初、客問（后、主人曰予の下、主答）又ニ。初、領主教

客聊和曰。

未究淵底數知其趣。

〔通解〕

嚮に色を作せる客も主人の諄々たる教訓を聞いて粗佛教權實の格式及び念佛謗法の所由を辨ふ、故に顔色を和けて曰へる様は、未だ徹底して法の正邪人の善惡は究めざれども、度々の教示に依つて粗念佛謗法亡國の趣を心得たりと也。

〔科文〕

后、難今上書

但自華洛至柳營。

釋門有樞鍵、佛家有棟梁。

然未進勘狀不及

上奏。汝以賤身輒吐秀言、其義有餘、其理無謂。

一五二

〔文釋〕 此は客が主人の今の安國論の上書を非難する文也。○華洛とは京都をいふ。柳營とは將軍の居處即ち鎌倉を指す、前漢の孝文帝の時に周亞夫なる偉傑將軍に任ぜられ軍を細柳の地に屯す、これより將軍の居處を呼ぶに柳營の語を以てするに至れりといふ。○樞は門の扉の樞にして鍵は門なり、棟梁とは家屋の大切な所にして棟はムネ梁はウツバリなり。釋門といひし故に樞鍵といひ、佛家といひし故に棟梁といふて文を華やかにしたるまでにて其意は唯樞鍵棟梁の肝要なる義を借つて以て諸宗の高僧碩學に比べ給ふ也。○政府に建白するに文章を以てするを勘狀といひ、言語を以てするを上奏といふ、但し上奏の語は兩方にも通ずべし。○秀はハグサと訓む、稻苗の中に生じ其形稻に似て苗を害するものなり、孟子に云く、「孔子惡似而非者惡秀恐其亂苗也」と今客吾祖の言を尤らしけれども似て非なるものなりと斥けて秀言を吐くといへる也。○有餘とは餘は餘殘の義にして未だ其義の盡さざるをいふ。

〔通解〕

貴説の如く縱令法然の選擇が非眞理なりとするも、併ながら西は京都東は鎌倉を中心と

して佛法には多くの名僧知識あれども、誰人も未だ曾て汝が如く我法然上人を邪僧とし選擇集を災の根源と斷じて政府へ建白したるものはなし、然るに汝は何等肩書もなき無名無位の賤しき身を以て輕々しく似て非なる惡口雜言を吐ひて敢て天下を諫言せんとするや。汝の論、尤の様に聞ゆるも其義理盡さざる所あり、甚だ謂れなきなり、宜く差控ふべしと也。

〔科文〕

后、主答（一五一頁來）又二。初、敍今上書意（后、舉平口嚴證）又三。初人賤法貴。

主人曰。予雖爲少量忝學大乘、蒼蠅附驥尾而渡萬里、碧蘿懸松頭而延千尋。

〔文釋〕

此より第六段主人の答辨なり。○少量とは、器量の少分なるを云ふ、此は客が汝賤き身を以てと毀れるに逆らはずして予は如何にも少器なりと謙讓し給ふ也。○蒼蠅碧蘿といふも亦皆謙辭にして以て御自身に比し。○驥尾松頭とは以て大乘法華に比したまふ也。○蒼蠅はアヲバイ、驥は一日千里の駿馬なり、蠅は飛ぶこと數歩に過ぎざるも若し驥尾に附すれば以て千里に到るとなり。○碧蘿はアヲキツタにて纖弱なる草なれども若し松頭に懸れば千尋にも延ぶとなり、八尺を一尋と

せば千尋は八千尺なり○通解知るべし。

〔科文〕 次、護法微衷。(一五三頁來)

弟子生^レ一佛之子^{コト}事^{ツカウマツル}諸經之王^ニ何見^{ソテ}佛法之衰微^ヲ不起^{ザランヤオコサ}起^ニ心情之哀^イ惜^{セキヲ}。

〔廣本〕 不起^レ起^ニ心情哀惜^一の下、左の經文を引けり。

法華經曰、藥王今告^レ汝^ニ我所說^ノ諸經[、]而於^ニ此經^中法華最第一^{ナリト}。又云、我所說^ノ經典無量千萬億^{ナリ}、已說^ニ今說^キ當說^ニ、而於^ニ其中^ニ此法華經^ハ最爲難信難解^{ナリ}。又云、文殊師利、此法華經^ハ諸佛如來秘密之藏^{ナリ}、於^ニ諸經^中最在^ニ其上^ニ。又云、衆山之中須彌山爲第一^{ナリ}、衆星之中月天子最爲第一^{ナリ}、又如^ニ日天子能除^ク諸闇^一、又如^ニ大梵天王[、]一切衆生之^{ナル}父^ハ有^ニ能受^ニ持^{スル}是經^一者、亦復如^シ是[、]於^ニ一切衆生^中亦爲第一^{ナリト}。(三六〇)

〔文釋〕 弟子とは吾祖自身を指す○一佛とは唯一教主三德有縁の釋尊をいふ○諸經之王とは、諸經中王最爲第一の法華經をいふ○佛法之衰微とは法華中心の佛教の衰頽をいふ○心情之哀惜とは所謂我不愛身命但惜無上道の護法の赤誠をいふ。

〔通解〕 吾れ弟子苟くも釋尊の子と生れて何ぞ孝の情なからん、法華の王に事へて何ぞ忠の心なからん、然らば則ち今何ぞ彼の法然が選擇に由て佛日の光微に經王の威衰へたるを見ながら之を惜み哀むの心情を起さずして可ならんや。予は飽まで上奏を企て法國の恩を報ぜずんばあるべからずと也。

〔科文〕 後、出^ス佛誠^一。(一五三頁來)。

其上^ノ涅槃經云^ク。若善比丘^{アツテ}見^テ壞^{ラン}法者^ヲ置^テ不^ニ呵^シ嘖^ク駢^ク遣^ク舉^ク處^ニ當^レ知^ル是人^ハ佛法^中怨^ノ、若能^シ駢^ク遣^ク呵^シ嘖^ク舉^ク處^ニ是我^ガ弟子^ノ眞聲聞^也也。余雖^モ不^レ爲^ス善比丘^之身[、]爲^ニ遁^ニ佛法^中怨^之責[、]唯撮^ニ大綱^ヲ粗示^ニ一端^ヲ。

〔廣本〕 是我弟子眞聲聞也の下、左の經文を引けり。

法華經云、我不^レ愛^ニ身命^一惜^ニ無上道^一。大涅槃經云、譬如^ニ王使^ノ善能談論^シ巧^ニ於方便^一、奉^ニ命他^ノ一^ニ室喪^ニ身命^一終^ニ不^レ從^ニ王所^ノ說^ノ言^一教^一、智者亦^モ爾^{ナリ}於^ニ凡夫^中、不^レ惜^ニ身命^一要^ニ必^ニ宣^ニ說^一。大乗方等如來秘藏一切衆生皆有^ニ佛性^一已上 (三六二) 經文

〔文釋〕 其上とは、鄭重に之を論ず故に斯くいふ○涅槃經は南本「長壽品」の文なり、北本は「壽命品」に出づ、會疏第三に章安云く「結判眞僞不レ治毀禁壞亂佛法中怨、無レ慈詐親是彼人怨、能糾治者是護法聲聞眞我弟子、爲レ彼除惡即是彼親」と。又吾祖「成佛用心鈔」に亦此涅槃の文を引て曰く「此文の中に見壞法者の見と置不呵責の置と能々心腑に染むべき也、法華經の敵を見ながら置てせめずんば師檀ともに無間地獄は疑なかるべし、南岳大師の云く與諸惡人俱墮地獄」と云へり○呵嘖とは専ら言論の折伏なり。駭遣とはカリヤルにて居處を追出すなり○舉處とは其罪を糾舉處斷の義、罪の輕重を判斷して處分すること也。

〔通解〕 涅槃經には、若し智德兼備の僧侶たりとも、謗法の者を見て、之を折伏せずんば、是の人は佛法の怨、吾が敵、且は謗法者の爲にも亦怨敵なり。然るに若し能く之を折伏せば、是れ我が弟子であり、眞正なる聲聞でもあり、又謗法者の親でもあるぞと誠めたまへり。日蓮は敢て善き僧侶に當らねども、苟も佛弟子の一分なれば亦佛法中怨の責を遁れんが爲に數々法然が謗法罪を責るなり、敢て其人を惡むにあらず、然るに上來示す所は唯破邪顯正の大意を撮て其一端を教ゆるのみ、若夫詳細は一朝一夕の談にあらずと也。

〔科文〕 后、擧昔日嚴譴（一五三頁來）

其上。去元仁年中自延曆興福兩寺、度度經奏聞、申下勅宣御教書、法然之選擇印板取上大講堂、爲報三世佛恩令燒失之、於法然墓所仰付威神大神人令破却、其門弟隆觀聖光成覺薩生等配流遠國、其後未許御勘氣、豈未進勘狀云也。

此文は第六段主答の結論にして、過去に於ける嚴重なる法然及び其門下の處罰を擧げたまふ也○元仁は人皇八十六代後堀河天皇の年號なり、さて嚴に專修念佛を禁ぜらるゝこと凡五度なり、而るに今特に元仁を指し給ふものは、其頃別して嚴しく之を處罰し、選擇の印板を燒き棄て、法然の墓を發き、其骸骨をば鴨川へ流刑に處せられしが故也○興福寺は四十三代文明天皇の朝和銅三年藤原不比等の建つる所大和奈良にあり法相宗也○兩寺の奏狀及び勅宣御教書等は吾祖別に「念佛者追放宣狀事」(二七二)を作りて之を詳にしたまへり、往て拜せよ○奏聞とは下より朝廷へ言

上するをいふ○天皇の語を勅宣といひ將軍の語を御教書といふ○法然墓所は東山の太谷にあり。感神「廣本」等には感神院とあり、京都祇園の院號にして本と叡山の末寺なり、大神人とはイヌジニと訓じ俗にツルメソウといふ、祇園の奴僕にして平素は杵クツ又は弩弦ユミツルを作て業となし、祭禮の時には輒ち神輿を舁ぐ者也○隆觀は普通隆寛と書く長樂寺の派祖多念義を立つ、聖光は鎮西の派祖該宗の中堅なり、成覺房辛酉一念義を立つ、此外に善慧房證空即ち西山派祖、覺明房長西諸行本願義を立つ、此二師を前の三師に加へて法然の五上足といふ。薩生は其傳未詳なるも一説には聖光の門人滿願なりといへり。法然の遠流のことは本文に表はされざるも蓋し歿後に於ける弟子の流刑を擧げて師を含ますなるべし。而るに更に一言せば、元久元年(元仁元年を距る廿年前)の冬山門大講堂の庭に三塔(東塔、西塔、横川)會合して專修念佛を停止すべきよし座主眞性大僧正に訴ふ、其後法然七箇條の起請文を認め、門徒の者宿八十餘人の連署にて山門座主に陳謝す、同じく三年の十二月後鳥羽院熊野行幸の砌り法然弟子住蓮安樂等鹿谷に別時念佛を始め、宮女を無斷に出家せしめしかば、院逆鱗ありて翌建久二年二月(元仁元年を距る十七年前)六條河原にて二人を死罪に行はれ、師法然をも度牒を召し藤井元彦なる俗名を下して讃岐の子松の庄に遠流せしめらる。而して其後別に赦免

のことなし、故に未許御勘氣と言へる也。建曆二年(元仁元年を距る十二年前)法然の死と共に選擇の版本世に出でしかば華嚴宗樞尾の明慧は直に「摧邪輪」三卷及「莊嚴記」一卷を著して十六難を擧げ、嘉祿年中に至り定照は彈選擇を作りて之を駁し、之を隆寛に贈る、隆寛直に「顯選擇」を作りて之に答ふ、定照怒りて山門の徒と計り朝廷に訴へて源空の廟を毀ち更に隆寛成覺等を流刑に處す、之を彼家にて嘉祿(元仁二年、嘉祿と改曆)の法難と稱す。

〔通解〕 汝は嘗て諸宗より法然攻撃の勘狀を政府に進らせし者なしといふも、然らず、彼が生前既に流刑等に處せられしのみならず、其死後にありても亦既に延曆寺興福寺等より、度々法然邪法禁制の奉聞を爲して、朝廷よりは敕宣を賜ひ、幕府よりは御教書を下して、法然を罪せられ「選擇集」の板木を叡山の太谷に取上げて、三世の佛恩を報ぜんが爲に之を燒棄て、且つ法然が墓所を祇園の大神人に命令して其屍をあばき、其上門弟隆觀聖光成覺薩生等は遠流せられたり。而して其後今日に至るまで師弟共に正式に御勘氣を許されたることなし。如此事實あるに拘らず汝は古來誰人も法然を彈劾せしものはなしといふ、豈に歴史を無視するものにあらずして何ぞやと也。

〔大意〕 要するに右第六段法然詰責の上奏文を引く下の大意は、客は勘狀の進否を糺して主人の

僭上を詰り、主人は謗法者には訶責を加へねばならぬ由を示して既に兩寺の勘狀をば上奏せし等の事實ありと答へたまふ也。

〔科文〕 第七、明_ス攘災_ノ方術_ヲ（一四頁來）、又二。初客問（后、主人曰余の下、主答）、又二。初、難_ニ今書_ヲ。客則和曰、下_レ經_ヲ謗_レ僧_{一人}難_レ論_{。然}而以_テ大乘經六百三十七部二

千八百八十二卷、並一切諸佛菩薩及諸世天等、載_ニ捨閉閣拋四字_ヲ、其詞勿論也、其文顯然也。守_ニ此_ノ瑕瑾_成其_ノ誹謗_迷而言_歟、覺_ニ語_歟。賢愚不辨、是非難定。

〔文釋〕 此より大段第七攘災の方術を明す中、客問の段にて今の安國論の論旨を尙非難する文也。○瑕は疵と同じく玉に疵あるなり。瑾は美玉なり。意は選擇は其美しくしきこと譬へば猶金玉を鑿めたるが如くなれども唯捨閉閣拋の四字のみが是所謂玉に疵なるべし、然れども瑕瑾につけいつて上書するは行過ぎたることなりと也。

〔通解〕 上來主人が經釋事實等を擧げて親切に教訓し給ひしが故に、旅客も今は全く和いで息災の術を求むるに至れども猶半信半疑を懷きて曰く。さて前來主人は屢々我法然上人をば諸佛諸僧の怨敵なりなど論し給へども、其法然が諸經を下し衆僧を謗りしことは深き理由あることならんも其是非得失は吾れ一人にては論定し難し。然れども法然上人が衆經諸佛菩薩諸神等をば悉く捨閉閣拋の四字を以て誹謗せることは隠れもなき事實にして、其文詞は選擇集の中に顯然たり。而るに此捨閉等の四字は是全く白玉の微瑕に過ぎず、微瑕あるが放ち白玉を捨つるは良匠の爲さざる所なり。今主人捨閉等の四字あるを見て選擇の寶典を斥ひ之が誹謗を爲すは、迷て言ふか將た覺つて語るか、日蓮賢にして安國論の主張是なるか、抑々法然愚にして選擇集の言論非なるか輒く辨ち定め難しと也。

〔科文〕 后、謂_ニ求攘災之法_一（一六〇頁來）
但災難之起、因_ニ選擇之由_、盛增_ニ其詞_彌談_ニ其旨_、所詮天下泰平國土安穩、君臣所樂、士民所思也。夫國依法而昌、法因人而貴、國亡